

部落解放研究第41回倉吉市集会

～部落の完全解放と人権の確立を全市民の力で～

【記録集】

人権・同和問題に関する市民意識調査の結果から、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために市民一人一人が学習と実践に取り組もう



とき:2013年8月25日(日)10:00～16:00

ところ:倉吉未来中心・倉吉交流プラザ

主催 部落解放研究第41回倉吉市集会実行委員会

目 次

1	実行委員長あいさつ	1
2	開催要項	2
3	日 程	4
4	基調提案	5
5	あいつぐ差別事象（報告）	11
6	市集会の歩み	13
7	女性集会のはじまり	14
8	講演会	
	講演資料	15
	講演記録	17
9	分科会	
	分科会発表者一覧表	36
	第1分科会	37
	第2分科会	44
	第3分科会	50
	第4分科会	59
	第5分科会	64
	第6分科会	77
	第7分科会	84
10	集会アピール	96
11	実行委員名簿	97

主催者あいさつ

部落解放研究第41回倉吉市集会
実行委員長 石田 耕太郎

本日、部落解放研究第41回倉吉市集会を開催しましたところ、ご来賓の方々をはじめこのように多数の皆様のご参加をいただき、盛大に開催出来ますことを心より感謝を申し上げます。

本集会は、1973年（昭和48）に部落解放研究第1回倉吉市集会を開催以来、部落問題の解消を中心課題に据え様々な人権課題の解消をも視野に入れて、「市民集会」として幅広く教育研究や啓発活動の実践に大きな成果を上げて来たところです。

さて、本市は2011年度（平成23）にスタートしました「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」は3年目を迎えて、人権尊重都市像の「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」をめざして、様々な人権施策を進めています。特に、昨年4月には個人情報等の不正取得抑止をめざした登録型「本人通知制度」をスタートさせています。市民の皆様にご理解いただくよう周知を図っているところであり、8月5日現在、登録者数155人、通知件数10件となっております。

また、今年の4月26日に発見されました差別落書きは、同和地区の人や障がいのある人を誹謗中傷し、卑劣で市民の目を強く引きつけるように書かれており、私たちが取り組んでいる人権教育・啓発活動に挑戦的で到底許されないものです。そして、二度と同じ行為が起らないようにするためにも、市民の皆様と協働してより一層の人権教育・啓発活動の推進が重要であると痛感しているところです。

本集会は、このような現実起こった差別事象を踏まえ、これまでの市集会の歩みを振り返り部落差別の現実に学びながら、市民一人一人が自らの課題としてあらゆる差別の解消に向けて行動していかなければならないと思っています。

今回は、昨年9月に実施しました「人権・同和問題に関する市民意識調査」結果を踏まえ、今後の人権啓発のあり方や様々な人権課題の解消に向けて、家庭、地域、職場、保育園、幼稚園、学校等、様々な生活場面で自分にできることを話し合おうと準備が進められてきました。

今回、全体会講師にお迎えした上杉孝實（うえすぎ たかみち）さんは、自治体における部落解放をめざす人権啓発のあり方について研究され、国や自治体の人権啓発体制等について提言されておられます。

ご講演では、今日の様々な人権課題の現状と課題や本市の市民意識調査結果を踏まえ、人権教育や啓発活動に携わる私たちに、部落解放の視点から見た人権啓発のあり方について示唆を与えていただけるものと思います。

本日の講演会や分科会で討議を深められ、「参加してよかった」と思える研究集会となりますよう、また、我がまち倉吉がより一層豊かに発展しますよう祈念し、主催者を代表して私の挨拶といたします。

部落解放研究第41回倉吉市集会開催要項

1 目 的

本市は、「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」策定3年目を迎えました。昨年9月に効果的な人権政策の基礎資料に活かすため、人権・同和問題に関する市民意識調査（以下、「人権市民意識調査」という）を行いました。

今、社会情勢や市民の人権意識の変化を踏まえ、日々の暮らしの中にある様々な人権課題の掘り起こしと課題解決への学習を積み重ね、私たち一人一人は部落解放へのあゆみに学びながら自らの人権意識を振り返り、あらゆる被差別当事者に寄り添って、幼稚園・保育園、学校、家庭、地域、企業等において相互に連携しながら人権教育・啓発の研究と実践が求められています。

本集会は、人権市民意識調査の結果をもとに、これまでの取り組みを検証し今後の人権教育・啓発の課題を明らかにし、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取り組みや人権を大切にする学習と実践を深め合う「市民集会」として、参加者が自らの思いで実践発表や意見交換を行い、市民一人一人が力を合わせて、誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めるため開催します。

2 主 催 部落解放研究第41回倉吉市集会実行委員会

3 日 時 2013（平成25）年8月25日（日）10時から16時
（受付開始9時30分から）

4 会 場 全体会 倉吉未来中心 大ホール
分科会 倉吉未来中心、倉吉交流プラザ

5 研究主題 “部落の完全解放と人権の確立を全市民の力で”
～人権・同和問題に関する市民意識調査の結果から、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために市民一人一人が学習と実践に取り組もう～

6 参加対象 全市民

7 日 程

9:30 10:00 10:30 12:10 13:00 16:00

受 付	全 体 会		休 憩	分 科 会
	開会行事	講 演 会		

8 全体会

(1) 講演会

演題：「部落解放をめざす人権啓発のあり方」

～人権・同和問題に関する市民意識調査結果から～

講師：上 杉 孝 實 さん（うえすぎ たかみち）

【京都大学名誉教授】

9 分科会（構成）

分科会	分野名	テーマ	会場
第1分科会	同和問題	自分と同和問題とのかかわり (サブテーマ) ～今までの自分明日からの自分～	交流プラザ 第1研修室 (40) 第2研修室 (20)
第2分科会	女性の人権	女性の人権(家庭・地域・職場) (サブテーマ) ～次世代へつなげよう男女共同参画意識～	交流プラザ 視聴覚ホール (75)
第3分科会	障がいのある人の人権	障がいを知り、共に生きる社会をめざして (サブテーマ) ～自分らしく生きるということ～	リハーサル室 (70)
第4分科会	高齢者の人権	高齢者の人権を考える (サブテーマ) ～地域のつながりと家族のきずなを結ぶ～	セミナールーム 1 (56) 2 (30)
第5分科会	子どもの人権	子どもの心 ちょっと複雑 (サブテーマ) ～これを聴けば思春期なんてこわくない～	セミナールーム3 A・B (180)
第6分科会	マイノリティの人権	隣人として、ともに暮らすために (サブテーマ) ～外国にルーツを持つ人・障がいや病気にかかわる人などマイノリティの人権を考える～	セミナールーム 7 (42) 6 (30)
第7分科会	基本的人権	「人権」の学び直しをしよう (サブテーマ) ～わたしたちの生活と人権～	セミナールーム 4 (40) 5 (30)

※ 手話通訳については、事前受付があった場合のみ行います。

※ 託児(対象は生後5ヶ月から小学校低学年)を行いますので、事前にお申込ください。

10 部落解放研究第41回倉吉市集会実行委員会構成団体

倉吉市同和教育研究会 部落解放同盟倉吉市協議会 倉吉市保育園長会 倉吉市私立幼稚園協会 倉吉市小学校長会 倉吉市中学校長会 倉吉市小学校人権教育主任者会 倉吉市中学校人権教育主任者会 中部地区高等学校同和教育研究会 倉吉市小学校PTA連合会 倉吉市中・養護学校PTA連合会 倉吉市同和問題企業連絡会 倉吉市同和对策雇用促進協議会 倉吉市公民館連絡協議会 倉吉市自治公民館連合会 倉吉商工会議所 連合鳥取中部地域協議会 倉吉市職員労働組合 倉吉市建設協議会 J A鳥取中央 倉吉市社会福祉協議会 倉吉市社会福祉施設連絡協議会 倉吉市老人クラブ連合会 倉吉市保護司会 倉吉人権擁護委員協議会 倉吉市民生児童委員連合協議会 倉吉市身体障害者福祉協会 倉吉市手をつなぐ育成会 倉吉市精神障がい者家族会 倉吉市仏教会 倉吉市女性連絡会 倉吉男女共同参画推進会議 鳥取県在日外国人教育研究会・倉吉 倉吉市児童館連絡会 倉吉市母子寡婦福祉連合会 倉吉市更生保護女性会 倉吉市食生活改善推進員連絡協議会 倉吉市連合婦人会 鳥取県男女共同参画センター 各地区同和教育研究会 各地区同和教育推進員連絡協議会 各保育園保護者会 各幼稚園PTA 各小学校・各中学校・養護学校PTA 鳥取県自閉症協会 在日本大韓国民団鳥取県地方本部倉吉分団 在日本朝鮮人総联合会倉吉支部 倉吉市教育委員会 倉吉市

【事務局】 部落解放研究第41回倉吉市集会実行委員会事務局

倉吉市葵町722 (倉吉市企画振興部人権局人権政策課内)

TEL: 0858-22-8130 FAX: 0858-22-8135

《 日 程 》

全 体 会

受 付 9:30 ～

1 開会行事 10:00 ～ 10:30

主催者あいさつ	実行委員長	石 田 耕太郎
来賓あいさつ	倉吉市議会議長	谷 本 修 一
	部落解放同盟倉吉市協議会委員長	杉 根 修
基調提案	副実行委員長	相 見 槻 子
閉会あいさつ	副実行委員長	中 江 雅 文

2 講演会 10:30 ～ 12:00

演 題 「部落解放をめざす人権啓発のあり方」
～人権・同和問題に関する市民意識調査結果から～

講 師 京都大学名誉教授 上 杉 孝 實 (うえすぎ たかみち) さん

昼食・移動 12:10 ～ 13:00

分 科 会

受 付 12:30 ～

1 分科会討議 13:00 ～ 16:00

第1分科会 (同和問題) : 倉吉交流プラザ 第1・第2研修室

テーマ「自分と同和問題とのかかわり ～今までの自分 明日からの自分～」

第2分科会 (女性の人権) : 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

テーマ「女性の人権 (家庭・地域・職場) ～次世代へつなげよう男女共同参画意識～」

第3分科会 (障がいのある人の人権) : 倉吉未来中心 リハーサル室

テーマ「障がいを知り、共に生きる社会をめざして ～自分らしく生きるということ～」

第4分科会 (高齢者の人権) : 倉吉未来中心 セミナールーム1・2

テーマ「高齢者の人権を考える ～地域のつながりと家族のきずなを結ぶ～」

第5分科会 (子どもの人権) : 倉吉未来中心 セミナールーム3

テーマ「子どもの心 ちょっと複雑 ～これを聴けば思春期なんてこわくない～」

第6分科会 (マイノリティの人権) : 倉吉未来中心 セミナールーム6・7

テーマ「隣人として、ともに暮らすために

～外国にルーツを持つ人・障がいや病気にかかわる人などマイノリティの人権を考える～」

第7分科会 (基本的人権) : 倉吉未来中心 セミナールーム4・5

テーマ「“人権” の学び直しをしよう ～わたしたちの生活と人権～」

2 閉 会 16:00

部落解放研究第41回倉吉市集会基調提案

1 はじめに

本市では、倉吉市第11次総合計画のなかの基本目標として「だれもが認め合い、理解し合い、協力し合える人権尊重のまちづくりを進める」を掲げ、同時に人権施策の「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」実現に向け、総合的及び計画的に様々な人権施策が推進されております。

さて、東日本大震災から2年5ヶ月が経過しました。現在も、東京電力福島第一原子力発電所による放射能漏れ事故によって、多くの住民が住み慣れた地域から強制的に避難を余儀なくされ、今日においても精神的・肉体的・経済的等において大きな負担を強いられています。また、人権尊重の視点から、復興支援と福島から他県に避難された方々や福島で生活されている方々に対する差別や人権侵害を許さない人権啓発の取り組みが求められます。

この大震災を契機にして、すべての人たちが「安全・安心」な生活を送るためにどうしたらよいか考え、一人一人の命の尊厳と人と人とのつながりの大切さを見直していくことが求められています。

また、昨年は全国水平社創立90周年の年を迎えて、全国水平社創立の理念である「人間の尊厳は尊ばれ、誇りうるものである」とする崇高な精神は普遍的（すべてに共通するもの）な原則であり、守るものであることを再認識しました。さらに、日常生活の中に潜んでいる予断と偏見をはじめ、戸籍等の不正取得事件や土地調査差別事件にみられる根強い差別意識や忌避意識、インターネット上の差別や人権侵害の現実について、改めて市民一人一人が力を合わせて行動することの大切さを学び合いました。

本集会は、これまでの同和教育実践40年のあゆみを検証し、市民一人一人が自らの人権意識や行動化を振り返り、同和教育問題をはじめあらゆる人権問題の解消をめざし、共に学習と実践を学び合う「市民集会」として、市民一人一人が力を合わせて「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」の実現をめざしていくため開催します。

2 「人権」をめぐる国内外の情勢

21世紀のキーワードは「平和・人権・環境・福祉」と言われて来ましたが、世界各地において民族、宗教、イデオロギー等の対立による紛争が後を絶たず多くの尊い命が失われている現実があります。

国内では、経済不況による経済格差の進行により生活保護世帯の増加、14年間連続して3万人を超える自殺者、就学援助を受ける子どもも増加しています。さらに、いじめ、不登校、虐待、DV※1やセクハラ、パワハラ※2、社会的弱者・マイノリティを排除したり攻撃する事件も頻繁に起こっています。また、北朝鮮による日本人拉致問題は鳥取県としても深い関わりがある問題です。

国連は、「人権教育のための国連10年」を引き継ぐ「人権教育のための世界プログラム」を示し、人権教育の推進を世界各国に呼びかけています。

国は、1996（平成8）年に「人権擁護施策推進法」の制定、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権施策（教育・啓発）の充実を図ってきました。特に、我が国固有の人権問題である同和教育問題に関しては、2002（平成14）年をもって「特別措置法」は失効したものの「特別対策の終了、一般施策への移行が同和教育問題の解決への取り組みを放棄するものでない」と明言し、これまでの同和教育事業の成果を

損なうことなく、一日も早く解決するよう努力することは国際的な責務であるとしています。

また、すでに署名をしている「障害者権利条約」は、国内関連法の整備がなされ一日も早い批准が求められています。

鳥取県では、1996（平成8）年に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、それに基づき様々な人権政策が取り組まれています。特に、人権侵害被害者救済の観点から2008（平成20）年度から人権相談窓口が開設され、さらに、2009（平成21）年度より「条例」を一部改正し、人権相談を発展させた「人権尊重社会づくり相談ネットワーク」を構築し、あらゆる人権相談に総合的に対応し窓口の支援充実を図っています。

本市では、1994（平成6）年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が制定され、それを受けて1996（平成8）年に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」が策定されました。その後、社会情勢や市民の人権意識の変化に伴い、2009（平成21）年に人権擁護・救済、相談活動の充実などを盛り込んだ「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の一部改正が行われ、2011（平成23）年度よりこの「条例」の精神に基づく「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」がスタートし3年目を迎えています。

そして、昨年4月に導入された「本人通知制度」は、5月30日現在で登録者数125名、通知件数が6件あり、八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）による戸籍等の個人情報不正取得を防止する効果が現れています。

また、全国初の「倉吉市高齢者虐待防止条例」、「倉吉市落書きの防止に関する条例」などが制定され人権施策が推進されています。

3 部落差別をはじめあらゆる差別の現状と課題

近年の同和問題の現状では、不動産取得に関わってその所在地が同和地区かどうかの聞き合わせがあるなど、同和地区の家屋や土地など不動産に対しても忌避意識が現れているものがあります。また、インターネット上に市内の同和対策事業で建設された公共施設が明示され、明らかにここが同和地区であると認識させるような地図が掲載されたままであり、特定の人々に対して誹謗中傷する記述が見られます。

戸籍等の個人情報不正取得事件では、2011（平成23）年11月に愛知県で警察官や市民の戸籍謄本が不正取得され、探偵会社代表や司法書士等の5人が戸籍法違反等で逮捕されました。組織的犯行でこれまで2万枚の職務上請求書を偽造し、1万5千枚以上を使って住民票や戸籍謄本を不正取得し身元調査などに使用し、1件につき1万円の手数料を取り利益を得ていたことが判明しました。鳥取県内でも倉吉市3件、米子市9件、鳥取市9件、八頭町1件、琴浦町1件等23件の不正取得が確認されています。

さらに、昨年9月にも調査会社代表等が1万件以上の戸籍謄本等を不正取得したことが確認されています。この現実には、今なお被差別部落に対する予断と偏見があり、今でも結婚差別につながる身元調査が行われ、同和地区出身かどうかの身元調査を必要とする国民のニーズがあり、部落差別の現実が深刻化しています。

今年4月には、市内で被差別部落の人や障がいのある人を冒涇する差別落書きが発見されました。この行為は、確信犯的で部落差別や障がい者差別を煽り、私たちの人権教育・啓発活動の実践を否定した反社会的行為であり、市民生活に重大な不安を与えるもので到底許すことはできません。

女性の人権問題では、男女共同参画社会の推進は男性の問題でもあり、本市においては20

04（平成16）年に「倉吉市男女共同参画推進条例」が制定され、また、2011（平成23）年度からスタートした男女共同参画社会の形成を推進する「第4次くらし男女共同参画プラン」に基づき、女性も男性も誰もが性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて様々な啓発活動が進められています。しかし、未だ残る慣習や社会通念が女性の社会進出を阻んでおり、また、DVやセクハラなど女性差別が背景にある性暴力は深刻な実態があります。

障がいのある人の人権課題では、近年、様々な障がい者施策が推進されてきたことにより、ノーマライゼーション※3の理念が徐々に浸透し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン※4に基づくまちづくりが進められ、障がいのある人の人権に関する認識が高まってきました。

障がいのある人の差別を解消するために、2011（平成23）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定されました。今年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、この法律は、2016（平成28）年4月から施行されます。また、鳥取県でも全国初の「手話言語条例（仮称）」の制定をめざした取り組みが進められています。しかし、障がいのある人に対する誤った理解や偏見から生じる差別は依然として存在し、障がいのある人を取り巻く社会環境は厳しいものがあります。

子どもの人権問題では、近年、情報化や国際化、少子高齢化や一人親家庭の増加、また経済低迷に伴う厳しい労働雇用の状況など、子どもを取り巻く社会情勢の変化に伴い、保護者の価値観やライフスタイルも変化し、地域の人と人とのつながりも希薄化していると指摘されています。それらの理由により、子どもの学力や生活習慣などに様々な課題が生まれており、「いじめ」「不登校」「虐待」「DV」等の課題も大きな社会問題としてあり、虐待防止につながる子育て支援や子どもに対する大人の人権意識の向上が求められます。

高齢者の人権問題では、高齢化が進む中で、高齢者が家族から受ける身体的虐待や介護放棄、経済的虐待が問題になっています。高齢者の一人世帯や高齢者世帯が増加し、高齢者の生活と人権を考えなければならない課題があります。

外国にルーツを持つ人の人権問題については、戦前からの在日コリアンをはじめとした人々に対する差別の歴史があり、現在でも人権侵害は続いています。また、国際化の進展に伴い私たちの身近なところに住んでいる新たな外国人への正しい理解や人権保障も進んではいません。それは、互いの歴史認識や社会認識が共有されていないことや言語や文化の違いを理解しようとしなないことで、偏見や差別が生じているからです。また、法や社会制度にかかわる人権保障の課題も多くあります。法や社会制度の改善を進める中で、歴史や現状の学び直しを通じた多文化理解活動、互いに触れ合う共生活動がより重要となっています。

マイノリティの人権課題では、住民同士の誹謗中傷や噂の流布など、人間関係の希薄化が懸念されています。今後は、少子高齢化の急速な進展や地域社会の変化に伴い、景気や雇用の悪化、貧困と経済格差の拡大など今日の社会情勢によって新しく生じてくる人権問題に対しても、すべての人の人権を尊重する視点に立って、その問題の解決に向けた取り組みを推進していく必要があります。

同和問題やあらゆる人権問題は、同情や哀れみで解決できるものではありません。差別は、私たちの社会と文化、人間としての生き方の問題であり、差別をなくするという事は長い歴史によって歪められてきた人間と人間との関係や文化を築き直すことなのです。私たちは、学習と実践を通して自らの差別意識から解放され人権尊重のまちづくりを共に進めなくてはなりません。

4 人権・同和問題に関する市民意識調査結果より

昨年実施された人権・同和問題に関する市民意識調査結果（回収率 40.1%、有効回答票 802：調査票配布数 2,000）では、**基本的人権**については、暮らしの中で身近に感じている人権課題については、「安定した生活ができる」が 29.6%と最も高くなっています。**差別と人権侵害**については、日常生活の中で差別や人権侵害を受けたことがあるかどうかについて、「ある」と答えた人は合わせて 20.2%、「ない」と答えた人は合わせて 69.1%と人権侵害を受けたことがない人が約 7 割でした。また、差別や人権侵害を受けたときの相談先は、「友人、同僚、上司」が 28.9%と最も多く、次いで「両親、兄弟、子ども、親戚」(19.5%)で、「何もしなかった」も 18.3%と多くあります。

差別体験の有無については、差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがあると回答した総件数は約 600 件でした。

《その内容》

- (1) 同和地区（被差別部落）の人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどの回答件数は 191 件と多い。その内容は「差別発言」（61 件）が 31.9%、次いで「結婚での反対」（49 件）が 25.7%、「差別落書きや差別投書」（24 件）が 12.6%、「身元調査や問い合わせなど」（22 件）が 11.5%、「インターネット上の不当な書き込み」（21 件）が 11.0%など。
- (2) 障がいのある人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどの回答の総件数は 248 件である。身体障がいのある人については 80 件、知的障がいのある人については 83 件、精神障がいのある人については 85 件となっており、障がい種別の回答はほぼ同数である。その内容は「差別発言」（99 件）が最も多く 39.9%、次いで「住民としての交流や付き合いを避ける」（51 件）が 20.6%、「就職時や職場での不利な扱い」（39 件）が 15.7%、「インターネット上の不当な書き込み」（30 件）が 12.1%など。
- (3) アイヌ先住民に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどの回答件数は 13 件、うち「結婚での反対」が 5 件です。
- (4) 外国にルーツを持つ人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどの回答件数は 28 件、うち「差別発言」（11 件）が 39.3%、「インターネット上の不当な書き込み」（9 件）が 32.1%など。
- (5) 病気にかかわる人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどの回答件数は 58 件。その内容は「差別発言」（21 件）が 36.2%、「就職時や職場での不利な扱い」（15 件）が 25.9%など。
- (6) 刑を終えて出所した人に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどの回答件数は 23 件。その内容は「差別発言」（8 件）が 34.8%、「住民としての交流や付き合いを避ける」（5 件）が 21.7%、「インターネット上の不当な書き込み」（4 件）が 17.4%など。
- (7) 犯罪被害者やその家族に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどの回答件数は 21 件。その内容は「インターネット上の不当な書き込み」（9 件）が 42.9%占めています。
- (8) 性的マイノリティ※5 に対する差別的な言動やしぐさ、落書きなどの回答件数は 15 件。その内容は「インターネット上の不当な書き込み」（5 件）と「住民としての交流や付き合いを避ける」（5 件）とする回答で 3 分の 2 を占めています。

学習機会については、過去 5 年間に人権問題に関する研修会等に参加したことがある人は 63.6%で、その研修会等の主催で最も高い割合の回答は「地区公民館が主催」（28.8%）が最も多く、次いで「倉吉市・倉吉市教育委員会が主催」（16.5%）、「学校や幼稚園・保育園、PTA・保護者が主催」（14.2%）、「各地区同和教育研究会が主催」（13.5%）、「企業や職場が主催」（11.4%）の順に多くありました。

部落差別の現状については、「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが同和地区の人々に対する差別意識は解消されていない」が 27.2%と最も高くなっています。次いで「同和地

区の生活環境はおおむね改善されたが、就労面や教育面などの格差や同和地区の人々に対する差別意識などは解消されていない（13.7%）、「今なお多くの分野で格差や差別意識が現存している」（9.2%）、合わせて50.1%の人が、部落差別が今もあり差別意識が解消されていないと考えています。しかし、24.4%の人が「部落差別はない」と考えています。なお、「わからない」とする回答は17.6%ある。同和地区にある物件（住居）に対する忌避意識では、「条件が合えばこだわらない」（45.4%）が最も高く、「避けると思う」（23.8%）より21.6ポイント高くなっています。なお「わからない」が27.4%と2番目に高い。

結婚問題の対応では、「同和地区の人であるかないかに関係なく子どもの意思を尊重する」（53.1%）が最も高く、「自分としてはややこだわりがあるが子どもの意見を尊重する」（21.7%）を合わせると74.8%の人が子どもの意思を尊重するとしています。しかし、5.1%の人が結婚は認めないと回答しています。なお「わからない」が11.0%あります。

このような結果からも、市民の人権意識の希薄化や部落差別をはじめあらゆる人権問題に対する差別意識の存在、学習機会への参加状況、自らの課題として問題解決に向けた行動化等の課題が伺えます。

5 分科会での討議を深めるために

分科会では、これまでの同和教育が確立してきた原則を踏まえ、憲法で保障された基本的人権に関わる課題である同和問題の解決を中心課題に据え、部落差別の現実に深く学びながら、人間の生き方や地域社会のあり様を問い直し、暮らしの中にある様々な人権課題や地域課題に気づき解決していく取り組みへと発展してきました。

討議を深めるにあたっては、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決とすべての人々の人権の確立をめざし、次の事項を念頭において話し合ってください。

- (1) 「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の理解を深め、行政と市民との協働による「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」に向けて、自分と人権問題とのかかわりを出し合い、自分にできることを話し合う。
- (2) 同和教育推進組織（倉吉市同和教育研究会・中学校区同和教育研究協議会・地区同和教育研究会・地区同和教育推進員連絡協議会など）や様々な市民団体が活動していますが、各組織が連携を取りながら効果的な取り組みを図るにはどうしたらよいか。
- (3) 1974（昭和49）年から実施している同和教育町内学習会は、同和問題をはじめあらゆる人権問題を考える貴重な住民学習の場となっています。住民同士がつながり合いを深め、居住地域のあらゆる人権課題や生活課題を出し合い、その課題解決に向けて行動できるよう同和教育町内学習会のあり方を話し合う。
- (4) 日常生活の様々な場面で、自分自身が差別や人権侵害に出合ったり、受けたことがないかなどを振り返りながら、差別を見抜き、許さず、積極的に行動できる力を身につけなければなりません。そのための知識、スキル（技能）、態度を育てる学習方法はどうか。
- (5) 人権教育・啓発の推進は、行政をはじめ幼稚園・保育園、学校、家庭、地域、企業、職場、PTA、保護者会、各種市民団体等が積極的に取り組むべき課題です。

分科会の構成は、参加者の思いや願いが率直に語られ、幅広い年代層による多面的な意見交換と共に、人権課題8分野（同和問題、障がいのある人、男女、先住民族、外国にルーツを持つ人、子ども、高齢者、その他マイノリティ）についての現状認識、そして差別や人権侵害の解消に向けて、自分にできることを話し合えるよう構成しています。

《討議の柱》

- ① 同和問題をはじめあらゆる人権問題に対して、自分自身を振り返る。
- ② 各種市民団体の活動紹介とこれまでの活動の成果や現状と課題などを出し合う。
- ③ 日常生活の様々な場面にある人権課題や地域課題の解消に向けて、自分にできることや組織活動について話し合う。

6 おわりに

今こそ、私たちは人権の尊重が平和の基礎であり、「人権確立（保障）のないところに平和は存在しない」ということを強く再認識しなければなりません。そして、部落差別の現実から深く学び、様々な差別や人権侵害を生み出すものや考え方を変革していく歩みを着実なものにし、「人権文化」を創造していくことが求められます。

本年は、人権・同和問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、市集会40年のあゆみを振り返りながら、まだまだ多くの自覚なくして人権侵害や差別を受けている人たちの人権感覚を高めていくことが大切です。

本研究集会の研究主題である「部落の完全解放と人権の確立を全市民の力で～人権・同和問題に関する市民意識調査の結果から、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために学習と実践に取り組もう～」を基本に据えて、身近に存在している差別の現実を直視し、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けた人権教育・啓発を行政、企業、幼稚園・保育園、学校、地域、家庭等で積極的に取り組まなければなりません。

本集会で、地域・家庭・職場・学校等の日常生活における「人権」への関心を高め、被差別当事者の思いを重視した熱心な話し合いがなされ、明日から私たち一人一人の行動に活かされるよう討議が深まることを期待します。

《用語解説》

※1 「DV」

- ・配偶者（パートナー）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力をいう。

※2 「パワハラ」

- ・会社などで、職権などの権力や地位、人間関係を背景にし、人格と尊厳を傷つける言動を繰り返し行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為のこと。

※3 「ノーマライゼーション」

- ・高齢者や障がい者などハンディキャップを持っていても、社会の中で他の人々と同じように生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え方。

※4 「ユニバーサルデザイン」

- ・年齢・性別・文化・身体状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方。

※5 「性的マイノリティ」

- ・「セクシャルマイノリティ」「性的少数者」とも言います。
性的マイノリティには、自分の性別に違和感を感じる人や同性愛者、性同一性障がいのある人が含まれます。「人は異性を愛するのが当然・心と体の性別が違うことなどあり得ない・性別は男と女しかない・・・と信じて疑わない多数者」からみて少数者、という意味です。

あいつぐ差別事象（報告）

《差別落書き事象》

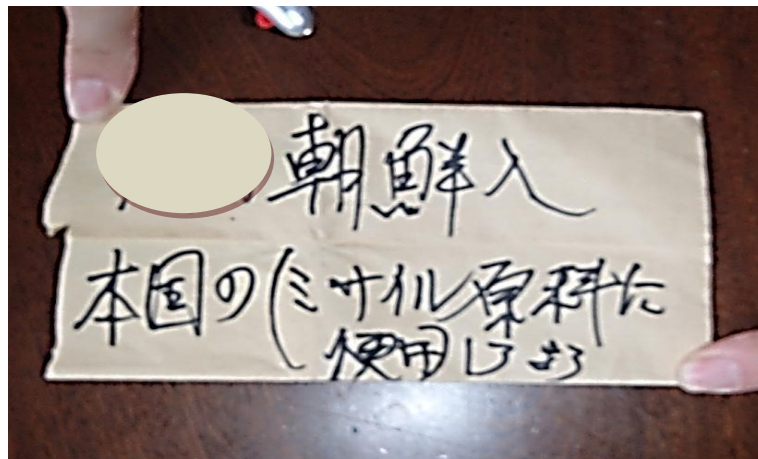
- 1 発見日時：平成25年4月26日（金）午前7時45分頃
- 2 落書場所：倉吉市内（分譲地案内看板及び住宅家屋壁、電柱、道路面など6カ所）
- 3 経過
当日、午前7時45分頃、市役所人権政策課に倉吉市民（小学校教員）から、中学校近くの分譲地隣の家屋の壁、分譲の案内看板に赤いペンキのようなもので「エタ」、「ETA」と書かれた差別落書きがあるという通報がある。
- 4 落書きの内容
午前8時30分、人権政策課職員（4人）現場到着、現場を確認する。
 - ① 分譲地案内看板（不動産会社管理）の表に大きく、「ETA」とレッド・ピンクのスプレー缶2色で書いている（縦90cm、横180cm）
 - ② 分譲地案内看板の裏に「ETA」「エタ」とレッド・ピンクのスプレー缶2色で書いている。（縦90cm、横180cm）
 - ③ 電柱には、レッド・ピンクのスプレー缶2色で「がい骨」のような絵が描かれている。
 - ④ 分譲地に隣接する家屋の壁に、「G a i J i」、「エタ エタ エタ」とピンク・レッドのスプレー缶の2色で書かれている。（縦200cm、横220cm）
 - ⑤ 県道の路上に、「がいじ」とピンク色で書いている。（縦180cm、横60cm）
 - ⑥ 県道の路上に、判読不明の絵がレッド色で描かれている。（縦90cm、横60cm）
- 5 差別落書きとしての捉え
 - ・部落差別賤称語である「エタ」という表現を3カ所ピンクの色で強調しており、部落問題の解決を願う被差別部落の人々に対する冒涇した悪質行為である。
 - ・「がいじ」、「G a i J i」は、障がいのある人への差別語であり悪質行為である。
 - ・多くの住民や通行人に見えるように書いており、社会に対する不平不満のはけ口として表現したものと思われ、学校同和教育や人権啓発活動の推進に対する敵対行為である。
- 6 その後の対応
 - 人権啓発検討委員会で今後の取り組みを検討するとともに、市職員への周知。
 - 当事者団体や法務局倉吉支局、当該地域の関係機関などと検討会を開催し、その後の対応について協議。
 - 市報7月号に掲載。
 - 市報8月号に差別落書きの概要を掲載した啓発チラシを同封し、全世帯へ配布。
 - 同和教育町内学習会で活用できる学習資料の発行。
 - あらゆる差別をなくする審議会委員へ報告。

もし、落書きにあなたの名前や家族のことに関わることがあったら、あなたはどうしますか？自分の事として、いかなる落書きも許さない地域づくりについて話し合ってみてください。

差別落書きなどを発見した場合、市役所人権政策課（22-8130）及び人権文化センター、公共施設等へ連絡してください。

《人権侵害記載封筒投棄事象》

- 1 発見日時 平成25年7月19日（金）午後2時頃
- 2 発見場所 ○○本人自宅前
- 3 連絡者 ○○本人（在日コリアン）
- 4 内 容
 - ・個人商店の玄関口に古ビニール袋が捨ててあり（午後2時頃）中身を妻が確認したところ、他の廃棄物と一緒に「○○朝鮮人 本国の（ミサイル原料に使用○○○（三文字は判読不明）」という記載のある封筒が入っていた。
- 5 人権侵害の判断
 - ・「○○朝鮮人本国の（ミサイル原料に使用○○○（三文字は判読不明）」と在日コリアンの方を蔑視した内容を、マジックで記載している。
 - ・個人を特定し、投棄物を開示し不安を与えることを予測した行動であり悪質である。
- 6 倉吉警察署で協議する。（平成25年7月22日）
- 7 人権啓発検討委員会での協議内容（平成25年7月26日）
 - ・記載内容は、個人を特定し、在日韓国・朝鮮籍の人を蔑視し差別した内容で重大な人権侵害であることを確認する。
 - ・市報などで啓発すること。
- 8 その後の対応
 - 在日本大韓民国民団鳥取県地方本部に報告
 - 市職員へ周知
 - 市報9月号等で啓発
 - あらゆる差別をなくする審議会委員へ報告



市民の皆さん、このような悪質で卑劣な差別行為が相次いで起きています。私たちの願いは、「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」の実現です。二度と起こらないよう私たち一人一人の課題として深刻に受け止め、すべての人の人権が尊重され安心して暮らせる地域づくりを、皆さんと力を合わせて推進しましょう。

部落解放研究倉吉市集会の歩み

本研究集会は、1973（昭和48）年に県内で初めて開催されて以来、市民による部落解放研究集会として40年の歴史を刻んできました。

第1期（第1回～第6回）：同和教育の筋道を模索し広める時期

「解放をめざして教育の創造を」を研究主題として、対象別分科会方式で、活発な意見交換が行われました。第4回以降は、具体的な実践発表が増え、また、参加者も600名から1,000名近いものとなりました。

第2期（第7回～第12回）：推進体制の整備と内容の充実を図る時期

同和教育を全市民のものにするために、研究主題を「部落解放を全市民の手で」と改め市民が自らの課題として自覚し、考え集う研究集会に充実されてきました。分科会も対象別から課題別に構成されたことにより、幅広い市民の参加と意見交換が行われるようになりました。

第3期（第13回～第24回）：同和教育の総括と「部落解放基本法」制定へ向けた取り組みの時期

第13回研究集会は、同和对策審議会答申が出されて20年目にあたる年であり同和教育、部落解放運動の成果と課題が総括され、次年度に向けての研究・実践の方向が明確にされました。第15回集会は「地対財特法」施行の初年度にあたり、部落の完全解放に向けて法の内容が後退している事実と差別の現状が明らかにされ、「部落解放基本法」の制定が必要であることが確認され、制定要求へ向けての市民運動を盛り上げることが決議されました。第20回集会は、全国水平社創立70周年という部落解放運動にとって節目の年であり、この集会から「部落解放にむけて、あらゆる差別をなくする取り組みをどう進めてきたか、またその課題は」という分科会が新設されました。第21回集会は1,150名という多数の市民参加を得て盛大に開催できました。全国的に「部落解放基本法」制定要求の運動が高まり、本市も「部落解放基本法制定要求国民運動倉吉市実行委員会」が組織され、「基本法」制定実現に向けての第6分科会が新設されました。1994（平成6）年の第22回集会は、その年6月に制定された「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を受け、「人権尊重都市宣言のまち倉吉」を全市民のものとしていくためのシンポジウムを開催し、「条例」の意義、人権確立の具体化への課題等を共通確認しました。そして、第23回集会より「人権教育のための国連10年」並びに「条例」の具体化をふまえ、部落解放に向けた人権啓発の発展及び反差別の市民運動の重要性を実感する研究集会の方向をめざしました。

第4期（第25回）：同和教育の豊かな発展と反差別市民運動による人権文化の創造をめざす時期

市民一人ひとりが、「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の完全実施及び「部落解放基本法」制定をめざし、多文化共生社会を生きる力を身につけ人権文化の創造の主体者となるため、「部落の完全解放と人権の確立を全市民の手で」と研究主題を新たにしました。

その後、第37回市集会より市民主導で実施されてきた第21回部落解放研究倉吉市女性集会と統一し、その手法を生かしながら研究主題を「部落の完全解放と人権の確立を全市民の力で」と改正しました。

そして、2009（平成21）年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を一部改正し、2011（平成23）年度から人権擁護と救済・相談活動の充実などを盛り込んだ「第4次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の推進に向け、「お互いを認め、尊重し合える人権文化のまち」を実現するため、市民と行政との協働をめざしています。

部落解放研究倉吉市女性集会のはじまり

本集会は1987年倉吉市同和教育研究会教育活動委員会の中から、「女性の学習の場がないのでは、女性の教育の保障を！」と声が上がったことから始まりました。この問題を克服するために、各団体や関係者から「女性に共通した取り組みの場を」という多くの声があり、女性自らの力で差別をなくす取り組みとして、この集会が計画されました。

1回目から3回目は、全体会では部落差別の問題を中心とした実践発表がされる中、当時の差別の厳しさが現状の問題として提案されています。討議の柱は統一としながら、1～10分散会で話し合われています。

司会者が助言的役割を兼ねながら、女性の力で取り組んだ集会でした。

6回目（1992年）から、今までの「**部落解放研究倉吉市婦人集会**」が「**部落解放研究倉吉市女性集会**」へと改称されました。1985年女性差別撤廃条約が批准されました。その中で全国的に、女性の解放運動の中で多くが「婦人部」から「女性部」へ「婦人対策」から「女性対策」へと変更されていきました。

また、婦人という文字は「女へんに帚（ほうき）」という、男女役割分担意識を反映しており、まさに画期的な出来事でした。

8回目（1994年）の開催の年は「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が施行され、女性集会の研究主題に「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために」を掲げ、9回目（1995年）には5分科会で、部落問題・在住外国人問題・女性問題・障害者問題・高齢化社会における女性問題を取り入れた学習がされています。また、全体会の講演者を市内の各組織から選出していましたが、県内にとどまらず、あらゆる分野から講師を招き研修の充実が図られました。

13回目（1999年）には、全体会の講演者に初めて男性を迎えました。また、この会から参加対象を今までの**女性のみから男性も参加**できるよう、全市民としました。

15回目（2002年）からは、各組織・団体代表の中から企画委員9名を構成し、実行委員67名により**集会の運営**を具体的に検討し実施しました。

16回目（2003年）からは、それまでの集会の研究主題でありました「**部落の完全解放と人権の確立を女性の手で**」から「**部落の完全解放と人権の確立を市民の手で**」となっています。このような歴史があり、企画から実行まで一人一人が一役を担う集会としています。



第21回部落解放研究倉吉市女性集会事務局
倉吉市市民生活部人権局人権政策課

演題:「部落解放をめざす 人権啓発のあり方」

～人権・同和問題に関する
市民意識調査結果から～

京都大学名誉教授:上杉孝實

2. 問題を意識することの重要性

- 差別がないという人が4分の1、わからないとする人が18%
- 差別撤廃条例の制定を知らない人が過半数
- ➡
- 知らないことで結果的に現状維持、さらに問題生起
- 学ぶことの重要性

0. 私たちと人権

・いのちの大切さ

➡ 災害、戦争、生存の危機等による
被害をなくす

・人間らしい生活

➡ 社会の中で個人として認められること
自由・平等・博愛
人間らしい生活の保障

3. 解決への努力の必要

- 身元調査容認(当然+仕方がない)という人が35%、20歳代では「わからない」が3割近い
- 結婚で子の意思尊重という人が過半数、こだわる人が3割
- 土地における「こだわらない」45%、忌避24%、「わからない」27%
- ➡
- 取り組みの成果と課題

1. 人権と部落問題

- 部落問題解決について無関心、関係ないとする人が半数ある。



- 自らの人権・・・基本的人権

その保持のための絶えざる努力の必要
一つの人権侵害を認めると他にも及ぶ

- 人権問題としての部落問題

・・・婚姻・居住・移転・職業選択の自由などにおける問題

4. しきたりの問題

- しきたりへのこだわりは7割ある。
- しきたりにこだわる人は土地での忌避につながる傾向
- ➡
- 非合理、同調過剰、傍観、流言の問題
- 自分自身も縛られる。

5. 学習の効果

- 学習参加した人が64%(1~4回が41%)、していない人が35%
- 学習参加回数が多い人には人権意識でプラス方向の人が多い。
- 学習参加者で地区公民館での学習が3割近い。
➡
- 継続的学習の効果
- 早くからの学習の必要
- 身近な場での学習機会

8. 人権啓発の課題(2)

- 平等のとらえ方
➡ 画一との違い
平等達成のための特別措置
- 参加型学習のあり方
➡ 主体的な学び
多様な方法

6. 学習参加をめぐる問題

- 学習非参加の理由で「知らなかった」が24%、「参加する気がなかった」が36%、「直接呼びかけがなかった」が15%、「自分とは関係ない」が10%
➡
- 呼びかけの必要
- あらゆる学習に人権学習の視点

9. 人権啓発の課題(3)

- 事例学習
➡ 事例に即して考える
- リーダー研修
➡ 住民リーダーの重要性
少人数での継続学習
内容・方法の学習

7. 人権啓発の課題(1)

- 人権学習と人権問題学習
➡ 人権を具体的・実践的に学ぶための人権問題学習
- 人権間の関連づけ
➡ 偏見、流言、風評などの問題
- 解決への努力と成果を学ぶ
➡ 就職における公平性の確保、義務教育教科書の無償化など

部落解放研究第 41 回倉吉市集会
全体会講演会記録



演題：「部落解放をめざす人権啓発のあり方」

～人権・同和問題に関する市民意識調査結果から～

講師：京都大学名誉教授 上杉 孝實（うえずぎ たかみち）さん

0. 私たちと人権

人権と言いますと、どうしても堅苦しく難しく考えるところがありますが、簡単に言ってしまうと、私たちが命を大事にし、そして人間らしい生活が送れる、そういう権利だと考えてもらえたらと思います。

もう一昨年になりましたが、東日本で、大きな地震があり津波があり、そのうえ原子力発電所の事故がありまして、非常に多くの人たちが命を失ったり、あるいは生活の基盤を失い、住居を失いました。そういう災害により、まさに私たちの人権が侵されるということになるわけですが、単に自然災害と割り切れない面もあるわけです。やはり、人間が生活を守るための色んな手だてが十分講じられていたかどうかということ、考えなければならぬのです。

戦争になれば、先程話したように、私たちが居住地を離れたり、あるいは財産を失ったり生命を失うというのがつきものです。そういったことが無くなるように私たちは努めなければなりません。

戦争というものは、人権が侵されるということと、セットになって起きています。戦争というものが、そもそも人の命を奪ったり奪われたりするということですから、まさに人権侵害の最たるものです。

けれども、それに至るまでに、例えば自由にものが言えなくなったり、あるいは誹謗中傷というようなことが、周り、さらには他の国々に対して飛び交うことになるわけで、そういう意味でも、そういった些細と言えない問題が、私たちの周りに生起しているのならば、それを無くしていく取組みをしなければならない。さらには災害を無くしていくための努力をしていかなければならないということになるのです。

ただ、人間の場合は言うまでもありませんが、単に命が保たればいい、ということではなく、人間らしい生活が出来なければなりません。

人間とは 1 人では生きてゆけない動物で、お互いが支えあって生きていくものです。このことは皆さんにとってみれば、釈迦に説法という言葉がピタッと当てはまるようなことですが、社会の中で一人一人が認められるということではなければならないわけで、見下されたり、あるいは見下したりという行為そのものが、やはり様々な問題を示すことになるのです。

従いまして、差別というものは、その典型的な問題として浮かび上がってくるのです。

よく自由、平等、博愛といったようなことが言われますが、これは全て人間らしい生活を保障するための言葉だと考えていいのではないかと思うのです。

1. 人権と部落問題

さて、部落問題にかかわりましては、先程、皆様にも紹介のありました市民意識調査の中で、いくつかのことが示されています。そこに、部落問題解決について、「無関心」あるいは「関係無い」とする人が、半数ほどであるというデータが倉吉の調査の中でも出てきています。

勿論、その中身には色んなものがあるわけで、例えば、「自分自身の問題として捉えられない」という人があります。それで消極的になってしまうという人が18%程います。それから、「自分は差別意識を持ってないから関係ないんだ」という人が22%程います。

他にも、それに近い回答がありまして、合計しますと約半数の人が、部落問題の解決について「無関心」あるいは「関係ない」というように回答しているということになるわけです。

勿論、積極的に無くしていかななくてはならない、自分にも大いに関係あるんだという回答もあるわけですが、倉吉市の様に熱心に取り組んでいる所でも、まだ半数くらいの方が「無関心」「関係ない」とされていることが、考えなければいけないところです。そして、そもそも自分に関係ないというようにどうして言い切れるのかということなのです。

一つには、先程の話とも繋がるわけですが、戦前の状況を見ても、言論の自由を最初に奪われていったのは、政府にあからさまに反対した人たちでした。しかし、それがどんどん広がっていき、例えば、戦争について「困ったことだ。」と言っただけでも、取り締まられるようになっていき、非常に多くの人たちが、ものをうっかり言えなくなってしまいうということになりました。

つまり、一つの権利がどこかで奪われていくと、どんどんそれが奪われていくということです。裏返せば、今度の落書き事件でも、落書きが放置されますと「あれはやって当たり前だ。」というように、だんだんなくなってしまいかねないという問題があるのです。

ヨーロッパ等でも外国人攻撃がありますが、そういったときに、例えば、市長を先頭に、市民が立ち上がったの「そういうものを許さない。」というデモ行進をやるというようなことまで行われたりしています。

つまり、どこかで許している人がいるとするならば、差別的な行為をやってもいいんだということが広がりかねない。皆がそれに対して反発したり、そういうことを無くす、やらせないということを強く意志表示することで、だんだんそういう行為というものができなくなっていくのです。

差別行為というのは、特に差別落書きについては、トイレの中というような密室状況の中でこのところ起きていました。これは公然たる差別がなかなかしにくいということだと言われていたのですが、近年、今回の倉吉市の例に限らず、平気で差別的な言動をする人

がまた出てきているということに、私たちは大いに問題意識を持たなければなりません。

手を緩めるとそういった行為が出やすくなると考えなければならない。だから、一つの権利のどこかで侵害があると、その権利がどんどん私たちの手から漏れて行ってしまうのです。

他人事と思っていたことも自分のところに及んでくると、私たちは捉えなければならないということなのです。

それからさらにもう一点は、差別に対しては、中立という立場はありえないということです。つまり、例えば、部落差別一つ見ましても、長年にわたり、そっとしておく、あるいは、放置しておくということの中で、解決するどころか、むしろ差別を拡大助長していった面もあるのです。やはり、色んな取り組みが行われる中で、そういった状況がまた是正されていくということになるのです。

いじめといった問題が今世間をにぎわせています。子供のいじめでは、自分で命を絶つという人が出てきていますが、あの場合でも、結構傍観者の人たちがいるのです。「自分はいじめていない、だから加害者ではない」というように思っている、被害を受けたり、そのいじめの対象になっている子どもからすれば、それは何の救いにもならないのです。もっと言えば、傍観者というのは、場合にもよりますが、そのいじめ行為をしてる人にとって、観衆と言いますか、支持者とまで言わないにしても、それに近い存在として見られることもあるのです。

皆が何もしないで見ているということは、自分たちの行為が認められている、積極的でなくても、どこか承認されてると受け取られてもおかしくはないのです。だからこの行為が、なかなか止まないどころか、エスカレートしていくということになるのです。

部落問題についても同じことが言えると思います。自分は差別的な意識を持っていない、あるいは行為はしていないと言っても、黙っている、あるいは見ているだけでは、問題は無くなりません。それどころか、場合によっては、結果的に、広がるのを助長するということもあるのです。

そういうことを考えますと、やはり、差別を無くすための取り組みに、加わっていかないと、部落問題が解決しないだけでなく、先程も言いましたように自分自身が加害者になったり、さらには自分自身の人権も侵されるということになってしまうのです。

そういう意味でも部落問題解決について、自分は関係無いと思っている人々に、そうではないんだということに色んな場面で気づいてもらうような取り組みを広げていくことが、大事です。

これは憲法にも書かれていることですが、憲法で保障されている基本的人権は、その保持のための努力をしなければなりません。また、今の基本的人権も、「人類の長年に渡る努力の成果として獲得されたものである。」そのようなことが書かれております。

だから、私たちが人権を守るための絶えざる努力をしていくということは、これは誰しも、おろそかにしてはならないということになるわけです。

部落問題が人権問題であるということはもう言うまでもないのですが、これにつきまして、もう一度私たちは同和対策審議会答申の最初の部分に目を向けてみる必要があると思っています。同和問題の本質というものについて、書かれてるところです。そこでは明確に、「市民的権利が十分保障されてない、不完全にしか保障されてない問題だ。」ということが明記されています。特に、働く権利、あるいは教育の権利、教育の機会均等ということがありますが、そういうものが十分保障されていないことからくる問題だと書かれています。

就職差別があったり、あるいは経済的な状況によって、教育に格差が生まれたりというようなことが現にあります。それが部落に、部落問題として集中的に表れていました。婚姻の自由が侵されたり、あるいは居住移転、職業選択の自由なども保障されていないというような現実があったのです。

憲法には本人の合意によると書かれていても、現実には婚姻が阻まれるといったことがある。これは、市民意識調査の中でも出てきますが、部落内外の結婚というのが、周りからの反対で潰されるというようなケースがありました。

それから、部落解消論という言葉にもよく表れていますが、要するに、部落の人たちが固まって住まなければいいんだという言い方があります。ですが、どこに住むかの自由が保障されないといけないのです。固まって住んではいけないというのも、自由の侵害ですし、外に出て行っても、そこでまた差別にあうということで、帰らざるをえないという人たちも少なくありません。これもまた、居住移転の自由の侵害であるということになります。

それから職業選択の自由でも、これも先程の基調提案のお話の中に男女共同参画の立場からありましたが、例えば女性が採用されない分野が、職業の世界の中に結構あったのです。1985年に男女雇用機会均等法ができるまで、それも十分な法律ではなかったのですが、それまで男女別採用というのが結構行われていました。それによって、女性で本当に力があったり、あるいは得意な分野であっても、女性であるが故に就職が妨げられるということがありました。バスの運転手なんかも、募集の時に、「年齢 30 歳未満、男性」というようなことが、広告として皆さんの目の触れるところに書かれているというようなことがザラにありました。勿論、男性の場合も、例えば、看護婦とか保母という言葉が専ら使われていた看護の世界、あるいは保育の世界では、なかなか正規の職員になることはできなかったわけです。

今日ではそういう状況が、打破され、バスの運転手にも、あるいは電車の運転士にも女性が登場するという状況が出てきていますし、さらには、保育士という名前になりましたし、看護師という名前になりましたから、男性の看護師、あるいは保育士も出てきています。それぞれが性にこだわらず、働きつつあります。まだ完全かどうかは別としまして、性にこだわらないことで一人一人の個性が活かされ、社会も活気づくということです。

部落の人たちの就職についても、色んな妨げがありました。例えば、就職にあたり、家

族欄であるとか、出身地を書く欄があったり、さらには財産にかかわるような家族の収入を書く欄があったり、色んなものがある、それが採用に先立って書類審査、あるいは面接のときに利用されていました。そういう中で、被差別部落の人たちの就職が阻まれたり、あるいは家族の中で父親がいないとかいうことで、就職できないというような状況を生み出したりしていました。

これも、それこそ部落解放の取り組みの中で、あるいは同和教育の進展の中で、就職にあたっては本人以外のことを問うようなことは避け、公正な採用をする。そういう運動が、就職にあたって統一的な応募用紙を用いる。各会社で自由に好き勝手に聞くのではなくて、必要最小限のことを聞くということで、公正な採用を促す。そういう取り組みが行われてきたわけです。

部落問題を考えていけば、私たちの基本的人権、それも、部落問題だけではなく、他の色んな問題にもつながった取り組みになるということが、明らかなのです。

2. 問題を意識することの重要性

次に、問題を意識しないということが問題になるわけで、今回の調査でも「部落差別がない」という人が4分の1、「わからない」という人が18%程いるというデータが出てきました。

差別をどういうレベルで捉えるかということもあるかと思います。例えば、先程言いましたように、酷い差別的な言動が飛び交っていなければ、自分が見聞きしなければ差別は無いと思いつつも人もいるかもしれません。以前に比べて少なくなってきたので、もう差別が無いというように言い切ってしまう人もいるのかもしれません。いずれにしても、先程の差別事件の問題もさることながら、見回せばそういった差別事象、あるいは、本当に平等が達成されてはいない所が色々あるのです。だから、そういうことについての学びが大事になってきます。

差別につきましても、同和対策審議会答申で書かれていましたが、意識の問題もさることながら、実態としての差別にも、注目しなければいけません。

例えば、就職において不利な状況に置かれたり、あるいは結婚において、なかなか思うような形で進まないなどです。これは勿論、差別意識が背後にあるのですが、それが形のうえでも表れてくるということがあります。

教育の世界でも進学率の問題であるとか、さらに健康という点では、平均寿命の長さがある所で非常に落ち込むということがあれば、差別というものが絡んでいないかを見ていかなければならない。そういうことについて同和答申でも指摘はしていますが、勿論それまでの運動を反映したもので、そういうことも含め私たちは学んでいかなければいけません。

特に、「わからない」人が18%ですが、「わからない」という回答は、やはり、突き詰めて学ぶ機会が、考える機会が無かったのかもしれない。ですが、「わからない」で放置し

ておくことが、今、問題として出てきています。つまり、「わからない」ということによって、もっと言えば「知らない」ということによって起きている差別というのも結構あるのです。

確かに差別事件でも、初めの頃、自分はそのつもりでないけれども、客観的に見ると差別だという指摘が出てきたことがよくありました。

自分はそういうつもりで言ったわけではないのですが、そういうことを言われることによって差別が広がっていく。例えば、「特殊部落」という言葉が問題になったことがあります。有名な学者が言った「大学は特殊部落のようなものだ。」とか、同じように「〇〇の世界は特殊部落だ。」という言い方です。それは、「自分はなにも、部落差別をするつもりで言ったわけではない。」と言いつつをしますが、しかし、明らかにその言葉が被差別部落を指して、排除的な意味で官憲によってつくられ使われてきたことは否定しようのない事実で、そこでは良いイメージでその言葉を使ったのではなく、閉鎖的だという意味で使ったのです。

しかも、被差別部落のおかれた状況は、差別の結果、閉鎖的に追い込まれたわけで、閉鎖的にしているのは部落外のほうであって、被差別部落が好んで閉鎖的になったわけでは決してないのです。差別の結果、そういう所に閉じ込められてしまうという状況になるのです。

このようなことを考えましても、知らないことがそれで済むわけではありません。それによって、また多くの人が部落に対する差別的な見方、偏見を持つということに繋がっていたのです。近年では、こちらの差別投書の問題もありますけども、埼玉県で大きな事件がありました。部落解放に取り組んでいる人に対して、非常に悪質な手紙等を送りつけてきました。その行為をした人は分かったのですが、ほとんど部落問題について学んでいませんでした。雑誌等でセンセーショナルに扱った事件だけを断片的に見て、部落に対してのイメージを作り上げていました。しっかりと部落問題を学んでいず、歴史的背景、あるいは今日における課題を全然分からないままにそういう行為をしていたのです。そういう事例は、今、結構あります。

確かに、先程ありました同対審答申をはじめ、それなりに色んな啓発、あるいは教育というものが展開されてきて、次第に変わっていったことも事実ですが、最近、人権教育の中での部落問題の位置づけ、あるいは同和教育の位置づけが希薄になってはいないかと気になるところです。そういう中で、部落問題について十分知らない、そういうところから差別に繋がる行為をしているケースが出てくることが懸念されます。

もう一つ、この意識調査の中で出てきたのが、この倉吉市が作った、部落差別とあらゆる差別をなくする条例の制定を知らない人が、過半数ということでした。当然これは、市の広報誌で知らされているはずですが、全ての人が広報誌を読むわけではないですし、知らない人が過半数を占めるというのは私たちが真剣に考えなければならないものだと思います。こういうものがあるよということを、お互いが知り合う。そういう取り組みをして

いくことが、どうしても必要だということになります。

勿論、これは倉吉に限らず、色んな所で似たような問題はあります。それなりに広報が行われていても、なかなかすぐに浸透するわけではなく、いろんな場での取り組みの中で繰り返し紹介していくということがないと徹底しにくいということも、否定しようのない事実です。

なので、知らないままだと、良くて現状維持。つまり現状は変わらず、差別があるままで過ぎてしまう。悪ければ、そこからさらに新たな差別事象が生じかねません。そういうことですから、色んな問題提起をまだまだしていく必要がありますし、学ぶ機会を、その条件を整備していくことを、私たちは考えなければいけません。

3. 解決への努力の必要

身元調査についてよく話題になりますが、この意識調査で取り上げられたのは、結婚に際しての身元調査です。これを当然だと思う人と、当然ではないが仕方がないという態度をとる人が35%ありました。

この身元調査については、先程から言っているように、本人以外の要因を探るということもよく行われます。出身であったり、財産であったり、勿論人柄を探るということも当時行われたでしょうが、今日では、結婚は知り合った者同士ですというものが増えているので、そういう中でさらに身元調査を行うというのは、一体どういうことだと思われるのです。

しかも、その調査が正確なものか怪しいものです。聞いた相手が、よく知らないまま答えたり、あるいは悪意のある人にあたり、その人が答えたりということも有り得るわけです。

そういうことから身元調査は、やはり、色んな問題を持っているということは否定しようがないですし、部落の人たちと部落外の人たちとの結婚において、そういう身元調査が行われてきたことは事実です。

最近起きている行政書士とか、公的にはむしろ人権を守らなければならない人たちまで、差別的な形で戸籍謄本や抄本を手に入れるという形で、身元調査に加担していたということがありました。

これらのことから、まだまだ、本人同士以外の要因で、結婚を妨げられているということがあります。これは、憲法でも結婚は本人の合意のみで成立するのだということになっているにもかかわらず、それが崩されていることになるのでおかしいのです。

だから色んなところで、身元調査お断り運動が行われています。自分が行わないのは勿論のこと、身元調査があった場合、家の表札のそばに「身元調査お断り」といったステッカーを貼ってそれに応じないという取り組みをしている所もあります。そういう取り組みも、まだまだ必要な段階にあるということです。

今の身元調査容認ということと別にこの調査で出てきたのですが、20歳代では「わから

ない」という人が3割近い、これは結婚していない人が多数ということによると思います。ですから身元調査についてどう捉えればよいか、判断ができないよくわからないのではありませんか。そこには身元調査というものがよくわからないという面もあるかもしれませんが、それに対する評価のしようがないのかもしれませんが。ただ、これだけ社会的に大きな問題になっていることですので、自分は身元調査というものには加担しないという流れに持っていかなければいけません。

最近20歳代の人について、気になることが出てきています。

従来、色々な市民意識調査で出てくるデータでは、若い人ほど人権についてそれなりに知識があり、前向きの姿勢が見られました。

ところが最近、必ずしもそう言えない。年配者に比べて非常に前向きな人たちも多いのですが、その一方で、例えばこういった問題に取り組むために、協力しあうとか、法律の制定等も含めて社会的に仕組みを整えていかななくてはならないなど、そういうことについて年配者よりも消極的な考えを持っている人が増えている傾向が、色々な市で行われた調査でも窺えるところがあります。

倉吉は似たような項目が無かったので少し比較が難しいのですが、しかし、今言ったことを含め、若い人が以前に比べてこういった問題について学ぶことが少なくなっているのではないかと、大変気になります。

確かに、なかなか社会が変わらないとか、あるいは、自分がどうすればいいかわからないという気持ちを持つ人が、今の若い人の中に増えてきている可能性はあります。しかし、それでは若い人もこれからの人生に展望を持ってないわけですし、やはり、そこで学ぶ機会というものがないといけません。同和教育が今まで培ってきたものが、若い人たちにとって弱くなっているとすれば、大きな問題だと感じます。

奈良県では、若い人に焦点化して調査も行われていますが、私たちも若い人たちに焦点化した意識調査の取り組みを、今後やってみようと思っています。

結婚の話について、これは子どもの結婚についての話ですが、例えば部落出身の人と結婚するといった場合に、その意思を尊重するという人が過半数あります。

確かに、そういう人が増えてきたことは事実です。現に部落内外での結婚の方が部落出身者同士の結婚よりも多くなっていることは、何年前前からデータとしても出てきています。

しかし、それら全てが、祝福されているわけではないことも事実で、反対で潰されたり、あるいは反対を押し切ってという場合も少なくありません。

反対で潰されたという例はデータとしては上がってきていませんので、先程言いましたように、ゴールインした人たちの中で、部落内外での結婚が多数を占めるようになってきていると言えるのですが、その裏には、成功しなかった、潰されたという例もたくさんあるということ、押さえておかなければならないのです。

これも、結婚のときに、親戚はもとより友人等がそれを支える。そういう行為をしてい

くことが大切です。

それでも「こだわる」という人、部落内外での結婚の場合ですが、子どもが同和地区の人と結婚すると言った場合に「こだわる」という人が、倉吉市においてもやはり 3 割見られます。この数値は、決して小さくはないのです。居住地として、同和地区かどうか「こだわらない」というデータが 45%と出ていますが、最近、大阪等で土地差別の問題が大きくクローズアップされています。

勿論これも大阪だけで起きている問題ではなく、全国的にあります、同和地区であることを匂わす、あるいは公然と掲げるような不動産業者があります。

しかも、その土地が不当に低く評価されていたりということもあり、その裏には、同和地区周辺に住むことへのためらいのようなものがあります。

その中には、自分も同じように見られるのを避けているのだと、リスク回避と我々言うておりますけども、そういったものも見受けられます。しかし、それ自体がそういう状況を固定してしまう。もっと言えば、差別的な状況を打破しないどころか、差別を固定し広げてしまうという結果になるのです。

問題を放置する限り、自分自身も周りから被差別者と同じように見られることを恐れ、人生まで左右されてはと、全ての人が、ある意味では不安な状況に置かれるわけです。そもそも差別を無くしていれば、そういったことを不安に思わなくても済むので、差別を無くすための取り組みに、自分も関わっていかなければならないということになるのです。

確かに、「こだわらない」が 45%あるのは、ほかの地域に比べれば、多いと言っていいと思います。自治体によっては、もっと低い所もありますので。

しかし、それで安心はできません。やはり、「避ける」という人が 4 分の 1 あるわけですし、「わからない」という人は 3 割に近く、「わからない」というのは、本当に「わからない」ので、どちらの方に傾くかと言えば、やはり、先程の話ではないのですが、リスク回避だという方に向かいかねません。

これについても、そういう姿勢そのものが、自分自身も常に不安な状況で暮らすということに繋がっていく。そういうことも含めて、取り組んでいかなければならないということになると思います。

確かに、そういった中で、解決に向けて色んな取り組みも行われてきました。

先程の部落内外の結婚もそれなりに認める人も増えてきました。当然のことだという捉え方が出てきた結果でもありますし、色んな取り組みの成果ということも私たちは踏まえておく必要があります。

今まで取り組んできたことがみんな無意味だったとか、そういうことでは決してなく、そういう取り組みがあったからこそ、少しでも解決の方向に向かっているのです。それを「もうこの辺でいいだろう。」と言うのではなく、さらに推し進めるといことがないと、下手をすれば後戻りするという部分も出てくることがあるのです。

よく引き合いに出して言われることですが、「いくら言っても差別は無くならないんだか

ら。」と、もう取り組みをする必要はないと言う人もいます。でも例えば、「いつの時代にも盗み行為はあるのだから、もう防犯に取り組むのはやめましょう。」という人はいませんね。やはり、それに対しての防犯体制を整えなければならないと思っている人が大多数なので、差別についても、それと同じように考えていかなければならないということだと思います。

4. しきたりの問題

しきたりの問題に移りたいと思います。倉吉の調査で行われたのは大安、友引といった、所謂六曜と言われているものです。

それに対するこだわりがどれくらいあるかというもので、そうすべきだという意味ではありませんが、皆さん周知のとおり、「結婚のときは大安だなあ。」とか「友引に葬儀はまずいだろう。」という考え方があります。

実際は、大安の日に結婚しようと思うと、本当に式場がいっぱいということになるので、むしろ仏滅のときにやった方が式は挙げやすいかもしれません。お葬式も、友引だからと何日もご遺体を家に置いておくことが適切かということもあります。しかし、そういうこだわりがある。

こういうしきたりにも、最初は何か理由があったかもしれませんが、一方で非常に迷信的な要素が入っているものも多いです。誰かが六曜表を別のかたちで書いていればどうなるか、ということも言われたりします。

それくらいのことですが、そういうこだわりを持った人が、倉吉ではまだ7割います。

少しこれは意外でした。自分も、しきたりというものに全くこだわりが無いわけではありませんが、これをどう乗り越えてゆくのかということが重要なのです。

なぜそういうことが問題になるのかというと、その下に書いてありますように、しきたりにこだわる人というのは、先程の部落の土地に住んだり、あるいはその近くに住むことを避けるという、合理的でない意識の人が多いのです。

そもそも、部落差別もある意味では合理的でないものが多く、今ではだいぶ減ってきたとは思いますが、嘗ては穢れの意識の問題とか、きちんと説明できないままでも「そういうことになっているから。」ということで差別するということがよくありました。「結婚はできないことになっているから。」と、何も根拠をはっきりと明示されないまま避けられてきたということもあったのです。

そういうことから、こういうしきたりの問題を放置するのではなくて、できるだけ合理的にできるものはするように努めていく。そういう姿勢が部落問題解決にあたって、あるいは人権確立にあたって大事になってきます。

女性禁制の場合もそうです。色んな山など、女性禁制の場所がありました。それも、女性が穢れているからという理由からでした。工事現場に女性のエンジニア、技師が入れないということがありましたが。これは、トンネル工事に女性が入ると、山の神が怒って事

故が起きるからという理由からでした。

要するにこういうことで排除が行われていたのですが、これでは色んな面で不都合になるわけです。女性がそういうことで差別されていることになるのです。そして、そういう中で、できるだけそういった状況無くしていく取組みが必要であるということになります。たぶん、修業の場や仕事の場に女性が入り込むと、男性の修業者や従業者の心が乱れるからと、そんなところからこの考え方がきたのかもしれませんが、それも男性中心の発想です。

そのようなことも含めて、私たちはしきたりの問題も見逃してはならないということなのです。

また、地域によって違うと思いますが、清め塩を無くす取組みをしている地域もあつたりします。それも、お寺が先頭に立ってやっているところもあります。よくお葬式から帰ったときに清め塩といって塩をかけたりすることがありますが、元々仏教にそんな考え方があつたわけではありません。それに、清めるということは亡くなった人が穢れていると捉えられたりするのです、亡くなった人に失礼だということということで、お寺によっては「無くそう。」となりました。

昔の科学の発達していなかった時代では、そういう捉え方をしてしまっていたのかもしれませんが、今でもそういうしきたり縛られるというのは、少し奇妙なことです。

明治の初めに電気が引かれたとき、電線の下を傘をさして歩いていたという話もあります。なにも傘をさして通る必要はないのですが、当時の人は、電気というのはわけがわからないからということで、そういう行為をとったこともあつたようです。それに近いことを、今の私たちがしたらおかしいと思うのですが、それに近いことを、別の場所で行っているという可能性は十分にあるのです。

祭なんかで、女性が祭の役者から排除されているということもありましたが、過疎地では女性も入れないと祭が持たなくなってくるという話もありましたし、そもそも女性が排除されていいのかという論議も出てきています。

祇園の鉾でも、女性を入れない。止まっている鉾の見物客としてまで女性を入れないというところがありました。これも、次第に無くしつつあります。

そういう排除というものを考えたときに、本当に根拠というものが今日的に考えてあるのかどうかと問う姿勢を、色んな所で身に着けていくことが大事になってきているということなのだと思います。

次に、しきたりにこだわるということは、同調過剰にも繋がります。

同調過剰というのは、「皆がしているから自分もする。」「長いものに巻かれろ。」というものです。同調しているときには、皆と一緒に安心感がありますが、下手をすると危険なところまで流されてしまいます。

例えば、「赤信号、皆で渡れば恐くない。」という言い方もありますが、しかし、もしそこに車が突っ込んできたとすればどうでしょう。車の方が強いので注意しなければなりま

せんが、しかし、渡った方にも悪いところがあります。あまり適切な例ではありませんが、私たちは「長いものに巻かれろ。」でいると、問題がむしろ大きくなり、自分自身も危ない所にまで入り込むということもありうるということです。

それから、傍観の問題。先程も言いましたが、黙って見ているという状況そのものが、むしろ差別というものを強める方向に働く場合もあります。

それから流言の問題。「人が言っているから。」と、よく言われます。例えば、部落内で車が人身事故を起こしたりすると、その部落の人が大勢やってきて大変なことになる、などと、まことしやかに言われます。

しかし、裏を返せば、他の地区では人は寄ってこないのかということもありますし、寄ってこない非人情な人たちが住んでいる地域というのも恐いものです。それに、本当にそれを見たことがあるのかというと、見たことがないという人が多数だったりします。

所謂、伝聞。誰かから聞いて、それをさらに広めるようなことをしている人が、結構いたということです。しかも、この流言と言いますか、噂話というものは、しばしば尾ひれがついて回ってしまいます。よく、この実験が行われます。何人かの人が並んでいて、最初の人隣の人に耳打ちする。その人が、またさらに隣の人に耳打ちする。最後に聞いた人が聞いたことを報告すると、最初に言ったこととだいぶ違っている。という話があります。

そういうことが実際に、差別的なものを支えることになっていきますので、私たちはそういったものに惑わされないように日常生活の中から考えていき、変えていかなければならないのです。

自分自身も、その縛られている状況から解放されなければなりません。部落問題を学習していった人たちが次のような発言をするようになったと聞いたことがあります。部落問題を学ぶことによって、自分がどんどん、今まで背負っていたものを脱ぎ捨てていく、非常に軽くなっていく、そういう感じがしたと。つまり私たちは、色んな殻を被って生きているし、色んなことに囚われて生きている。そういったものを脱ぎ捨てていって身軽な人間になっていくということです。

人と人が繋がる場合も、人の肩書であるとか、この人と自分はどっちが強いのだろうとか、色んな余計なことを考えていることがあります。私たち男性は特に考えなければならないことですが、高齢期を迎え、仕事も離れたときに、嘗て〇〇をやっていたということを、つい引きずってしまうケースがあるのです。

幸か不幸か、女性の人ではそういうことが少なく、女性の人々は高齢期になっても、それまでと別段変わらない生活を送れますし、さらには、そういうことにこだわって話がなかなかはずまないということも少ないのです。

勿論、女性もどんどん職場へ進出することが大事ですし、色んな重要なポストについていただくということも必要ですが、それにこだわるということで男性の真似はしないほうがいいと思います。男性も次第にそういうことから脱皮しつつあるとは思いますが、自分

が縛られている状況から、だんだん解き放たれていくということが、部落問題について学ぶ中で気づいてくることがよくあります。

5. 学習の効果

部落問題についての学習が出てきましたが「学習に参加した人」について、この5年間で倉吉市の場合64%の人が学習に参加したとなっています。

勿論これは、調査に回答した人が41%程で、回答したのは年配の人が多かったという点を踏まえて考えなければいけません。少なくとも、その調査結果によると64%、過半数の人が、もっと言えば3分の2くらいの人が、こういった人権学習に参加されたということです。

ただ、回数は決して多いわけではなく、1回から4回までが41%です。

確かに0と1では違います。全く参加していない人については、やはり理解してもらえない面がまだまだあります。1回参加した人は、それなりに理解があります。しかし、2回3回と続いても、それにつれて認識が変わっていくわけではありません。ところが、6回7回になってくると、また変わるのです。

やはり、継続して学んでいく中で変化が起きてくるのです。学習というのはそういうところがあります。皆さんも経験があると思いますが、学校での勉強にしても、長い時間していく中で、すぐにどんどんわかっていくということは、そう多くはありません。わからない状況が長く続き、それでも一生懸命考えたり取り組んでいると、ある段階で分かったという時期がきます。部落問題についても、あるいは他の人権問題についてもそういうところがあるので、継続的な学びが大事だということです。

裏を返せば、1回2回3回と学んでいくと「またか。」という意識や「あの話はもう聞いた。」という反応が出てくるのです。しかし、よく聞くと少しずつ違う話もありますし、違う箇所についても触れられているはず。ですが、そこよりも同じところに目がいつてしまうのです。ところが、しばらく続けていると、「この部分は新たに聞くとこらだ。」「今までこう聞いていたところだけ、もう少し突っ込んだ形で聞けたな。」というように変わってくるのです。そういう意味でも1回2回3回くらいで「もうこれで十分だ」と考えるのではなく、継続していくことが大事です。

特に周りの人に働きかけていくことが大事です。差別的な言動が飛び交っているときに、「そうそう。」と聞いてしまうことが一番困るのですが、なかなかその人に対して説得できないという人がやはり多い。自分自身が生半可ではなかなか説得できないですね。

勿論、人間関係を壊したくないとか色んな思いで反論できないのですが、たくさん学んでいけばいくほど自信もついていきますので、いきなり相手に対して「それはダメだ！」と言うのではなく、相手の話も聞きながら「ここはこういう見方もあるんじゃない？」とか、「こんなことも聞いたよ。」という形で受け止めながら、相手に対してもっと全うな見方というものに気づいてもらえるように働きかけることも可能になってきます。そのため

には、自分自身がある程度継続的に学ぶという経験をやるに越したことはないのです。

ここにも書いてありますように、「学習に参加していない人」も 35%あります。先程言いましたようにこういう人たちが差別的なことをやってしまう可能性もあるのです。

だから、学んだ人たちが周りの人たちとも色んな形で話をし、少しでもきちんとした見方になってもらえるように働きかけるということが大事になると思います。

学習参加回数の多い人には、人権意識でプラス方向、積極的に考える人が多いという結果が出ていますし、倉吉市の大きな特徴では、地区公民館での学習が全体で 3 割ということで、一番多く出てきています。これも、地区公民館がしっかりやっているということの裏返しでしょうし、身近な所で学べるという意味も明らかにあります。

公民館も全国では 1 万 6 千ほどで、一時期は 1 万 9 千ほどありましたが、今は少し減ってきています。市町村合併で減らされたり、そういう中で公民館が国際的にも注目されています。地域での学びの場を、日本ではきちんと保障していると。

ところが、肝心の日本で減ってきているので大変困ったことです。倉吉市でこの公民館での取り組みを継続発展させていただくことが大事なことになってくると思います。倉吉市は全国的にも、自治公民館という体制を作ったということで評判になったのですが、色んな意味で、ここまでの公民館の取り組みが注目される場所です。

それから、早くからの学習が必要です。

色んな市民意識調査でも明らかで、家族や親族、あるいは知人から最初に部落問題を聞いた場合、大変歪んだ形か、あるいはわけのわからないこと、内容的には差別であったり忌避であったりというようなものを聞く場合が多いようです。

それに対して、学校で最初に部落問題について学んだという人の場合は、それで、差別を無くすために取り組もうという気持ちになった人が多数とは決して言い切れませんが、少なくとも、部落問題というものが存続しているのはおかしいと、これは無くさなければならぬ問題だと捉えている人が多いのです。

先に友達や知人、親戚から情報が入ってしまうと、それを変えることがあまり容易ではありません。しかし、学校で最初にそういった聞き方した人は、後で周りの影響で変わる可能性もありますが、後で聞いたことに比べれば学校で学んだものの方が効いているという調査結果が色んなところで出てきています。

そういうことを考えても、中学生になってからとかではなく、幼い段階では部落がどうと言われてもわかりにくいかもしれませんが、早くから公的な所で人に差別してはいけないということについて学び、次第に部落問題についても歪んだ見方ではない見方が身に付くような教育を展開する必要があります。

勿論家族、家庭においても、歪んだ見方を身に付けるということを避けなければいけません。それだけではなく、正しい見方を身に付けるようにしていくことが大切です。子どもだって成長とともに色々考えたり問題に直面したりということが出てくるわけですので、家族の中でもしっかりした見方をつくようにしなければならないということになりま

す。

これは私自身の体験でもあります。私の親は決して差別的な見方は出さなかったと言ってもいいですし、むしろ積極的な姿勢を持っていました。しかし、戦前ということもあつてか、詳しい話はしなかったということがありますから、私が部落問題というものを部落問題として押さえることが出来るようになったのは、青年期になってからと言っていいと思います。最初入った小学校や中学校のときに、部落を含む学校でありながら、なかなかそのことの問題には気が付かないというか、差別的な言動が飛び交っても、何もしませんでした。

そういうことも含め、早くからの学習の必要性がある。そして、先程も言ったように、できれば身近な場で学ぶということが出来るようにしていくということが大事です。

本日、色々な団体からおいでいただいていると思います。それぞれの団体でまた色々な取り組みがあると思いますが、その中で、一人でも多くの人たちが学ぶ機会を持てるようにしていただければと願っています。

6. 学習参加をめぐる問題

学習に参加しなかった人で「知らなかった」という人が4分の1ほどいます。「参加する気がなかった」という人がそれ以上にいるということが問題です。「直接呼びかけがなかった」という人が15%、「自分とは関係ない」が10%いますが、まず、「こんなものがあるよ、一緒に行ってみない？」といった呼びかけをできるだけする必要があります。

さらには、勿論「人権」ということを銘うった学習も必要ですが、色々な学習の中で人権あるいは部落問題について気付くような学習が展開されなければならないと思っています。

家庭教育について学ぶ場でも、「お母さん、もっとしっかりしないとだめよ。」と言ったとき、じゃあお父さんはどうなんだ、ということになりますし、料理教室でも、どう調理するかということもさることながら、その素材はどこでどうやって作られているんだということから、それがアジアの国々であるなど色々なケースがあるわけです。色々な「気づき」がもう少し突っ込めば出てくるので、人権学習を計画する人はそういった視点を取り入れてほしいです。

部落問題についても、私の尊敬している社会教育の先達の方でこういうことをおっしゃった方がいます、「着物教室でも、部落問題学習ができるんだ。」と。

確かに、着物というのは、一つの服装として嘗ては身分を表すという面を持っていました。大奥の服装を見ても、あれでどれだけ行動できるのだろうかというようなごてごてした服装もあります。それに比べると、中世の服装の方がまだ行動しやすいだろうなと思います。現に、中世では女性が結構商売で活躍していたという話もあり、江戸時代になって、かなり制約されてきました。

そういう中で、ご存じのように岡山藩で「渋染一揆」というのが19世紀、幕末期に起き

ました。被差別部落の人たちに、汚染めの衣服を着ることを強制し、それによって民衆の多くを占める農民に、自分たちよりも低い所に置かれた人たちがいることをはっきりさせ、百姓一揆や農民一揆の不満を逸らそうと、そういう政策がとられました。しかし、それに対する被差別部落の人たちの大きな反対の取組み、一揆があり、その御触れは撤回せざるをえなかったという話もあります。

このように、服装統制という話で、着物教室の中でも人権に関わる話ができるのです。欧州貴族の女性がなぜロングドレスを着ているのかというと、労働しなくてもいいというシンボルだからです。つまり、貴族は身分が高いから労働しなくてもいい、まさに労働蔑視で、労働する人に対する一種の差別観によるものです。

実際は、労働者によって貴族の生活も維持されているわけですが、要するにそういう上下関係の中で、ああいうロングドレスを貴族の女性は着ていたのだということ、アメリカの学者のヴェブレンという人が『有閑階級の理論』という有名な本の中で書いています。「有閑」つまり「暇のある」階級の理論です。暇のある階級は何を考えているのかということ、かなり皮肉に書いたものです。

そういうところにも見られるように、着物一つ学ぶにしても、単に着付けがどうのこうのという以上に、色んな観点から服装というものについての捉えなおし、考え方に気づいていく。あるいは、人権についても考えるということが可能です。

だから、あらゆる学習に人権学習という視点を入れることも、大変大事なことだと思います。

7. 人権啓発の課題（1）

さて、そういった中で私たちが人権啓発を進めていくときに考えなければならないのは、人権問題学習は、人権学習として重要な位置にあるんだということです。

「この辺には部落は無いですから、部落問題学習は必要ないです。」とか、「それは女性の問題でしょ？私は男性ですから関係ないです。」と言う方もいます。しかし、人権は全ての人が持っているわけですが、それが具体的に守られているのでしょうか。守られてないとすると、自分自身の人権だっていつ危うくなるか分かりません。ですので、人権を具体的に、実践的に学ぶために人権問題学習をするのです。

よく、引き合いに出すのですが、例えば、空気というのは私たちにとって大変大事なものです。ところが空気の重要さにはなかなか気が付かない。しかし、高い山に登ったり、この前中国でも大気汚染が随分問題になりましたが、公害のひどい所に行くと、空気の重要さと言うものに気が付くわけです。

私たちは人権というものを日常的にはあまり考えていないかもしれませんが、それを大事なものとして具体的に捉えるために、人権問題学習をすれば、そこで人権について見直すことができます。そういう意味でも、全ての人が人権問題学習をやるということが必要であり、そのことは、人権学習の中で重要な位置にあると見なければなりません。

それから、人権と人権の関係です。人権には色々な人権があるわけで、言論の自由もそうでしょうし、集会・結社の自由もそうでしょう、あるいは労働の権利など色々なものがありますが、そういうものはお互いに繋がっています。

さらには人権問題と言われるものです。部落問題と男女の問題、先程から見てきたように結構繋がっているところがありますね。あるいは、障がいのある人の問題と高齢者の問題、子どもの問題も繋がる面がいっぱいあります。

そういった関連づけを学び、一つの人権について学ぶことが、他の人権の問題解決にも役立つようにしていく必要があるのです。

バリアフリーという言葉がよく使われますが、色々な段差や障壁があると、障がいのある人や高齢者だけでなく、小さい子どもも行動しづらくなってしまいます。色々な対象と問題が重なっているわけです。さらには、先程挙げたような、偏見とか流言、風評といったものが、色々な人権の中に問題をもたらしているということに気が付いてきます。

先程も言ったことですが、やはりそういう中で、解決への努力と成果というものを学んでいく必要があります。例に挙げましたように、就職における公平性の確保というものは、まさに部落解放運動の成果として出てきたと言っていいでしょうし、同和教育の成果でもあります。

それから義務教育の教科書の無償化も、部落解放運動の中で提起されてきました。そもそも、義務教育とされているものでも教科書費は個人負担だったわけですが、それはおかしいのではないかということで、義務教育教科書が無償になりました。これは、決して部落の人だけではなく、全ての人にとってのプラスとして成立したことです。これは人権の問題として捉えていかなければならないことですし、他にもそういった例はたくさんあります。

部落の問題を捉えるときに、部落が非常にひどい状況に置かれたということは事実ですが、それだけを学んだのでは、所謂同情融和になったり、「ああは、なりたくない。」という気持ちになるだけで終わってしまうことがあります。

それではいけないということで、例えば色々な革細工のように、非常に優れた技術として部落の中で誇れるものが培われてきたのだということも、言うようになりました。

そういう問題を解決する努力の中で、全ての人の人権が具体的にになっていき、それぞれの人権の確立、広がりというものがもたらされるのです。そこを見ていくことが、そういうことについて学ぶことが、大事なのではないかと思います。

8. 人権啓発の課題（2）

日本で「平等」というのと「画一」ということの違いがごっちゃにされてしまうことがよくあります。

例えば、特別措置法というのがありましたが、これは部落差別というものを無くすために、やはりそういう法律が必要だということで、作られました。

現に差別がある所では、差別を解消するために、重点的な取組みをすることが、国際的な常識です。先程言いました男女共同参画の取組みでも、女性差別撤廃条約が国連で作られ、その中で明確に書かれています。「・・・事実上の平等を促進することを目的とする暫定的措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。」つまり、不平等を無くすために、特に今まで不利な立場に置かれていたところに特別な配慮をするということ、差別と捉えてはいけないということです。

逆差別と言う言葉がよく出たりするのですが、機械的に皆同じにしていたら、差別のある今までと変わらないことになります。

そうではなく、やはり、差別の状況の中で不平等があればその不平等を是正するために、そこに力点を置いた取組みをしないとイケません。

だから、平等達成のための特別措置というのは、決して部落問題だけではなく、男女の問題、あるいは先程も言いましたバリアの問題などについても必要で、障がい者の差別を禁止する法律もできたわけですが、そういった取組みが必要だということも伝えておかないと、平等だというとみんな画一的に扱うことだというように思われてしまいかねないのです。

間違いだということがあっても、勿論、違いの中にあってはならない違いとあっていい違いというものもあるのですが、民族が違えば当然風習も違うし言葉も違います。それを否定してしまうと、在日コリアンの人をはじめ、日本に住んだ人はそういうもの全部無くせということになってしまいます。それを画一にしてしまうのは、これは決して平等ではありません。色んな文化の違いはあっていいのです。そういうところも学びながら考えていく必要があります。

それから今、参加型学習と言うのが盛んになってきていますが、今日はこういう形でお話しさせていただいているので、参加型学習とは程遠いですが、皆さんで話し合ったり、ワークショップをやって共同作業で学ぶというのがありますし、あるいはフィールドワークのように現地で色々学ぶというのがあります。色んな学びを組み合わせることが大事です。

ですから、講義も避けてはいけません。例えば部落の歴史であるとか人権獲得の歴史というように、参加型でというわけにはいかない面もたくさんあります。やはり、きちんと話を聞いたり、本を読むことも必要です。多様な方法を組合わせて学ぶということを多くしていくことが今日的な課題となっています。

9. 人権啓発の課題 (3)

できるだけ事例に即して考えると、今回も、本当に好ましくないことではありますが、差別的な落書きがあつたり、差別的な投書があつたりすると、そのことが持つ意味というものについて、きちんと学んでいく必要があります。

「無視したらいい、そうしたらする方も諦めるだろう。」という人もいそうですが、する方は、みんなが黙っていると、自分が受け入れられたという心理になるので、無視しても

解決はしないのです。

大体そういう行為をやっている人も、今まで分かった範囲では、その人自身も色んな欲求不満を持っています。ところがその欲求不満というものを解決する術を知らないが故に、差別されたり、弱いとされている所にあたる。これは親しい男女間で起きている、所謂DV（ドメスティックバイオレンス）と言われている暴力とか、あるいは児童虐待とか、そういう所にもよく見られることです。

ですから、こういった問題とも繋ぎながら、私たちは考えて見るのが大事なのです。

それから、本日はリーダーシップを発揮している人もたくさん来ておられていると思いますが、住民の中で、こういった人権への取組みについて、リーダーシップを発揮できる人が増えることが大事です。

その為には、お互いに少人数でも集まって継続的に話し、学んでいくことが必要ですし、人権問題の内容とかを学ぶとともに、どのように人々に働きかけていくのかという方法についても、学ぶことがあっていいだろうと思います。

今、ファシリテーターがよく言葉としても出てきていますが、いかに人々の話し合いを促しながら、しだいに良い方向にいくように支えていくかという役割の人です。これには、それなりの工夫なりスキル、技術が要るわけで、そういう意味で人権問題に関わってファシリテーター養成も、場所によっては取組まれています。大阪府の人権協会がそういった取組みをしまして、私もそこに関わってはいるのですが、そういうものも今後どんどん増えていくことが期待されます。

あれこれ話しているうちに、時間になってきました。十分なお話はできませんが、午後から分科会で色々具体的な事例に即しながら、皆さん方の討議があると承っていますので、どうかそちらの方で実り多いものになることをご期待申し上げ、私の方から話すことについては、ここで一旦置かせていただきたいと思います。長時間ご清聴いただき、ありがとうございました。

講師プロフィール

上杉孝實（うえすぎ・たかみち）

1935年京都府生まれ。社会教育職員、教育研究所員等を経て姫路短期大学、奈良女子大学、京都大学、龍谷大学、畿央大学で教育・研究に従事、この間に京都大学教育学部長、畿央大学教育学部長等を歴任。兵庫県や京都府等の生涯学習審議会会長、男女共同参画審議会会長、社会教育委員等、また鳥取県人権教育調査研究委員会委員等を務めた。元日本社会教育学会長。現在京都大学名誉教授、世界人権問題研究センター客員研究員・第5部部长、兵庫県県民生活審議会副会長、大阪府人権教育推進懇話会座長、姫路市人権啓発センター名誉館長、大阪識字・日本語協議会委員長、世界人権宣言大阪連絡会議代表幹事など。著書『生涯学習・社会教育の歴史的展開』『地域社会教育の展開』『現代文化と教育』等、編著書『生涯学習と人権』『教育改革の国際比較』『子ども・青年の形成』等。

【各分科会発表者一覧表】

- 第1分科会 (1) 伊藤 教 さん (小鴨地区同和教育研究会)
(2) 桑垣 智志 さん (上小鴨小学校PTA)
(3) 安井 弘之 さん (倉吉市同和問題企業連絡会)
- 第2分科会 (1) 仲村 裕子 さん (灘手小学校PTA)
(2) 谷崎 勉 さん (成徳地区同和教育研究会)
(3) 入江 隆明 さん (鳥取県男女共同参画センター)
(4) 落合 和美 さん (成徳小学校PTA)
(5) 矢田 誠 さん (北谷小学校PTA)
- 第3分科会 (1) 八渡 和仁 さん (社会福祉法人 ^{なごみ} 和 ボン・チャンス)
(2) 朝倉 幸一 さん (社会福祉法人 ^{なごみ} 和 もなみ)
(3) 下吉 素子 さん (鳥取県自閉症協会)
- 第4分科会 (1) 森本 満喜夫 さん (倉吉市同和教育研究会)
(2) 石賀 純子 さん (認知症地域支援推進員)
(3) 青目 美鶴 さん (上北条小学校PTA)
- 第5分科会 (1) 小坂 宗司 さん (児童養護施設 因伯子供学園)
(2) 松島 綽子 さん (鳥取県中部子ども支援センター)
- 第6分科会 (1) 吉村 サンドラ さん (在住外国人の立場から)
(2) 酒本 美幸 さん (障がいや病気に係わる人の立場から)
(3) 崔 景玉 さん (インターネットにおける問題について)
- 第7分科会 (1) 武田 基資 さん (灘手地区同和教育研究会)
(2) 三谷 昇 さん (鳥取県在日外国人教育研究会・倉吉)
(3) 西尾 澄恵 さん (倉吉市更生保護女性会)
(4) 荒益 正信 さん (関金地区同和教育推進員会)

第 1 分科会

第1分科会 同和問題

「自分と同和問題とのかかわり」 ～今までの自分 明日からの自分～

運営推進委員の廣谷さんより、18名の実行委員で話し合い、「今までの自分を振り返り、一步すすんであしたからの自分」、このことについて、それぞれの思いをだし、明日につなげていこうとテーマを決めたこと、また、倉吉では4月に差別落書き7月に差別投書もあり、私達のごく身近に差別実態があるということ踏まえ研修をしていただきたいとの挨拶で会が始まった。

3 団体の発表

【自分と同和問題とのかかわり】 伊藤 教 さん（小鴨地区同和教育研究会）

自分と差別との出会いは、父親の言葉で身分制度を知った。職業で人をみてはいけない。見た目で見えをもってみさげたようなことをしてはいけないという言葉が、今でも心に残っている。18歳の時県外に出て暮らし、昭和49年に帰省し結婚し子どもができました。県西部の出身なので、はじめは、友達もいなかった。これから生活していく上で友達の支えが必要だと思い、保育園、小学校、自治公民館で役職をいただき少しずつ友達も増えました。誠心誠意をもって、人と接することが基本だなと感じ、地域の人に助けられながら、共に行動しながら過ごしました。被差別部落の人とも家族ぐるみで交流があります。こうした中、今回の発表に至りました。差別落書き事象をとりあげ、町内学習会のテーマとして小鴨地区同和教育研究会では、手作りのDVDを作成して取り組みました。家庭環境を育て心豊かに、また、差別落書きにひるむことなく、差別に立ち向かっていく地域づくりを改めて決意しました。（参加者は、小鴨地区作成のDVDを視聴しました。）

【上小鴨小学校での取り組み】 桑垣 智志 さん（上小鴨小学校PTA）

小学校の概要→今までの自分→上小鴨の同和問題のおこり→上小鴨小学校の人権同和教育→なぜ差別が起きるのか→明日からできることの順に話します。

明治23年の創立、小学校の教育目標は人間尊重の精神を基に、自分で切り拓く生活の力（生きる力）を養い、人間性豊かな主体的にたくましく生き抜く上小鴨の子どもづくりをめざす。私の子どもの頃の記憶といえば、彫の深い友達を外人と、集落＝部落、祖父が上小鴨以外の同和地区があそこだと言っていたこと、道徳では「差別はダメ」と習っていたことなどがあげられる。自分には関係ないと思い理解していないまま30年過ぎていった。現在、PTAで、それではいけないと学習している。人権教育推進部の活動の内容として①人権教育参観・講演会②PTA広報誌レッツ☆きらりの、あいがも通信（年3回）③親子読書④テーマ別保護者研修会（10月11月2回）

11 月は西中校区同研⑤地域、市内、関係団体の研修会参加をあげています。なぜ、差別が起きるのか？ということを考えると、予断と偏見が要因であり、心の問題、集団心理など（自分より見下していく）から起きる。PTAの取組みでは、「自他肯定型になろう」（自分が変わる）としています。人権教育推進部として明日からできることとして①笑顔であいさつ②話し合う③生涯学習に取り組んでいきます。

【同和問題と歩んだ一企業の半世紀】 安井 弘之 さん(倉吉市同和問題企業連絡会)

会社が部落地名総鑑を購入していた事象があった。差別に気づかない企業体質（差別に気づかない社員を育てる恐れ→無意識のうちに差別を温存・助長）を反省するとともに、部落問題、人権問題と向き合い、この事象を教訓として、地域社会の信頼回復と企業としての社会的責任を果たしていくために同和教育（人権研修）を計画的・継続的に実施していった。中国電力における人権問題への取組みとして、企業内で人権啓発担当をおき、同和問題の解決にむけた取組みを始めた。職場話し合い研修（全社員対象・管理職対象）、階層別集合話し合い研修、人権啓発推進役に対する実践的研修を行っている（「就職の機会均等の保障」「人権問題についての理解と認識を深める」「企業体質の点検・改善」など。）最初は、同和問題とか被差別部落の存在すら知らない社員に（寝た子を起こす）基本教育から始まった。→初期は事実を何も知らない社員達から出る反発・意見がありました。社内教育・研修が始まって、一定の期間が過ぎると、教育に対し、共感する社員が現れ始め、不合理な差別に気づく。→幼い頃から、親に「あそこの家の子と友達になってはダメというような理不尽な躰？」があったことなど「虚心坦懐」に語り合える風土が醸成されはじめました。人権感覚を磨き、「多様性を認めあう」教育・研修が必要です。

- ・家庭において子々孫々受け継がれた不条理な差別意識が現存している事実を、誰もが謙虚にそして真撃に受け止め、そして先ずこれをなくしていかなければならない。
- ・学校教育の場では、同和問題は歴史上の事実(身分制度)であると認識してしまう者がおり、その本質を学んで企業就職して来る社員は、今でも決して多くはない。
- ・人権問題とは「生涯教育」であり、家庭教育や学校教育では完結し得ない事実を厳然として認識し、我々企業や行政や地域が責を担い、そして手を携えあって、永遠に「寝た子を起こす」集団であり続けなくてはならない！

「つまり人権教育のゴールは永遠に作ってはならない。」

★会場からの意見…発表の中で「同和のおこり」との標記があった。「同和問題のおこり」などの標記にかえる。（※次の1グループの所へ記載）

- ・「事業のおこりで標記」されている…事業のみで記載すると、ただ与えられたように見えてしまう。もう少し詳細を入れて発表してほしい。



グループ討議の柱

- ・ 同和教育との出会いはどうでしたか。
- ・ 関わりながらどんなふうに感じましたか。
- ・ 「自分が変わったな」と思うことがありますか。
- ・ 今日の語り合いで感じたことがありますか。
- ・ これから、何か自分にできそうだと思うことがありますか。

(1) グループ 参加者 (11名)

○同和教育との出会いについて

- ・ 第1回市集会に参加（会社より）初めて市集会で部落問題を知る。
- ・ 小学校の時から部落問題を学習してきている。
- ・ 勤め先で（200名の会社）S45年ぐらいに部落問題を知る。
S34年には、同和＝童話だと思っていた。学級が47～50名の教職についていた。
学習していく中で子どもたちの悩みを聞く暇もなかった。他人事の様に感じていた。
- ・ 部落だと知ったのは中学生の時、差別だと気づいたのは学習の成果ではないか。
- ・ S48年に就職した時に先輩から、あそこは危ない所だけ行ってはいけないと聞かされた。
PTAに入ってから学習を始めた。

- ・ 「同和」と言う言葉を訂正されたのはなぜ？（※）

（発表者の中で、「同和」とのみを標記されていたものがあった）

「同和」という言葉だけでは、人を蔑む言葉として使われる。

小学校で学習した子どもと、学習していない子どもの温度差がある。（中学校で）

- ・ 部落問題を学習していく中で、被差別部落の問題だけではいけないと気づき、在日問題、障がい者問題など多くの学習をしていかなければと思った。
- ・ 学習しながら、「自らを振り返る」ことに気をつけている。
- ・ 自分で「力」をつけなければ、差別に気づかないと思う。
- ・ 町内学習会で、中学3年生に出席してもらい、大人の声を聞き、中学生も発言している。

○明日からの自分

- ・ 基本的な生活習慣を大切にしていきたい。
- ・ 仲間づくりを大切にする。
- ・ 町内学習会の参考にしていき、積極的に関わりたい。
- ・ 今日の学習を一人でも多くの人に言って、つながりを多く持ちましょう。

(2) グループ 参加者 (12名)

※サブテーマの～今までの自分、明日からの自分～、に沿って下記の意見が出ました。

- ・子どもの頃は、部落問題の勉強が無かったが、今は沢山の事を知り勉強になっている。
- ・同和問題の関わり、地区学習会にも参加している。自問自答できてよい。良い点、悪い点含めて、もう一度勉強していきたい。
- ・市報に記載されていた（落書きのあった場所）地区が被差別部落地内でおきていたと思っていた。違う場所であった。
- ・講演、発表を聞いて、気づかされる事が多い。もう一度自分を見つめ直したい。
- ・自分の何が変わったかがわからないが、勉強することによって、良い事、悪い事がわかるようになってきた。自分がしてきた事が気づくようになった。
- ・大企業、中小企業は会社内でも人権学習をしている。小さい会社（少人数）はしていないので、機会を作り学習してもらいたい。
- ・企業のトップの意識が肝心だと思う。トップが、関われば会社全体がついてくる。
- ・差別に中立的立場はない。
- ・人権とは、人との関わりです。

(3) グループ 参加者 (11名)

○3名の発表を受けて

- ・落書きの件のその後は、どうなっているのか。
- ・今までの同和教育はなんだったんだろう。
- ・小鴨の地での落書きは、反発心を覚える。（相当な悪質さ）

○何十年も同和教育学習を続けてきて、でもまだ、なくなるのは…だから、これからも継続し続けていかなければならない。

○結婚差別…部落差別だけではない。相手の職業だったり、家柄だったり。当事者同士の意思を強く持つて。

○時間が経てば（今差別をしている人がいなくなれば）差別はなくなるのか…違う！差別はなくなっていく→多くの人に同和教育学習会に参加をしてもらって、これからも続けていかなければいけない。若い人ほど勉強してほしい。

○もっと、町内学習会を根付ける方法はないか。たとえば行事にくっつけるとか。でも、人権教育は強制するものではないので、各地区で何か取り組みをしていけたら…。

○今までと変わっていないとの意見があるが、だいぶ変わったと思う。特に結婚問題。変わっていないことを良く取り上げるが、もっと、成果を取り上げることが必要である。

○町内学習会の企画運営は、何人かでグループを作って分担した方が良い結果が出る。

(4) グループ 参加者 (12名)

○同和教育との出会いについて

- ・世代によっては学校教育の場で接していない。社会に出てからの出会い。それは、職場内研修の場であったり、市集会の場であったり、地区の町内学習会であったり。
- ・勤務先での社内教育で得たものを推進員の立場として町内に還元する。
- ・町内学習会や市集会で学んだことを家に持ち帰り子どもに伝える。社会教育から

家庭教育へ。

○平成 25 年 4 月小鴨地区内での差別落書き事象について

- ・犯人が見つかってほしいと願うものの、果たして自分に何ができるのか？具体策は見えてこない。
- ・怒りだけではなく、如何にして次ぎのステップへ繋げていくかが課題。
- ・落書きは差別目的の意図的なものだったのか？遊び半分のいたずらか？腹いせか？

○町内学習会の取り組みについて

- ・出席者は毎回固定されている。無関心な人にどう理解してもらうか？参加してもらえるか？
- ・“話し合い”や“発表”があるとどうしても敬遠されがち。
- ・総会やゴミ収集、交通安全の学習会など、他の行事と組み合わせて開催してみては？
- ・受け身で「来てもらう」だけではなく、例えば資料や DVD を送付したりするなど、“学習の機会を与える”工夫も必要である。



☆隣近所で声をかけ、誘い合って参加できるような地域づくり・町づくりが大切☆

(5) グループ 参加者 (12 名)

○同和教育との出会いは、どんなことでしたか。

- ・小学校・中学校・高等学校での同和教育が最初だった人から、まったく知らずに社会に出てから知った人など、参加者の年齢によって様々であった。
同和教育の中で知った人の中では…学校で狭山差別裁判のビデオを見て学習した。友達が授業の中で「被差別部落出身です」と言っていた。
知らずにいた人では、大学の頃サークルめぐりをしている中で部落解放研究会のようなサークルもあったが、なんだろうと思うだけでした。知らずにいたのでスルーしていた。社会に出てから知った人の中では…40 年前の全国同和教育研究大会で目覚めたという人もいた。

○関わりながら、どんなふうに感じましたか。

- ・出会わせ方が大切だと思った。
- ・学校で、暗さからスタートしてしまった。教員として、初めは差別の悲惨さを教えてきた（マイナス）。そうすると、被差別部落の子ども達は下を向く方向となり、自信がもてない子どもや、差別発言もあった。

→次は、厳しさだけ教えてきたのでは、いけない（プラス）、温かさや、伝統など、素晴らしいものと教えてきた。すると、素晴らしいと言い続けると（言い過ぎて）、「私は、そんなに素晴らしい人ではないです。」と被差別部落の方から言われていました。

→次は、被差別部落の方達だけがするものではない。地区外の人にとって、大事では…との取組みに変わった。

- ・差別は被害者がおり、加害者がいる。差別は人をも殺す。
- ・毎年様々な学習を、地域・家庭・学校としている。本当に必要だと思う。関わるこ

とで、家庭でも話ができ、おじいちゃん、おばあちゃんへも「それは、ちがうだよ。」と子どもから話ができ、知らせることができる。

- ・最初は「寝た子を起こすな」という気持ちだったが、その後、いろいろな人が教えてくれた。知識、教育から入って良かった。
 - ・ある時、「あなたは、部落出身かどうか説明できますか。」と聞かれた。「そうではないです」と答えると、「証明できますか」と聞かれた。「できない。」
 - ・同和問題・人権問題の基軸、差別のからくりは人間が作り出している。同和問題は表の文化にしてほしい。振り返り振り返りしながら人権文化のまちづくりを踏み出してほしい。
- 同和問題に関わりながら自分で変わったなあと思うことがありますか。
- ・自分をいじめないで、まちづくり村づくりをし、元気にしてほしいと思う。
 - ・以前宣言をして泣いてきた。今、自分の出身を自信もって言える。
 - ・支えてくれた周りの人がいる。教育をし直したから言えるようになった。
 - ・人を見下すことから差別が始まる。人、相手を思う気持ちがあればよい。
- 今日の話し合いで感じたことは。
- ・落書きをすぐ消してしまってもよいのか考えてしまう。何が書かれているのか判断。
 - ・子どもの親が学習してきた。
「地域で出来ることをしていく親にするには」どうしたらいいんだろう。
 - ・やさしさと温かさで包む。・今回の落書き事象許しがたい行為である。



第 2 分科会

第2分科会 女性の人権

「女性の人権（家庭・地域・職場）」 ～次世代へつなげよう男女共同参画意識～



はじめに

昨年9月に実施された倉吉市の人権・同和問題に関する市民意識調査から女性が差別や人権侵害を受けていると思う事の多かった家庭・地域・職場での出来事を取り上げた。また大人の私たちが理解し男女共にその人らしく暮らせる男女共同参画社会の基盤をつくって子どもたちに繋げようというねらいをサブテーマとして取り上げた。

今回は特に女性の人権に絞って女性であるがゆえに不利益を被っていることは何か、何が問題となっているか、現状の分析今後に向けて解決するために個人・家庭・職場・地域・社会（制度など）で何をどのようにすれば差別がなくなるかを話し合いたい。

人権の学習会では人は皆違っていいと当事者の事考えようとはしますが、男女の人権を考えると、平等は同じと捉えたり、対立的に見たりしがちですが、男性との比較でなく今回は当事者である女性の人権について話し合ってほしい。

グループ討議は「参加・尊重・守秘」を約束

グループ討議は、参加した一人ひとりになるべく自分の意見を述べ、また、相手の意見をさえぎることなく一旦は受け入れ、その発言内容を後でむやみに他人に言ったりしないことを、みんなで約束。

◎ 5グループでの話し合いの意見

《家庭》

- ・家事は女性が中心にやっている。
- ・早く起きて家事を行い、夜寝るのも遅い場合がある。
- ・家事分担している。手が空いていれば男性も手助けをすることがある。

- ・昔は台所に男が立つなんてと言う考え方が多かった。
- ・小・中の参観日後の懇談は母親まかせ。
- ・育児、PTA、学校などまだまだ母親が出る事が多い。
- ・家から奥さんを出させない。DVにつながりませんか？
- ・男性は飲み会など、外泊が出来るが女性は難しい。
- ・女性が家事をするものだという男性の意識がある。そういう環境で育った子どもはその影響を受けはしないか。
- ・仕事をしながらのすべてをこなすことは難しい。
- ・男子厨房に入らず、と言って育てられた男性が多いのでは。
- ・家事、介護は女性がするものだという考えがある。
- ・育児に関する負担（子どもの病気による休みなど）は女性。
- ・家族が残業に賛成しない。
- ・自分自身が家事をしなければいけないと思っている。
- ・妊娠しないことを女性のせいにする。
- ・跡継ぎに男の子を期待される。（家制度のなごり）
- ・障がいのある子どもを産むと女性のせいとされる。
- ・家事の分担はできている。
- ・そういう姿を見ているので子どもも一緒に手伝う。
- ・学校でのPTAの役員は男性が多い。
- ・人の悪口を言う年配。だからといってほっておくことはよくない。
- ・家庭内での差別発言。（気づかない内に言っていることがある）

《地 域》

- ・役員
- ・女性部がなぜ必要だろうか？目的がよく分からない。
- ・呼び方については、○●の奥さん○●の嫁という呼び方を今もする。
- ・私の地域は、男性も女性も協力して、生き生きとされています。
- ・男性が中心になる事はとても良いことだと思います。（女性を無視しなければ）
- ・地域の役職を女性は避けているように思う。消極的・無関心
- ・行事は男性、子ども会は女性と分かれている
- ・総会は、世帯主。村の役員決めは主人という村の規約がある。
- ・女性自身が遠慮している部分もある。
- ・掃除（細かな部分の）は女性の参加が多い。
- ・女性は触れない、入れない場所がある。（女性は穢れている等）
- ・年金等の問題（パート、専業主婦が夫に先立だれた場合）
- ・地域の事をしてしていると…「家の事は」と聞かれる。
- ・女性＝炊事という考え（現代では少し薄れてきてはいるが）



- ・「これだから女性は…」と言われる。
- ・地域の役を受けることで様々なことに関心を持つようになる。
- ・口に出して言う。（片付けは女性の役割 → みんなで片づける。）
- ・公民館役員は男性が多い。
- ・だんだんと女性も役員の中に入っているが、館長・副館長・総務・会計は男性が多い。
- ・町内会における女性の役割。（片付けは女性）
- ・男女共同参画を言うようになり、自治公民館でも女性の負担が分かるようになった。現在では、たとえば飲食がある場合、時間を決めた。そのことも含めて男性、女性問わずみんなで片づけが出来るようになった。
- ・香典付けは男性。
- ・風習・しきたりでは葬儀の場合の清め塩はつけなくなった。
- ・女性の自治公民館館長は倉吉市で3名いますが、「何が女性が出来るかいなあ」と見下している事はないか。身近な差別発言それに伴う言動がある。
- ・自治公民館総会に若い人が出ない。（世代交代ができていない）
- ・本家は上座。分家は下座。年配者は上座。婿は下座という町がある。
- ・お互いが「あいさつ」できる状況が大切。地域づくりにつながる。

《職 場》

- ・セクハラ（どこからどこまでがセクハラになるか？）
- ・コミュニケーションが出来ていたらセクハラと感じない。
- ・会議のお茶出しはまだ女性…
- ・昔は男性がトップでしたが、今は女性もどんだん力を発揮して会社のトップになっていると思うが、個人的には上司の男性はまだ多い。
- ・給料の格差。
- ・女性の管理職が少ない。
- ・お茶くみ女性、参観日は女性が多い
- ・職種によるが、男性にはかなわない。
- ・男性の育児休暇はまだ実際にあまり実施されていない。
- ・上司が自ら利用しなければ、部下は取りづらいものがある。
- ・こまごまとした雑用は女性が多い。
- ・上司の評価（女性は子どもの行事等で休みを多くとる）が低い。（女性だからできないと言われる）
- ・妊婦に対する配慮。（重労働 → 軽労働）が不足している。
- ・同じ条件であれば男性の方が採用されやすい。（学歴等）
- ・結婚・妊娠等で退職すると考えられている。
- ・男性の育児休業の取りにくさ。
- ・正職になるよう声をかけられても家事と両立できないと断ることになるそんな姿が見られる。
- ・同性であっても、理解がないこともある。（自分は経験してきたのに）

- ・職員が妊娠すると「またか…」との言葉が。
- ・職場に相談する。（自分の働きたい状況を伝える事）
- ・育児休暇を男性は取りにくい。
- ・男性と女性の昇給の格差あり。
- ・子どもが病気の時、必ず母親に電話がかかってくる。
- ・男性は上司に子どもの迎えについて切り出しにくい。
- ・出産など、周りの理解が大変。
- ・「どうせ女性だから」「パートだから…」

（解決に向けて）

- ・子どもが小さい頃から学ばせる。（生活の中で伝える）
- ・家事には経験が必要。
- ・結婚時に役割分担をしておく。
- ・女性の意識改革、自分自身の意識改革。
- ・言葉に出して伝える。（してほしい事、してもらいたいことを伝える）
- ・社会で役に立ちたいという女性の気持ちを理解してもらう。
- ・子育てのサポートが必要。（男女共に）
- ・味方をつくる。

（1グループまとめ）

- ・コミュニケーションが取れる男性はセクハラにならない。
- ・夫婦間の理解が大切。次世代につなげていく事が大切。
- ・女性の環境づくり、進出できるように。
- ・人のせいにせず、自分が変わることに。
- ・お父さんもできるし、お母さんもできる二人の話し合い育児の段階で親の背中をきちんと見せることが大切。
- ・若い人は意識が高いので、お互いがうまくやっていくと思う。
- ・地域・職場・家庭どれか一つがうまくいかなければ、うまくいかない。



（2グループまとめ）

- ・今もなお昔の考え方がある。女性一人に任せるのではなく、男性も協力するべきだ。
- ・子どもにも料理の手伝いなどさせる。
- ・子どもには、小さい時から、男女関係なく、料理や裁縫など教えてもらっている。
- ・大人になった時に、自分の事は自分でできるようになってほしい。
- ・人のせいにしない。

(3グループまとめ)

- ・社会も地域でも、家庭でも、あたたかく見守る
- ・自分の気持ちをしっかりと相手に伝えるという事が大切で、そうしなければ誰も変わらない。
- ・参観日など、父親の参加が多くなった、そういう点は、次世代に意識改革が出来ていると言えるのでは。

(4グループまとめ)

- ・子どもには、日々の生活の中で家事を教える。
- ・結婚したら、家事も男性もするんだよ！教えておく、子どもが育つまでに、男性にも子どもが社会に出でいけるように努力、協力してほしい。

(5グループまとめ)

- ・家事の分担・学校の役員など前向きに分担がされるようになってきた。
- ・自治公民館の役員は今も男性が多いが、女性の館長も出てきた。女性の関わり方も変えていく事も必要。もっと女性も積極的になれるといいが、男性、家族の理解が最も必要。
- ・職場の環境を変える。
- ・地域においては、12月の反省会や忘年会などは、一軒に二人出ていただき、男女の目線で話し合える環境づくりをしている。

(男女の意見を聞くことができ理解し合える部分)

【全体まとめ】

3つの事が大切。

(1) 固定的役割分担の意識改革

- ・固定的役割分担意識があらゆる場面で影響する。大人になって変えることは困難そのために小さい頃からの働き方が大切。

(2) コミュニケーションのあり方を勉強する。

- ・男女共に共同で参画するためには相手を傷つけないで自分の意見を伝えることの出来るコミュニケーションが大切。

(3) 結果の平等のために社会のしくみを整える。その為には、積極的な是正措置が必要。

- ・男女共同参画は男性が女性化したり、女性が男性化することではない。
- ・差別を助長する要素に「無知、勘違い、事なかれ主義」があるそのためにも今回の学習は意義があったのでは。男性、女性一部を見て全てを決めつけない。共に持っている個性を大切に。少ない経験からの決めつけをしない。グループ化して見ない。多様的に物事を見ることが大切。
- ・事なかれ主義では、自分がそんな差別はしていないからといって、参加しないのではなく、他人の声に耳を傾け当事者に思いをはせてみる事が大切。

第3分科会

「障がいを知り共に生きる社会をめざして」
～自分らしく生きるということ～

1 社会福祉法人和(なごみ)および白壁倶楽部の取り組み

社会福祉法人和(なごみ) ボン・チャンス所長 八渡和仁

(1) 社会福祉法人和(なごみ)について

平成16年2月に最初は20名の知的障がい者通所授産施設としてボン・チャンスを立ち上げ今年で10周年を向かえました。現在は約80の方に各種事業所より様々なサービスの提供をいたしております。

まず多機能事業所ボン・チャンスについてですが40の方が利用しておられます。就労継続支援B型の方が22名作業しておられます。耳慣れない言葉だとおもいますがこれは以前の通所授産施設をイメージしていただければと思います。

他に生活介護につきましては自閉症の方が12名、また共生ホームころにつきましては重度の肢体不自由者の方、重症心身障がい者の方6名が利用しておられます。

次に「多機能事業所もなみ」についてですが、依然ほボン・チャンスの従たる作業所でしたが、今年の春にひとつの施設として独立しました。定員は40名で就労継続支援B型のサービスを利用しておられる方が16名、就労移行支援をさせていただいている方が8名、生活介護の定員が6名です。

白壁倶楽部については就労継続支援B型を利用しておられる方が10名おられます。

また、グループホームも運営いたしております。障がいのある人のグループホームは高齢者のグループホームとは違い、普通の民家に5名から6名の方が生活をしています。食事を作ったりする世話人や夜間世話人の方にサポートいただきながら生活しておられます。

「ヘルパーステーションわのわ」ですが、主に土・日曜日の買い物のサービスの提供等移動支援についてサービスの提供をさせていただいております。

(2) 作業内容について

ボン・チャンスの作業につきましては、いろいろな状態の方がおられますのでいろいろな仕事を準備いたしております。ひとつには受託作業として電気部品の組み立てをおこなっています。クロネコヤマトの宅急便を福庭のみですが約100件のお宅に配達をしたり、一か月2回ビル清掃、農業班でお米や野菜を作っていますがお米はボン・チャンスで弁当を作っていますので弁当に利用また白壁倶楽部の提供している食事を使用しています。弁当につきましては通常の弁当と研修用の弁当を作っています。免許を取得して弁当の配達をしている利用者の方もおられます。また施設外就労といたしまして厳城はごろも苑の洗濯業務の受託をしており利用者の方4名と職員1名で対応いたしております。生活介護で白壁号(移動販売車)でカレー販売を月1回始めました。倉吉市福祉事務所と中部総合事務所に出かけて行って販売をいたしております。鳥取短期大学の花壇の管理もいたしております。また生活介護における作業として、中山間地の買い物に困られている方のためへの支援ということで、職員と

利用者で力をあわせて移動販売を北谷・高城・関金地区にておこなっております。

白壁倶楽部につきましては、街なかで障がいのある人もない人も一緒に働く共生社会をめざし、できれば地域を賑やかに活気のあるまちづくりのお手伝いをしたいというコンセプトで立ち上げました。仕事の内容ですがまず、レストランとカフェをしています。関連してレストランウエディングをおこなっています。これは白壁土蔵群近くの衣装・髪結い・花屋をてがけているお店の人と連携して披露宴をおこなっています。また毎週金曜日に生演奏をおこなっています。音楽が好きな方が集まってきておられます。歌声喫茶ということで月2回ですが、生の演奏でいろいろな歌を皆様が一緒に歌っておられます。また地元出身の演奏者やこれから世にでようと努力しておられる演奏家のコンサートをおこなっています。仕事についてですがウエイトレスの仕事があります。忙しいときには注文を聞いたりそれに答えるのが難しいときもありますが、一生懸命練習をしてあまりお客さんがおられないときには対応することができるようになってきました。コーヒーも手作りで作っていますのでコーヒーの作り方も覚えるようにしています。厨房の中では皿洗いが主な仕事ですが一生懸命しています。

(3) これまでを振り返って

グループホームを立ち上げるときに障がいのある人には必要だという話にはなるのですが、いざ自分の身近に施設ができるということになるとやはり反対という意見がでてきます。たとえば自分の家の隣にグループホームができるようになった場合です。これは障がいのある人の特徴をご存じないとやはり不安が先にでてきてしまうからだと思います。私もグループホームを建てようとしたときに何度か断られました。最初は大家さんもいいですよという話をされるのですが一週間ぐらいたちますとやはりお断りしたいという話がきてしまいます。今自立支援法から総合支援法に法律が変わったわけですが、障かひのある人もずっと施設で生活するというのではなく居宅での生活を考えていかななくてはいけません、逆に家庭で家族が高齢になってきて、じゃあどこでこれから生活していくことになるのかという話になったときこれからは、グループホームでの対応というものが非常に大切になってくるのではないかと思います。グループホームに対する地域の皆さんの支援というものが大切になってきます。いろいろな利用者の方がおられます。例をあげますと、人が大変好きな利用者の方がおられまして平日はまわりにたくさん人がいますのでいいのですが、土・日曜日になりますと人が少なくなりますので寂しくなり、お店に行くのですがいつまでもお店から帰らずお店の人も困ってしまわれ、警察を呼んでしまったりということもあります。本人は警察の人と話をするとう警察の人は親切な人なんだと感じ、警察に電話を試みたりまた消防士さんが親切だと思おうと救急車を呼んでみたりということがあります。今申し上げました方のように様々な方がおられますが、少しずつ皆様にご理解をしていただきますようお願いできればと思います。



2 社会福祉法人和(なごみ)もなみでの仕事をとおして

社会福祉法人和(なごみ)もなみ 朝倉幸一

(1)入所施設について

私は約15年間施設に入所し電気関係他さまざまな仕事をしました。施設で生活しているときに女性とお付き合いをするようになり、その方と結婚がしたいと思うようになりましたが、入所施設ではできないことでした。

(2)グループホームでの生活について

入所施設を出て、グループホームで暮らすようになり、結婚をしたいと所長さんに伝え、ボン・チャンスで身内だけの結婚式を挙げることができました。

今はグループホームで妻といっしょに生活をしています。休日の過ごし方についてですが買い物にでかけます。入所施設で生活していたときは男子・女子それぞれ2名以上でいくようになっており守衛の方に断りをしてから買い物に出かけ、帰った時に報告をいたしていましたがグループホームの場合は休日の買い物等の外出については自由におこなうことができるようになりました。

(3)お菓子作りについて

私は今お菓子作りの仕事をしています。私が担当していますのが「もなみちゃん」づくりです。おからを原料としたお菓子で生地づくりから始めます。生地ができあがるとのぼしそのあと包丁を使って決められた大きさに切りオーブンでタイマーセットをして焼きます。フライヤーで揚げたりもします。



できあがったものを量って袋詰めにしていきます。「もなみちゃん」づくりは何人かのメンバーでおこなっています。以上の行程を毎日支援員さんにお手伝いをしていただきながらおこなっています。できあがったものはイベントですとかフラップ・道の駅等に支援員さんが配達され販売し収入にしています。仕事をしているときに腰が痛くなるときもありますがお客様に喜んでいただけるお菓子を毎日心をこめて作っています。

(4)これからの夢

これからの夢についてですが、一般就労をしたいという希望があり一生懸命今頑張っています。今までも様々な仕事に挑戦してきましたがこれからも体に気を付けていろいろな仕事にチャレンジしていきたいです。

(1)ちょっと違ううちの子

私には3人子どもがいます。1番上の子が20歳の女の子、2番目の子が高校をこの3月で卒業した男の子、3番目の子はこの春高校1年生になった男の子です。この春1番上の女の子と2番目の男の子が県外に就職が決まって今仕事をしています。

2番目の男の子は就学前のときみんなで写真を撮ろうと集合するように声をかけられても集合することができず走り回っていました。小学校入学時も自分の名前を書くのがやっとでした。親として高校に行くことができるのかな?みんなといっしょに勉強やっっていくことができるのかな?と不安になりました。また3番目の男の子ですがにこにこはしているのですが言葉がなかなかでてこず1歳半・2歳・3歳と健診を受けたときもこれからどうしたらいいのか悩みました。このように2人の子どものことが心配で不安だった私が本当に助けていただいたと思うのが保健師さん等アドバイスしていただいたり、いろいろなことで間に入っていたり親の心配をどこに相談したらいいのか相談場所を教えていただいたりしたことにより不安が少しずつ解消されてきました。そして心配ばかりしていないで次の段階へステップとしていかなくはないと考えるようになりました。心配ばかりするのではなくわが子が今どのような状態なのか検査を受けたり相談をしたら2番目の男の子については学習障がい・ADHD注意してもなかなか理解することができないという状態だということがわかりましたし、3番目の男の子については精神発達遅滞で他の子よりもゆっくりと理解していくという状態だということがわかりました。

(2)おとなになったら何になる?

3番目の男の子が小学校のときに先生に「大きくなったらどのような大人になってもらいたいと考えていますか?」と質問されました。はっと思いました。急な質問でしたのでどのような回答をしたらいいか考えていたところ先生から「あまり深く考えずお子様が社会にでられたときにどのようなようになってほしいか。お話をしていただけるといいですよ」と言われました。そのころはいろいろなところでレオパレスが建っていた頃でしたので、「レオパレスに住んでローソンでアルバイトがしたい」と言っていたことを思い出して先生にその話をしましたら先生から「一人暮らしをするためには何が必要か?ごはんが作れる、洗濯ができる、掃除ができなくてははいけませんし、アルバイトをしようと思えばお金の計算ができる、商品の名前を憶えるということができないといけませんよね。それであれば今ここの部分はできているがここの部分はできていないということを確認して今何を勉強しなくてはいけないか、考えてみるのがいいのではないですかね。」と言われました。それまでは友達とどのように過ごすかなど目の前のことばかりを心配していたのですが、ちょっと先を見て考えていったらいいんだなという考え方をすることができるようになりました。2番目の男の子は小学校の卒業文集に「ぼくはコックさんになる」と書いていました。料理を作って食べるのが好きですが手先が不器用な子ですからキャベツを切ってもうまく切ることができません。でも料理が大好きな子です。ですからコックになれたらいいな、なれるかな?とっていました。でも中学校で次の進路を考えなくてはいけなくなったとき2番目の男の子はN高等学校に進学したいといいました。N高等学校に入学するには受験があり勉強しなくてはいけないなという

話をしていました。K 高等学校に調理科ができるという話を聞きました。そして卒業したら調理師の免許が取得できると情報を得ました。本人に話をすると自分も K 高等学校の調理科をめざしたいと言いました。そして受験し K 高等学校の調理科に合格することができました。読むことも書くこともあまり得意ではありませんので調理師の資格を取るための勉強というのは本人にとって大変なことだったと思いますが調理師の仕事につきたいという強い思いと先生方の支援があって資格が取得でき今県外で調理師としてがんばっているところです。

3 番目の男の子は小学校・中学校をとおして一人暮らしがしたい・仕事がしたいと言っていました。今は旅館・ホテルで仕事がしたいと言っています。また車の免許が取りたいとも言っています。知的障がいのある就職をめざしている子どもを対象としている学校を受験し入学しました。今学校で勉強をして卒業後就職ができるようにならなっているところです。近くの企業に学校で作った野菜の販売ですとかビルメンテナンスの実習がありますが、企業の方から学校から実習のため生徒がこられるということでもどのような障がいがあるのか正直なところ心配だったというお話をされました。仕事をお願いした時はたしてその仕事ができるのだろうか、きちんと会話をすることができるのだろうかなどを心配されたということです。しかし生徒が実際こられて仕事を一緒にしてみると、あいさつも仕事もしっかりとされると言っていました。障がいということで不安になるのではなくお互い理解をしていくことが大切であると感じられたそうです。地域・企業の方がこのような形で障がいのある人を助けていただけるということは大変ありがたいことだと思います。



(3) 今、思うこと

障がいと一言でいっても皆同じではありません。しかし皆が思うのは大人になったら障がいのある人もない人も就職して自立したいと思っているということです。障がいのある人は誰かに何かを助けてもらわないとできないとか依頼した仕事が本当にしてもらえるのかとか心配になる人が多いのではないかと思います。しかしよく考えてみるとすべての人がいきなり働く大人になれるわけではないんじゃないのかなと考えました。そして働いていく中でも得意な分野と苦手な分野があってちょっと人に助けてもらったりとか支援してもらったりとかすることでできないと思っていたことができたりとか気持ちよく仕事をしていくことができるのではないのかなと思います。全体会で配布された資料の中の市民意識調査のなかにもありました。就職時や職場で不利な取り扱いをされたという回答がありました。やはり障がいのある人の就労について心良く思っていない人がいるんだなと感じました。企業の側も障がいのある人を含めいろいろな状態で仕事をしている人がいるということを理解していただいてどのような支援があればすべての働いている人が気持ちよく仕事ができるようになるのかということを考えていただければありがたいなと思います。

第1グループ

下吉さんの発表について

- ・子どもに目標を持たせて考えさせる、子どもと向き合っている姿がすごいと思う。
- ・地域の方への啓発により偏見がなくなっていくと思う。
- ・悩んでいてもしょうがない。子どもの置かれた状況を考えることが必要。
- ・障がいを理解できれば対応できるのではないか。
- ・わが子ならば家庭の中ではどうなのか?家族が共通理解することが大切である。
- ・社会で受け入れる体制が必要。琴の浦のように制度・社会資源ができてきたと思う。
- ・子どもの目標があるのが良い。
- ・障がいはその人によって様々。見た目ではその障がいはわからない。
- ・大変だと思っているのは大人だけかも?
- ・子ども(障がい児)の活躍できる場所があれば良いのだが。(作品展等)
- ・発達障がいなどはよく知らないと対応の仕方がわからない。
- ・自分の子どもに障がいがあると受け入れるのに時間がかかると思う。

ボン・シャンスさんについて

- ・施設は規則があり不自由な暮らし。
- ・昔は措置だったが今は選べる自由がある。
- ・もなみは以前は地域と密接にしていた。現在は街なかなので理解されていないのでは?
- ・企業が障がい者を気持ちよく受け入れてくれることを望む。
- ・障がいによっては仕事になじむのに時間がかかるので、経営者は人材育成のことも考えて雇用してほしい。
- ・同僚も理解と協力が必要だ。

第2グループ

感じていること

- ・障がいを隠してしまう。外出させない。
- ・施設を近所に作ってほしくない。住民の反対がある。
- ・障がい者の作業賃金が安すぎる。
- ・身近に障がい者がいないのでこういう会で実態を知りたい。
- ・部落解放という名前では参加しにくい。

第3グループ

- ・家庭に子供が3人いる。長女は小学校1年の時、他の子と違う遊びをすると学校から連絡あり。読み書きが不得意(軽度障がいあり)な為、2年から特別支援学級へと。小学校時代に色々つらい経験をして、よく笑う子が笑わなくなった。今は昔みたいに笑うようになった。下の双子(保育園年長で5才半)は、2人とも内面が3歳半と検診で言われている。双子の姉は読み書きが少しできるが、妹はまだ殆どできないし、想いの表出がまだまだ出来ないで、小学校に行ったとしたらたくさんつらい思いをすると予想され、姉(経験者である長女)からも苦言を呈されていて先を悩んでいる。環境により(サポート体制)、グッと伸びる場合もあり、さらに悩みが深まっている。祖母が教育熱心で、養護学校や障が

いという存在に対して否定的で、教育方針がまるで違うことと、接し方・仕草に抵抗ばかりして、つらく感じている。

- いっぱい話をして、学校を見てから決めるのは？（学校の選び方）
中部地区の支援学校をしているが、『また行きたい』と思える学校にしていきたい。いろいろやっているが、教員側として保護者に『将来どうするの？』と聞いてしまいがち。保護者の方でこれからの事を気づく、様子をみていくことをして欲しい。
- 【学ぶ場の選び方】、行政や病院小児科・精神科医師の協力にて『就学指導委員会』が存在しているので、ぜひ活用して欲しい。昔は保護者の意思を一般学校側は無視をしがちであったが、今は保護者側の意見を尊重することが多い。養護学校を始めとして各種体験教室に行ったら、また違う見方ができるかもしれない。
- 教員も一般的な学校も、受け入れ体制が出来ていない。たくさんの交流・出会い、振り返ることにより、心を耕せる。
- 環境のために働けるのに働かない、厳しい時代を過ごし戦った方々が、いま世間に出てこれるようになってきた。
- 琴の浦高等特別支援学校ができるまでは、倉吉北もその役割を果たしてきた。保護者が子供を進学させる際、養護学校ではなく普通科にて力（ちから）をつけさせたいという思いで入学させることも、実際多い。内容として勉強しないから成績が低い場合と、障がいにて勉強・学習に支障が出ている場合の区別が出来ていない保護者も存在する。アスペルガー等のコミュニケーション障がいは、勉強はできるから入学できてしまう。学校側として、本当は受け入れ体制を整えたい。中退することも多いし、テストも厳しい。でも学力だけでなく『頑張り度』も加算されるので、進級・卒業可能。
- 障がい、養育手帳を本人に持たせる（またはきちんと作成）べき。この手帳があるだけで就職が有利になる（専用の枠があるとのこと）。不景気なこの時代、見逃せない。
- 子供がいま北栄町の『トマト』にて働かせて貰っているが、通所するのが楽しみといつも言っている。やはり『みんなと一緒に働くこと』が大事なのかなと思う。
- 司会者まとめ：皆が積極的に話をできたので、大変良かったと思う。



第4グループ

- 下吉さんの発表で親の子育てに対する愛情が本当に見えた。障がいのある子を持つ親は卑屈になってしまいがちだがそうではない。前向きになる子どもと向き合っているのがすばらしい。
- 先生との出会いが重要。親の力・子の力だけではクリアできそうもない問題がまわりのサポートでいかに大切か実感している。
- 後押しをしてもらっただけではなく、それをいかに感じて前に進んでいくかが大切。
- 自分のなかで当たり前のことが社会では当たり前でないことがある。啓発活動を推進し、まわりの理解を得ていくことが必要。障がいのあるなしに関係なくお互い必要なものは何なのか考えていくことが必要。

- ・「障がい」という名でひとくくりにするという考えはすべきでない。個々の障がいを真剣に勉強する必要がある。
- ・地域とのかかわりを子どもにさせたい。ただなかなか地域とかかわることが難しい。
- ・仲間づくりの大切さ。仲間がつくれて初めて助け合うことができる。仲間づくりの啓発の場がもっとあれば良いのだが。

第5グループ

- ・もなみの朝倉さんが原稿を見ず堂々と話をされている姿にびっくり。一般就労を目指しているということでまわりの企業や人の支援が大事。昔は話さなかった→結婚で自信がつき話せるようになったのでは?
- ・地域内での接し方は積極的に。特に子どもは自然に話かけることにより自然に接してくるようになります。
- ・見た目ではわからない障がいのある方に対しての接し方が難しい。かかわりのある方は別だが。
- ・仕事ができても自立できるまでの収入にならない。八渡さんの事業の手広さに感心。(必要ならたちあげる)
- ・下吉さんの言葉に子育てをしている親ならだれでも共感。
- ・普通に生活していく中で自分のしたい仕事をすぐには選べる社会になれば。
- ・もなみで作られたお菓子の認知度が上がってきている。パッケージの裏に記載されている情報なので。最近施設で作られているお菓子やパンが増えてきている。
- ・グループホームなどで自立した生活をできる方が増えれば良いと思う。そのためには橋渡ししてくれる方がもっと必要。
- ・地域限定でもメール便の仕事はすごい。いろいろな仕事をしておられるが企業訪問され仕事を受注されているのか?
- ・障がいのある方はどうしても家にこもっている人が多い。

第6グループ

- ・人がいるところに触れ合わせることが大切。本人を表にだすことが必要。
- ・健常者も障がい者も分け隔てなく生活ができる場。皆が共に生きていて当たり前。
- ・もなみは地域の避難所であり移動販売で出かけることで交流になってきている。
- ・企業がどれだけ就労を支援してくれるか。
- ・障がいに応じた就労支援。身体障がい者は働きやすいが知的・精神障がいは難しい。
- ・昔は人とかかわって遊んだ(野球等)。今は1人で遊べる。人とかかわり方がわからない。スマホがあれば1日過ごせる。
- ・施設に入所している間はかかわりがあるが、アパート等に入り就労した場合孤立化してしまう。
- ・今兄弟が少なく親が高齢になったらどうするのか。隣近所と仲良くし地域で支えていくことが必要である。
- ・個人情報の問題はあるが、民生委員の方に高齢者・障がい者の情報がわかると有事のときに役立つのではないか。
- ・障がいのある方も様々であり確率的な接し方ではなく状況にあわせた接し方が必要である。

第4分科会

第4分科会 高齢者の人権

「高齢者の人権を考える」 ～地域のつながりと家族のきずなを結ぶ～

(1 グループ)

1. 高齢者にとって生きがい・楽しみを作る。
畑仕事をし、出来た作物を家庭・近所に配る。
孫へのこづかい、お金の管理
仕事の役割を作る（家事など）
趣味を作る（車の運転・グラウンドゴルフなど）
2. 高齢者の認知症発生要因
生活環境の変化（事故での入院・家の増築等）
定年による、帰郷によりこれまでしていた仕事（家事等）をしなくてもよくなり、仕事がなくなった。
3. 地域での認知症・独居の人の対応
認知症の親戚・近所の対応、なぜ施設に入れるのか、どうして面倒をみないのか。
認知症の人たちの行動を家族だけでなく、地域全体で見守らなければいけない。
北谷地区で、仮想認知症を作り、捜索・説得の対応の実施。
4. 高齢者の防災対応
高齢者と障がい者の各個人の状況を見て、地区で対応・支援を考える。
高齢者・独居の方が、防災訓練の参加がない。
参加のための方策、近所からの声掛け・告知の仕方。
実態に合った、防災訓練を考える。
5. 福祉協力員のあり方、夫婦2人いればだめ（1人が病気でも）
6. 今後サービスの活用が重要になってきた。

(2 グループ)

1 森本氏の発言について

- ・活発に活動している。特に老人施設へのボランティアを行い、喜んでもらうのに意義を感じている。(老人クラブ加入者)
 - ・老人クラブが存在しない。町内では「高齢者幸せの会」があり、補助金 2 万円をもらい活動している。リサイクル活動も行い、収益金を得ている。リフレッシュ活動等に支払出している。(幸町)
 - ・認知症予防教室を 2 回実施している。3 ヶ月間、月 2 回の割合で実施。14 名から 15 名の参加あり。終了後は自主運営となり、運営が大変である。(福守町)
 - ・農家は年中忙しく、なかなか高齢者の集まりに参加しにくい。
- 自分の仕事(専門)があることが生きがいにつながってくる。その生きがいがないと老け込んでしまい、認知症にもかかりやすくなる。生きがいを持つこと、チャレンジ心が認知症の予防にもなる。
- 外に出たがらない人を外に出てもらふことが必要である。人に接しないという事は、脳を使わないため認知症を発症しやすい。体を使う、脳を使うということをサポートしていくことが大切である。
- 外に出たがらない人は、自分の失敗を指摘されるのを怖がるという性格的な弱さがある。従って、相手のプライドを傷つけない、温かい対応が必要である。特に、家族の対応の改善が望まれる。家族は、昔のしっかりしていた時の状況を知っているため、対応が厳しくなりがちである。今の状況をしっかり認めることからスタートしたい。

2 石賀氏の発表について。

- ・認知症は脳障害によるということをしっかり認識しなければならない。
 - ・生命維持装置の装着は人権尊重になるのか考えてみる必要がある。
 - ・認知症患者が元気に生きられるということは家族の対応によることが大きい。家族との対話ができていると、落ち着きがみられる。そうでない場合には関係がもつれ暴力が出る場合がある。
 - ・孤立しがちなのは男性に多い。自分の役割がはっきりしないと男性は引っ込みがちになる。認知症予防教室の参加も男性が少ない。
- 「親に手間がかかるようになったら迷わず施設に入れてしまう」
(家庭で介護しようと思わない) という考えについて
- ・家族の生活が破壊されてしまう。

- ・「女が看る」という風習から、女に負担を押し付けられてしまうこともある。
- ・世間体も考え、躊躇（ちゅうちょ）する。

3 青目氏の発表も含めて

- ・ディサービスが、合う、合わないがある。ディサービスに行ったために血圧があがるという例もあった。無理やり行かせたり、家族の都合で行かせたりするのはよくない。ケアマネージャーと相談して合う所をさがすのが良い。

○高齢者の人権侵害（虐待）について

- ・肉体的虐待だけでなく心理的虐待もあることを理解する必要がある。
- ・認知症の特性に関する理解が大切である。それがないと、認知症患者に対して、たたいてでも教えようとなってしまう。
- ・「認知症患者は新しい記憶が失われる」という病理を特に理解しなければならない。
- ・介護者は、認知症患者に対して、「病気だから」と割り切り、距離を置いて行動する。

(3 グループ)

- ・老人クラブは、地区によって活動は様々である
- ・関金は32地区ある中で、老人クラブは4地区、問題点は世話人がいないこと。
- ・“老人クラブ”という名前に抵抗がある。老人は増えるが老人クラブ加入者は減る方ではないか。
- ・北谷地区老人クラブでは、加入しないが集落で7人位でふれあいサロンをしている。いきいきサロンの活動がよい。
- ・高齢者の人権は、どうやって住み良い地域にするか、10年前から取り組んできた。年に数回愚痴を言う会をしている、こいう活動を継続してもらうことが大事。
- ・何かしないとボケるので、何かしないといけないと考えている。(自分自身)
- ・家族の対応の仕方…母親が愚痴を言うが、話をすると怒ってしまうので無視するのがいいか悩んでいる。一応話を傾聴して、自分自身のストレスがたまる時は、認知症家族の会に出席してもらおうようにしてはどうか。

- ・仕事でのかかわりは上手にできても、自分の家族の問題となると、思うような対応ができない。
- ・見守りを確実にしていくことで、人権を考えていく、近所との関係性が重要。
- ・声かけあえる関係が必要、民生委員だけでなく、近所での見守りが大事。
- ・緊急時は県外の家族よりも近所の見守り、地域での見守り、対応が大事。
- ・認知症の人を地域で支えるためには、認知症であることを地域の人に理解してもらい、地域での見守り・声かけにて、安心して生活することができると思う。
- ・福祉協力委員の見守り体制の見直しが必要で、独居・日中独居・障がい者の把握が必要である。

第5分科会

「子どもの心 ちょっと複雑」
～これを聴けば思春期なんてこわくない～

子どもに寄り添い安心して暮らすために
～支える大人の役割とは～

児童養護施設 因伯子供学園
保育士 小坂 宗司

因伯子供学園はみどり町の一番奥、緑の林に囲まれ自然豊かな環境の中に建っております。昭和51年3月29日に住吉町からここに移転し、37年が経ち少々古い鉄筋コンクリートの施設も自然に囲まれとても落ち着いた過ごしやすいところです。最近は何を囲むように砂防堰堤の工事が行われており安全を得ることの引き換えに自然を失う寂しさを感じています。近年の豪雨は想像以上の被害をもたらしているようなので、レッドゾーンが回避されれば土砂災害警戒情報のヒヤヒヤも少しは軽減されるのかと思います。そんな児童養護施設・因伯子供学園は児童福祉施設の一つです。

児童養護施設と言いましても普段接点がなければどういう施設なのかご存じない方もあるかと思います。ですので、初めにどのような役割があるのか簡単に紹介させていただきます。児童福祉法の第41条で「児童養護施設は保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行う事を目的とする施設」と定められています。そして入所対象者は1歳以上18歳未満で必要があれば20歳までとなっています。

現在、因伯子供学園では33名の児童が職員とひとつ屋根の下で生活を送っていますが、児童の入所理由も時代とともに変化してきているようです。この施設は明治39年11月18日に倉吉市新町にある妙寂寺の住職夫妻が日露戦争で親を亡くした戦災孤児を預かる所から始まっています。以前は親のいない子どもを預かる孤児院と呼ばれる施設だったのですが現在は保護者のない児童はほとんどなく、親はいるが養育できない、家庭環境が悪く不適切な養育環境で生活しているなど虐待を受けている子どもが多数になりました。

そしてうちの園でも虐待を受けている児童が33名のうち半数を超えているのが現状です。33名の入所児童の中でも発達障害の診断を受けていたり、関わりの難しい子どもが多くいます。現在の施設の定員45名と入所児童数33名では少々ゆとりがあるように見えますが、対人関係など様々な課題を抱えている子どもがおり集団生活を送る事の難

しさが年々増してるように感じています。

33名の入所児童に対して25名の職員がおり、数が多いように聞こえますが子どもの生活支援・援助に関わる職員は15名で男子・女子・幼児・グループホームというグループに分かれて3～4名が早番・遅番・泊り宿直を含む24時間の交代勤務を行い子ども達の支援にあたっています。

児童虐待については平成12年に新しく児童虐待防止法が制定され、虐待の種別も身体的・性的・心理的・ネグレクトと定義されました。また、「関係者に対する通報義務」が定められたこともあり、児童虐待の発生件数が増えてきた経過があります。ネグレクト・身体的虐待は目につきやすく関係者も不自然な事には気づきやすく比較的早くに見つかる傾向にあると思いますが、心理的・性的虐待は表面には見えにくく発見が遅れ子どもの傷が深い傾向にあると感じます。

子ども達が児童養護施設に入所する経過については、保護者からの相談や地域、関係機関などからの虐待通告を児童相談所が受け付けます。その後、児童相談所から子どもの安否確認が行われ、状況に応じて児童相談所または児童養護施設が緊急に身柄を一時保護し、保護者の同意を得て入所となりますが、保護者は虐待があった事をすぐに認められれば良いですが、そうでない保護者も多く子どもを勝手に連れて行ったと児童相談所や施設と対立状態になる場合もあります。

虐待が発生してしまう状況は様々でたくさんの要因が重なり発生します。親の精神疾患、薬物やアルコール依存、夫婦間の不和、人間関係のトラブル、経済的な事、子育て不安。親自身虐待体験があるなど本当に多くあると思います。多くの親と関わる中で感じるのは良好な関わりやコミュニケーションがとり難いことです。情緒的にも不安定で感情的になり易く職員は気を使いながら関わります。日常生活のストレスを施設への不満として発散することもあつたり相談相手になる事もしばしばです。職場や地域社会での人間関係においても良いサポーターがおらず孤立してしまっているのだなということがうかがえることもあります。

施設で生活している子どもたちはそれぞれに理由があります。虐待を受けた、家庭の事情で、子ども自身の問題など。家庭環境や親子関係が悪く家には居れず自分から助けを求めた子もいるでしょうけど、どの子も自分が望んで入所してきたわけではないはずで、関わる大人が最善を考え子どもに施設で生活をする事を伝えますが、それを受け入れ納得するのは大変つらいことだと思います。しかし入所してくる子どもたちは職員や他の子どもたちとの生活に慣れるために一生懸命努力し気を遣いながら我慢して少しずつ自分の居場所を見つけていきます。子どもにとってどんな状況の家庭からでも、そこを離れて暮らすというのは人生において非常に大きな出来事だと思います。ですので施設での生活は安心で安全でなくてはなりません。子どもたちは他の子どもと一緒に生活する中で遊び楽しい時間を過ごし友達がたくさんいて楽しいという半面、良いことだけでなくトラブルもとても多く発生します。時にはひどく傷つくこともあり、簡単には解決できない事も出てきます。そうなると一緒に生活する事の辛さもありこんな所嫌

だ！という気持ちにもなりますが職員が関わりながら関係を修復していきます。そういう経験を繰り返し集団生活の中で人との付き合い方や感情の出し方などを身に付けながら、少しずつ施設での生活を良いものに行っているなど感じる事もあります。

時には卒園生が訪ねて来てくれることもあり当時の事を振り返りながら今だから言えることを話してくれます。それらは、施設生活だけでなく様々な場面で苦勞してきたから言えることなんだと感じます。

施設入所してくる子どもたちの多くは、人間関係形成や良好なコミュニケーションをとること、感情のコントロールが苦手です。やはり虐待児に多く見られますし対応が困難になる場面もあります。子どもは入所ししばらくは職員に対して困らせるような行動をとり自分をどこまで受け入れてくれるか試みます。その後落ち着いてくればこういう行動は収まりますが、安全に暮らせる、安心して自分を出せる活況が整うと様々なハードな問題行動を繰り返していきます。これは自分が家庭生活でうけた虐待体験を大人に対して再現します。自分が飲み込んだ毒を吐き出す行為という方がおられました。それをしなければ癒しには向かえないのです。ですので、問題行動に向き合う大人はとてもしんどくて辛いですが、むしろ行動を出せるというのは関係が出来てきた・安心して過ごせる場所になってきたという事でもあります。子どもの状況によって様々ですが気づけば状態も落ち着いてきたなどという経験が何度かありました。

子どもの行動を出すことは必要不可欠と理解はしていますが、正直なところこの頃の子どもの行動は大人の感情を刺激し怒らせ興奮状態になります。関わる大人を傷つけるような絶妙なポイントを刺激してきますが、そこで感情的になってしまえば虐待の繰り返しになってしまいますので、そうならないように感情をコントロールする方法を使ったり、職員間の情報交換で気持ちを出しで共有しゆとりを持って関わられるように努力する事が必要になります。1対1とは言いますが、施設内の職員が全体で情報を共有し子どもも大人もサポートできる体制が取れるように努力しています。

施設内でもそうですが学校生活でも多くの課題があり特別な支援が必要となります。特に集団の中で一緒に活動することが苦手です。発達障害の診断が出ている子もいますし、疑いのある子もいますが、多くの子どもは問題行動の中に自分を見て欲しい、関わって欲しいというサインが多くあります。学習や活動の中で自分をアピールし大人に評価されるというのは、学力・能力に力が必要になります。しかし、基本的に学力が身に付いていなかったり落ち着いて取り組む事が出来ないとすれば違う方法で見えてアピールをしなくてはなりません。普通にしていれば問題行動を繰り返し手のかかる子どもと映ってしまいがちです。このような行動は意図的にする子もいますが、ほとんどが自覚はなく無意識で悪いことだとは思っていますが注意されたり叱られる事で関わってもらい気持ちを満たしているというところに至ります。要するにアピール方法は間違っていますが、見て欲しい、認めて欲しいのです。問題行動を起こす子どもだけでなく施設入所している子どもの多くが、愛情不足故に多くの生活場面で辛い思いをしています。ですから問題行動を改善する為には対人関係やコミュニケーションのスキルを身に

つける事も必要ですが、職員と子どもが1対1で個別に関わる中で信頼・愛着関係を築きながら十分に甘えを受け止めることが何より重要だと思っています。そういう安定した安心できる関係を基盤にいろんなことに挑戦し認められて自尊感情が育っていけば少しずつ社会でも自分を出していける力に変わっていきます。

このように子どもが成長してくれることが大人の喜びではありますが、施設では1対1での関わりというところに実際は苦勞しています。集団生活ですので複数の職員が勤務していても個別にゆっくりと過ごす時間がとり辛うえ、日々様々なトラブルが発生してしまいそこに時間と労力が費やされることが多く分かってはいるけど支援が根本に行き届かない現状もあります。

施設は子ども達にとって安心して生活できる家庭的な環境でなくてはならないと思いますしそれを追及する事が必要です。しかし絶対に家庭にはなりません。また職員は家族・親的な存在で子どもとの間に親密な愛着・信頼関係を築くことが必要です。しかし絶対に家族・親にはなりません。ですが、とことん追求していけば施設が家庭や家族よりも勝る部分もあるだろうと思っています。

当然だよと思われるでしょうが子どもの支援といえますか子育てにおいて待つことはとても重要な事だと思います。子どもたちは当然ながらそれぞれ違い成長するタイミングも様々です。大人の期待に反すること、予期せぬことも起こるでしょうが、すべてその子に必要な事でそこをクリアしなければ成長につながらないという考え方で良いのかなと最近思います。大人も子どもも悶々とし辛い思いをするでしょうが信じて待つ支援・長い目で見るは絶対必要です。悪い状況は早く何とかしたいと思うのも当然ですが、これも必要なだと少し気長にゆとりを持って見守る、そして寄り添うこと。

わたくし事ですが、施設で働く中で子どもを褒めることの妙な抵抗感や違和感があるのが少し気になっている時期が10年ほどあったと思います。褒める事はとても重要ですので少々違和感があったり不自然な感覚はあっても多少無理したり頑張ることで大きな支障はなくやってきました。子どもは敏感ですからもしかするとバレていたかもしれませんが、本当は自然にやりたいのですが演じる事もあります。なぜ自分にはこんな感覚があるのか？それに気づいたのは数年前母親と話したことから自分なりに考えたことにあります。

幼少期～小学生の時期うちには役場に勤めるなにかと忙しい頑固じいさんがいました。当時忙しくしていたようでいつもピリピリ。家族も気を遣っていたようです。おそらくそれらのストレスが厳しいしつけとして自分にも向かっていたのでしょう。保育園や学校でのがんばりも「そんな事でいちいち褒めんでもええ！」と厳しくあたる一方、妹はすごく可愛がり何でもよしよしと誉めて認めていたそうです。祖父のいないところで両親はそのフォローをしながら「この子は大きくなったら絶対グレル」と確信していたそうです。自分には怖くて厳しい祖父といううっすらとした記憶しかありませんが、母親からそういう話を聞く事で、考えたのが「爺さんの後遺症」です。カウンセラーに相談したわけでもないのに定かではありませんし、自分の持って生まれた性格なのかも

しませんが、爺さんのせいにしてなんだか少しスッキリした感じがありました。しかし、そんな悩みも最近は気にならなくなり自然と子ども達に関われるようになった気がしています。それは理由もはっきりしていて自分が父親になったからだろうなあという事です。イクメンしながら我が子の成長を喜びながら、甘えを全開で受け止め、気持ちを共感することにあると思っています。単純シンプルな事ですがやはり子どもの成長の中にこれは本当に必要不可欠だと体感しました。今となっては祖父の家で弱音の吐けない辛さも分かる気がするし、両親のフォローがあったお陰だと思えますし結果オーライにしています。実は最近妹と話していてわかったのが、自分をフォローする両親の事をよく覚えていて自分は可愛がられていないと寂しい気持ちだったと言うのです。ただ、そうではないと妹にもフォローがありなんとか結果オーライという事になっていますが、どの家庭にもこのような事はあるでしょうしうちはもっと大変！と言われる方もあるはずです。しかし、子どもの時に感じたマイナスな出来事は大人になろうが続くんだなと思っています。

子どもがどう変わるか、良くなるのも悪くなるのもは関わる大人・環境次第だと思います。故に子どもに問題や課題があるから問題行動にあらわれるのではなく、環境が整っていないからそうなるのです。

大人にはそれぞれ子どもはこうあるべき、こうあって欲しいという思いがあると思います。あの学校に行きなさい、この仕事に就くべき、公務員と結婚しなさい。選択肢や視野を広げるためなら良いでしょうが、子どもの幸せを願って大人の思いを押し付けるのは子どもにとって余計なお世話になるかもしれません。日常の細かいことなどたくさんあるでしょうが、子どもが自分はこうしたいという意思を出せないような状況は子どもの権利が奪われている状況だと思います。虐待はあってはいませんが、大人が無意識に子どもの権利を奪ってしまうのは子どもの目線で見れば本当はたくさんあるだろうなと思っていますし、そういう意識をもって生活を送りたいとも思います。

施設で生活する子どもや職員の支援について一部ですがお伝えし、少しは児童養護施設を知っていただけたかなと思います。すでにご存じだった方もおられるでしょうし、関わりがあったり支援していただいている方もあると思います。今後、学校や地域などで施設の子どものと接する機会があるかもしれません。途中でお伝えしたとおり子どもたちは関わって欲しい、見て欲しいといつも思っています。施設の子どものと特別扱いはありません、同じ地域の子どものととして声をかけて下さればどの子どもも喜んで応えてくれます。一人でも多くの方が気にかけて下さり、味方になって下される事が子ども達の力になります。また施設職員も地域の中で関わらせてもらう機会もあります。頑張れよと声がかかれば励みになりより良い支援に繋がるでしょう。施設は閉鎖的と言われていますが、今後もこのような機会があれば施設の状況や子ども達の姿をお伝えしたいと思いますので、一層のご理解とご支援をお願いしたいと思います。

子どもの心ちょっと複雑
～これを聴けば思春期なんてこわくない～

鳥取県中部子ども支援センター
所長 松島 綽子さん

鳥取県中部子ども支援センターについて

- ・倉吉市、東伯郡の教育委員会が共同設置した不登校児童生徒を対象にした相談機関。
- ・行き渋り、不登校などどうしても学校に行くことができない児童生徒が家庭以外のもうひとつの行き場所として毎日通級できる教室がある。
- ・学校復帰を目標にしているがそれだけでなく子どもたちの将来を見据えた社会的自立（将来ひとりの大人として社会的に適応していくためにはどんな力をつけていけばいいか）の視点で関わっている。

子どもは育ちゆく存在で身体も心も発達の上です。

- ・人間は誕生した時から生活年齢にあわせてクリアしていかなければならない発達課題があり、そのためには支援、援助する人（親や先生）の関わりが必要。

心の育ち

- ・物や人にふれあって感じる心「気持ちいい」「うれしい」「怖い」「恥ずかしい」など言葉で表現することを大人の関わりから学ぶ。（感情の社会化）

子どもの心の発達にも道筋がある

- ・5歳ごろまでに大人のもつ感情ができあがる・・・手段は、泣く→態度→言葉
- ・心（感情）を伝える力を育てるには・・・親子のコミュニケーションの内容が大きく影響。ネガティブな感情とポジティブな感情が同じ比重で大切にされることが大切
- ・発達は積み上げが大事で、上を求めてもそこまできなければそこでストップしてしまう。時には学び直しも必要。最後の調整をするのが思春期。

子育ての誤解

- ・大人になって思いやりのある人に育つためには生まれたときから子ども時代もずっと思いやりのある子どもでいることが必要。
- ・聞き分けがよくて親を困らせない子どもに育ってほしい。



子どもというものは、足りないところがあるのが当たり前、親に苦勞をかけるのが本来の姿。

- ・子どもは人の迷惑をかえりみずに要求するエネルギーをぶつけてくるが、子どもの要求するエネルギーをしっかりと保証してもらうことで豊かな心と生きる力が育つ。

- ・子どもは今の状況にある自分に対して人から身体感覚にあった言葉がけをしてもらおうと落ち着いて安心、安全を感じる。以心伝心は無理。
- ・いつも聞き分けがよい親を困らせない子はまわりの状況にあわせて自己主張を後回しにしている。早い時期から求めないほうがいい。

子どもの感情は「自己中心」からスタートします。

自己中心的で親の迷惑などみじんも考えず、自分の身体の中から出てくるエネルギーのままに感情を出すのは健康でごく自然なこと。

自己主張の発達

自我の芽生え(2歳ごろから)・・・親の思い通りにならないよと言わんばかりに自己を強く主張。自己中心的から「通せること」「通せないこと」があることに体験的に気づく。



- ・他者の考えや気持ちを理解し、受け入れて調和的に自己主張をするようになる。

子どもの発達には、反抗期が必要

第1反抗期(2歳頃から)・・・行動の原動力

中間反抗期(9, 10歳頃から)

仲間意識が育ち、親への依存傾向が減少・・・自己の確立

「していい行為」と「してはいけない行為」を体験的に身につける・・・善悪の判断力

第2反抗期(中学生頃から)自我の確立→自我同一性(エゴとスーパーエゴの葛藤)

反抗とは子どもは親に従順であるべきであるという親の側の物差しから生まれた言葉

- ・子どもは親への依存から自立への過程を経てひとりだちの成長をしていく。
- ・自分で考え、自分の意志で行動したいという気持ちが芽生えてくる。

その結果大人の考えに耳を貸さなくなる状態が親の目には反抗的にみえる。

子どもの側からみたら「親と違う感じ方、考え方があり自分の行動の決断も自分でしたい」という成長期になった証拠。

親の話し方が子どもの心の成長に大きく影響します。

- ・大好きで最も信頼できるお母さんの前で自分の気持ちを表現できない。



- ・当然他人の前では自分を素直に出せない



- ・思春期につまづくことになる。

この気持ちを聞いてほしい、わかってほしい、うけとめてほしい

コミュニケーション力のソーシャルスキル～人と人とのつながりに積極的になるために～

- ・安心して言葉で対話できる人間関係づくり・・・コミュニケーションの言語化
 - ・自己決定場面を多く設定・・・現実と直面できる力のスキル
- 言葉によるコミュニケーションが可能になり集団参加力が高まり、人間関係が広がる。

泣いたり、怒ったり、悲しんだりするネガティブな感情が周りの大人に受け入れてもらえない状況が日常的に繰り返されるとネガティブな感情が社会化されるチャンスが失われていく。



- ・感情が出せない（感情表出できない）
- ・感情(気持ち)の伝え方がわからない

10歳の壁とは何か・・・勉強についていけない子どもが急増！！なぜ？

抽象的思考が変わるとき。勉強も目で見たらわかる内容から抽象的な内容になる。思考力が求められ、目の前にないものを頭の中でイメージできなければならないのでわかりにくくなる。学校で学び始めて最初にぶつかる難関。

「思考力」は「ことば」の問題である。

耳から入る情報力のハンデが抽象的思考力の獲得のつまづきになっている。

「ことばの力」をしっかりと身につけることは物事を抽象的に考えることになりそれは学力に直結すると考えられている。

「言葉で思考しない」「言葉で行動が制御できない」子どもが多くなっている。

言葉の機能・・・コミュニケーションの手段、思考の手段、行動制御の手段
子どもは泣いたり、怒ったり、悲しんだりするネガティブな感情が周りの大人に受け入れてもらえない状況が日常的に繰り返されるとネガティブな感情が社会化されるチャンスが失われていく。



- ・感情が出せない（感情表出できない）
- ・感情(気持ち)の伝え方がわからない

親として大人としてできることは子どもの心に添った聞き方、話し方をすることが大切です。ネガティブな感情を大切にしたい関わり、言葉のキャッチボールをたくさんしましょう。

ネガティブな感情（腹が立つ、いやだ、しつこいな～、絶対したくない、どうしていいかわからない）が行動化すると泣く、蹴る、物を投げる、暴力をふるう、暴言をはく、石のように動かない等につながる。

そうならないためにもネガティブな感情の言語化（気持ちや困り感を言葉でつたえることができるように）をめざすことが大切です。

言葉で話すとはいつ、どこで、誰と、何をしていたとき〇〇な気持ちになったなど。
ポイントは・・・

- ・気持ちと行為を分けて関わる　　・子どもの感情、気持ちには共感する。
- ・態度、行為がよくないことを理解させる。
- ・「今度そういう気持ちになったときは〇〇と言葉で言ってね」と言葉で伝える方向づけをする。

人間は誰でも「攻撃性」を持っていてその現れ方はさまざま。

その「攻撃性」が相手を破壊する行為やエネルギーとして現れると暴力、闘争、破壊になる。逆に生産的な何かを獲得する行為やエネルギーで現れると、正しい自尊心の基礎となる。従って誰もが持っている「攻撃性」を認めつつ、それをいかに自分の中に統合し、生産的なほうに向けるかが課題となる。

怒りのコントロール法

子どもにも背景や理由があるので説得的に理解させるためには一方的に叱らないことが大切。

子どもの視点に立って子どもに判断させる言い方をすると子どもは自分が認められたと感じその結果子どもは考えて自発的に行動するようになる。

子どもの自尊感情を育む言葉かけは「アイ（私を主語にした）メッセージ」です。

私がどう感じたかという言い方に言いかえることで自分の思いを伝える。

相手の言動によって自分がどう感じたのか相手に何をわかってほしいのかをまっすぐに伝える効果があります。

10歳の壁にある子どもには現実に直面できる力のスキルをめざすことが大切です。

いろいろな選択肢の中から選ぶ自己選択能力、自分や社会に関わることを自分で決める自己決定能力、自分で責任をとる自己責任能力を育てるためにも自己決定場面をたくさんつくるのが大切です。

分散会の記録

(感想・話し合い)

- ・子どもを褒める、認めることができていない。
 - ・もう少し子どものサインに気づきたい。もっと言葉でのコミュニケーションが増やせればと思った。
 - ・今まで子どもの叱り方などの話を聴くことはあったても視点が違うような気がしていたが、今日の話はとても参考になった。もっと踏み込んだ話が聞きたかった（こういう時はこういう行動を取るとこうなった等）
 - ・子どもが感情的になったとき暴言に対してどのようにそのことが悪いということを伝えるのか？
- まず子どもが聴く姿勢(気持ち)になったときなぜだめなのかを含めて伝えることが必要。何回も繰り返し伝えることでいつか気づくのでは・・・
- 理屈をたてて伝えるとなかなか伝わりにくいのでストレートに伝えたほうがいいのか・・・
- ・子どももそれぞれあり、寄り添うことを大切に、目を離さない・子どもの言葉に耳を傾けるようにしている。子どもと共通する趣味を持つようにし会話を心がけている。
 - ・小5の息子に困る日々だが講演を聴いて自分や社会のわくにはめようとしていたことに気づかされ勉強になった。
 - ・子どもは親の思い通りにならないと思い育てたので近所から「あれが教員の子か」とよく言われた。そのくらい意識はしていたがやはり上の二人は型にはめようとしていた。本当の幸せって何なのか？を考えるチャンスをもらいプラスになった。
 - ・保育士としてしっかり目をあわせて話すこと、やりとりを共感していく大切さを学んだ。
- 子どもが友だちに「ばか」「しね」と言ってしまったと子どもの友だちから聞いた。子どもは言ってないという。何が本当かわからないが子どもを信じてみた。ネガティブな感情には共感せずポジティブなことばかり言っていた自分に気づかされた。
- ・小6の息子は感情をあまり出さずいい子でいようとしている。もっと出せれるように親の関わりも変えていかなければと思った。
 - ・23才の長女はいい子で育ててしまったので思春期が大変だった。下の子は中2の頃から反抗期がずっと続いている感じだが家を出た経験からとても成長した。反省しながら話が聴けた。
 - ・親だって人間、いかに冷静でいられるいい方法は？
- 深呼吸 距離をおく
- 反省があれば謝りに行く
- メールでやりとりをするときもある。おさまりがつかないときに自分のタイミングで話せるのでいい。

- ・因伯子ども学園はあたたかい対応を精一杯されている。チーム力もすごい。
 - ・自己主張の大切さがよくわかった。
 - ・わが子はききわけのよい子だったが「痛い」ということがあり小児科でよく思いを聴くように言われた。思いに同意しながらいけないことは伝えていきたい。
 - ・小3の子がぜんそくで入院することもあり3年になって小学校にいけないこともある。おなかが痛くなる。甘えたい時期かな、これから離れていく時期かななど考えながら受け止めていきたい。話をきいて安心した。
子どもの人権を奪う姿はどこにでもありうる。虐待につながらないように支援が大切。虐待の疑いを感じることは？
- 泣いていても母はイライラし口で言うばかり。一緒にしてあげたらと思う。
- 子どもの行為が正常だと保護者へ伝えることが減っていく。母と信頼関係をつくり、がんばりを認めないと子どもにかえってしまうことがある。母の気持ちをくんでいく。
- 子どものことを考えたら親のサポート。
- ・小坂先生の話で経験によっていろいろなことができて子どもが成長していくこれこそが道德だと感じた。
 - ・発達障がい、虐待があるからではなく同じように接していくことが大切。愛情タンク1日1mmということばがよかった。
 - ・「見て」「一緒にしよう」とよく言う。親と一緒にしたい思い。愛情を感じる。
 - ・子どもは鏡という言葉が心に響いた。
 - ・小学校に通ってくる因伯の子ども。高学年でもおんぶや抱っこを求めてくる。因伯の先生がどのように関わっておられるかがわかってよかった。
小学校と因伯子供学園との連携は？
- 夜、朝の様子や学校の様子を、かわったことがあれば話し合う。時には時間をとって話をする。因伯の先生との信頼関係はあるが子どもによっては先生によって態度を変える子もあるようです。
- 「今夜、泣くけ」の話は小坂先生に本当に心を許しているんだなと感じた。寝ちゃえばと言った子も家族になっていると思う。
- 保育園に来たときに「泣いてもいいよ」といった先生を思い出した。寝てしまえばいいよもあの子しか言えなかったと思う。
- ・発達障がいがあり支援センターに通っている。問題行動は意味のあることだと分かり少し心配がなくなった。
 - ・男の子がいろいろ問題を起こすがかまって欲しいサインかなと思えた。
 - ・子育ては何もわからないし、いい子に育てなければと思ってしまう。すごく不安だったので母親に対するケアがもっとあってもいいと思う。
 - ・高2の子が不登校だった時期があった。親の立場ではなくて子どもの目線だと教えてもらってきた。今は子どもとあの時はなんだったんだろうと振り返っている。
 - ・高校くらいになると力で親が負けてしまうが子どものほうが手加減している。

- ・ ずいぶん子どもを押さえつけてきたのでもっと早くこの話が聞きたかった。
- ・ 10歳の壁のところを詳しく聴きたかった。
- ・ 子どもはいろいろ苦しんでいる。押しつけではなくアドバイスが大事。
- ・ 大人も一人で抱え込まないことが大切。
- ・ 父親が全然褒めてくれないなかで年長の先生に認めてもらいわが子がずいぶん変わってきた。
- ・ なぜ泣いているのか聞き出すばかりでなく気持ちをくみ取ってあげることも大切。
- ・ 自分の感情を言いたがらない

(松島先生より)

子育ての段階で今言わせることも大事だがその時に出したくないこともある。大きくなってから言いたいときに受け止めてあげることよい。親との関係性の中で築いていけたらいいと思う。

第 6 分科会

「隣人として、ともに暮らすために」

～外国人にルーツを持つ人・障がいや病気にかかわる人など、マイノリティの人権を考える～

全体会発表者

「在住外国人の立場から・・・」 吉村サンドラさん

フィリピンからきて14年になる。7人家族で子どもが5人いる。楽しいことより大変なことが多かった。一番大変だったのは、上の子が生まれて病気になり半年間入院したとき、日本語がわからず困った。病気のときの日本語は伝えるのも、聞くのも本当に難しい。

また、学校でのことも大変だった。手紙や文書は全部日本語で、夫に読んでもらっても意味が解らないこともたくさんあった。英語、ロシア語、タガログ語など様々な国の言葉で書かれている外国人のための小中学校のマニュアル（「学校生活ガイドブック」：鳥取県教委発行）があるのを、これまではまったく知らなかった。子育てと仕事があって日本語の勉強ができなかった。15年たって、いろいろ勉強して新しく日本に来た人に教えられるようになった。

自分の子どもが他の子どもから、「○○ちゃんは、日本人じゃない」、「外人」と言われる。私（母）の父は中国人、母はフィリピン、そして、あなたのお父さんは日本人だと子どもに説明した。言ったときに、子どもたちになぜハーフ、外人なのか、ちゃんと説明してやってほしいと思う。日本に来て、夜お店で働いていることで、「あなたは、水商売で来たんでしょう」と子どもの前で言われとても嫌だった。今、毎月一回程度、いろんな国の人が集まって、日本の生活で困っている点について、倉吉市人権文化センターで話し合っている。外国語で書いてある学校生活ガイドブックがあることを知らなかったが、その会で知ることができて、それを読んでとても助かった。

学校の書類は、全部日本語。夫に読んでもらおうが忘れてしまう。聞くのが精一杯。参観日に行っても、何もわからないまま帰ってくる。本当に嫌になる。それが子どもにも影響し、子どもが学校の手紙を出さなくなる。「だってママにわたしても読めないでしょ」と子どもが言う。

もっと、これからいろんなことを勉強していきたいと思う。

「障がいや病気にかかわる人の立場から・・・」 酒本美幸さん

自分は知的障がい療育Bの手帳を持っている。小中学校は普通学級で、なぜみんなと同じようにできないのかと自分でも悩んだ。勉強ができないことでイジメられた。学校に来るなど言われたり、物を隠されたりした。イジメた子が先生に注意されると、また後でイジメられた。中学2年から保健室登校になった。高校は定時制に通い、昼は仕事で働いた。

自動車免許を取ろうとしたが、学科が大変で漢字が読めない、書いてある意味が分からない。何度も落ちて、フリ仮名を振ってもらいながら1年かかって47回目で合格した。23歳のときに結婚し、子どもが2人いる。今は夫の母と同居し色々手伝ってもらっている。食事の買い

物などで余分なものを買ってしまうことがあり、メモをして買い物に行くなど、教えてもらった。

仕事では、仕事の内容がなかなか理解できない。また、一度にたくさん言われるとパニックになってしまう。何度言わせるの、と言われて首になったこともある。20カ所ぐらい職を変え、何をしても私はだめだと思った。

ある人と出会い、中部知的障害者福祉センターに行くよう勧められ、そこで軽度知的障がいであると判定された。今まで自分がたくさんのおぼえれない、できない理由がわかった。今は、アクセサリーをつくる会社で仕事をしている。雇用保険もあり、最低賃金が保障され、上司の方から最後まで教えてもらっている。

今までわからないことだらけの中で悩んでいた。これからは、わからないことはわからないと言える力をつけたい。

「障がいや病気にかかわる人の立場から・・・中井圭子さん」

知的障がいの方の仕事の問題は、表面的には障がいがあるように見えないが、仕事をしたいけど続けられない、覚えることができない、手が遅いなどの問題がある。これまで、特別な支援なしで成長された人もたくさんおられる。小中学校までは比較的良いが、普通高校に入ると支援の手から漏れるケースがよくあり、社会に出て困っている人がたくさんいる。特に、精神障がいの方は、怠けている、何をするかわからないなど誤解している人もあり、正しい理解が必要である。

「インターネットにおける問題について・・・」 崔景玉さん

在日コリアン2世で夫は3世、山口県宇部市で生まれ、現在3人の子どもがある。私の祖先は、強制連行やだまされて日本にやってきた。小さいころは、「朝鮮人帰れ」と言われ、石を投げられたり、外に出るのが本当に怖かった。私は、差別や排外主義と向き合ってきた。小中高校は、山口の朝鮮学校に通った。そのため、大検も受けられない状況だったため、山口の普通高校の通信制で資格を取り、大学に通い薬剤師の資格を取った。その当時、外国人登録の指紋押捺などの問題があった。現在、制度上の差別の問題は改善されてきている。しかし、ヘイトスピーチなど対日に対する差別意識が大きな問題である。

今現在、在日コリアンがたくさん生活する東京新宿の新大久保や大阪の鶴橋などにおいて、毎週のように「朝鮮人は帰れ」、「朝鮮人を殺せ」といったヘイトスピーチを繰り返す100人から200人程度のデモ行進が行われている。

「良い朝鮮人も、悪い朝鮮人も殺せ」などと言っているが、これは我が子を殺せと言われてることと同じである。大阪では3月に、中学2年生の女子生徒がこの中に加わりマイクを持って「南京大虐殺じゃなくて、鶴橋大虐殺を実行しますよ、その前に朝鮮に帰れ」と叫んでいる。

このグループは、「在日特権を許さない市民の会」が中心となっており、在日特権によって自分たちこそが被害者でありと主張し、敵をつくり自分の自我を守ろうとしている。在日特権はウソであり、そんなものはない。自分たちと違う意見はまったく受け入れようとしない。

このようなことを初めて知ったとき、私はこの人たちにあわれみの気持ちとむなしさ、なぜこんなことが、ということを感じた。生まれた時から、差別と向き合ってきて怒りの感情もあ

るが、このような行為はいまの社会構造に責任があるのではと思う。

今日本には、48万人の在日コリアンが暮らしているが「在日朝鮮人を殺せ」と人前で堂々と言われる当事者のことを考えてほしい、当事者は恐怖以外の何物でもないことを感じている。私は44年間日本で暮らし今幸せだと思っている。だから安心安全な日本社会であってほしいと願っている。中学2年生の自分の娘がこのヘイトスピーチを知って、「在日問題について、正しく理解されないのはつらい」と語った。

この行為に反対する人々によって、ヘイトスピーチに抗議するデモ行進も今行われている。私は日本が大好きです。すべての人にとって安全で安心な社会となるよう願っている。

〔ヘイトスピーチ〕肌の色や民族、宗教、国籍などを理由に差別意識や偏見を抱き、激しい言葉で憎しみを表現すること。「憎悪発言」と訳される。日本国内には、差別を禁止する法律や人権侵害の被害者を救済する法律がないことからこのような行為が放置されている。

分散会での記録（3グループ）

（1）感想を出し合ひましょう。

①在住外国人の立場から

- ・現在、在住外国人は増えているが、そういう人たちの横のつながりは十分ではない。集まる会はあるが連絡を取り合えるのはほんの一部。言葉の指導や教育を受ける場もない。子どもと親の両方へのサポートが必要。
- ・子どもを通して（学校側から）の声かけ、つながりを持つことが大切。
- ・支援・制度があってもそれを利用する時間、移動手段がない。制度ができては広がりがいい。申請主義の弊害があり、地域での支えが大切。
- ・親として寂しいことは、子どもが学校からもらってきた文書がまともに読めないこと。それでも、同じ日本に在住する外国人のグループに入り色々分かってきて不安が薄らいできた。連れ合いがいなくてもやっていけるようになってきた。しかし、一番困っているのは読み書きができないこと。子どもの学校のことが心配です。学校からの文章が理解できない親の様子を見て、子どもが不安になり学校に行かなくなったときもある。また、子どもが小さい時に熱を出したりしたが、病院に行っても、ドクターの言っている医療用語がわからなくて理解できなかった。（病院で英語の通訳はなし、コミュニティ通訳は「しあわせの郷」でやられている）
- ・外国人というハンディの中で自分を見失ってしまうことなど、日本人が思っている以上に困っていると思う。保護者同士で援助し合うということが必要。
- ・病院はシステム的でマニュアル通りに行うが、日本人でも戸惑うことがあり外国人には難しいと思う。
- ・色々な人に出会い、外国人の人との出会いも経験し、色々悩みを持っているのだと感じた。相手の気持ちをいかに受け止めるのか、話を理解するかが大切なことである。

②障がいや病気にかかわる人の立場から

- ・障がいの診断ができるまでよくがんばってこられたと思う。小中学校の教員は、気づけなかったのだろうか。気づいても何もできなかったか。
- ・普段の生活では気づけなかったが、小学校に入り数字や字がおぼえられないことに気づき、小学4年のときに療育センターで受診し障がいがあることがわかった。今まで診断のないままがんばってこられた酒本さんは大変だったと思う。
- ・支援＝権利のはずだが、当たり前のことできない。一人の子どもに当たり前のことをしてやれない歯がゆさが現実にある。
- ・早めの診断があれば保育園、小学校の対応もきちんとできるのではないかと、人間を育てる指導の難しさを感じる。
- ・何度も仕事を変わるなかで、めげずに何度も仕事にチャレンジしたことはすごいと思う。
- ・家族のサポートも根気強く、リトライすることへの支援もよいものがあつたのだろう。その子と向き合う、その子が生きるための権利。
- ・フリ仮名つきの試験や教科書などが当たり前となってきたが、まずは声を出していくことが大切、声を出してもいい、声を出すのが当たり前ということを伝えていくことが大切。人それぞれの対応の仕方を共通理解していくことが大切。

- ・自分が知的障がいであることや自分の子どもも適応できないことが多いことをまわりの親にも伝えた。子どもがイジメに合わないよう、理解してもらうために。
- ・大人になり障がいがあったということだが、まわりの人は気づかなかったのだろうか。
- ・障がいのある人で、見た目では変わらないが体調によって変わり、状態も変わるのでどう対処したらよいかわからない。

③インターネットにおける問題について

- ・実際にヘイトスピーチに出会った。「なぜ、朝鮮人をかばうのか、反日だ」というようなことを言われた。(朝鮮学校の高校授業料無償化を求めるデモに参加していた。)このような行為によって、自由に自分の意見を表現しにくくなる。
- ・ヘイトスピーチということを知った。
- ・現在の政治にも危機感があり、マスコミも部落差別やヘイトスピーチに関する話題を取り上げない。
- ・インターネットで情報を取っている学生は非常に多い、学校で教わる歴史はウソだという。ネットの主張をかなり関心を持って見聞きしている。しかし、個人を殺せとはおかしいことである。相手のことを考えない極端な発想である。外国でやっているのだから、日本も仕返しをしてもいいというのはレベルの低い話。やったらやり返せという発想はまともがなくなっていく。

(2) 私たちができること、考えていかなければならないこと。

- ・言葉の苦勞＝読み書きができないから「やらない」、やらないから仲間外れになる、学校の役員もできない、仮にやっても他の人が心配する、何も聞けないでいるからそのうち外されていく状況の中で、サポートがほしい(必要)、助け合いができれば安心感ができる。
- ・日本人の保護者の友達がいなくて出にくい、出ても黙っていることから、保育園・小学校の取り組みで、保護者の仲間づくりの交流会ができれば違ってくるのではないかな。
- ・外国人との交流会、悩みなどの相談、愚痴の言い合いなどの場所を確保する。
- ・県教委のガイドブックを知らない教員もあり、指導が必要。
- ・保護者は、自分の子どもが障がい者であることを認めたくない人もある。日本社会の現実として、社会の目を気にする風潮がある。
- ・日本語の文章に振り仮名を打ってもらうようリクエストができる。
- ・特別扱いは望んでいない。子どもに心配をかけたくない。
- ・言いにくいこともあるが、お互いの気持ちを理解し信頼関係をつくるために、少しでも話をするのが大切。
- ・地域で行事があったとき、声かけをしてほしい。
- ・日常の付き合いを通して、母親同士、近所同士で話ができる関係をつくる。
- ・日本人は近づくことが難しい。
- ・インターネットの情報が正しいのか、間違っているのかわからない。
- ・どこかでイジメられた経験を持つ人は、恨みが消えない。そして、そのストレスを自分より弱いものに向けていく。そんなことをしなくても、幸せに生きれる社会だということを理解させることができれば。



第7分科会

「人権」の学び直しをしよう！ ～わたしたちの生活と人権～

< 日 程 >

1. 開会行事（分科会のねらいや進行について）
2. 身近な人権について問題提起（発表）

（1）発表内容：「子ども、高齢者をはじめ、私自身の関わりの中から、基本的人権を意識した経験をお伝えします」

武田 基資さん（灘手地区同和教育研究会）

守るべき人権とは何か、その中身とは何かを考えてみると、生命、身体の保障が人権の最も重要なことであり、次に自由、そして他人の権利を侵害しない範囲での幸福追求が挙げられる。世界人権宣言第一条では、「すべて人は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である」としている。

自由とは一人ひとりがもともとバラバラ、それぞれ違っていいことを示している。

子どもを通じて人権を考えると、ある高校生がさまざまな要因で不登校になり結局退学することになったケースがある。高校で教育を受けるという権利が保障されなくなった。

その際、通信制の教育を受け、高等学校卒業程度認定試験に合格した。学校以外にも学ぶ場があるということは教育を受ける権利の保障につながると思う。

高齢者の例では、父が福祉施設で介護を受けていた。そこでは、介護士さんが父に話しかけながら対応していただいていた。また、最後は肺炎で入院し、状態が悪くなって意識がなく、反応もよくわからなくなったが、それでも注射を打つとき、「武田さん注射をしますよ。痛いですが、我慢してね。」などと声をかけられる看護師さんがいた。家族としても、本当に一人の人間として大切にされていると思い感謝でいっぱいであった。人としての尊厳と権利を保障す



る姿だと思う。

人間は、生まれながらに自由だということは、それぞれバラバラだということ。そのバラバラな人に対して平等に権利を保障しようとする、そこに工夫がいると思う。今日も上杉さんが、最後に平等にするためには特別扱いが必要なんだという話をされた。そこは工夫だと思う。そこで人権としてすべての人に保障すべきことはどんなことか、また、それを保障するために一つ一つのケースでどう工夫することが必要なのか、そのあたりをできるだけ多くの人と話しをしてみたいと思う。一人で考えてもきっと答えは出てこないし、法律を読んでもよくわからない。それは多くの人といろんな話をするなかで、何か結論が出てくるのではないかと、最近では考えている。今日もその貴重な機会だと思う。何を保障することが大事で、そのためにはどんな工夫が必要なのか、その辺をこの後で皆さんと一緒に学習をしてみたいと思う。

(2) 発表内容：「市条例、総合計画、そして意識調査。外国にルーツを持つ人の人権を通して考える」

三谷 昇さん（鳥取県在日外国人教育研究会・倉吉）

外国人教育研究会の三谷と言います。小学校の教員をしています。20年近く学校にいる外国にルーツを持つ子どもの関係だとか、在住外国人の様々な人たちとの関わりというところで、外国人問題を考えてきました。今日は、昨年意識調査をされたと言うこともあって、そこに裏打ちされるのは条例であったり、その後に総合計画というものを市が作られたりして、そのなかでもう一度見直しをしながらより良いものにしていく。私たち日本人の人権と同時に、外国にルーツを持つ人や子どもたちのいろいろな保障や安心安全で暮らしていける環境を作っていくことという観点でお話をさせていただきます。

条例の中を今回の意識調査を見てみると、一番最後の方に今日は出ていないと思いますが、私はインターネットで引き出して印刷をしましたが、両面刷りで報告書はこれだけの厚さがあります。ですから、皆さんには配られていません。ホームページ上にはあります。

全部見られることがないと言うことで、市の方は、持っている方やない方もおられると思いますが、これも近いもので概要報告というものが出ています。その中で最後の方に出てきていますが、市条例とか総合計画がどれだけ認知されているか、皆が知っていただいてそれが一人一人の人が知って書いてあることを理解していただき、人権について大事なことですよと理解していただける項目がありますが、半数近く人は知らない、そんなことはわからないという状況が一つ生まれている状況です。

意識調査をすれば当然課題が出てくる、課題が出てくればそれに循環機能でものが良くなっていかなければならないと思いますけれども、もともと市条例というものは何なのかといいますと、二つのことが書いてあります。要項の裏側の方に「あらゆる差別をなくする条例」が出ています。

結論は、市の施策と同時に市民の皆さんも一緒にやりましょうという書き方がしてあります。当然、市民の一人としてできないことも市もしなければならない。市がやろうとしていることを市民から出てきた課題を市も一緒により解決していくためにしていかなければならないよということに尽きると思います。両方が協働でやって行きましょうという意味だと思います。残念ながら市民の一人としてできないことがたくさんあります。

例えば、外国人に関わって言うと、外国人のどんな子どもたちが、どんな学校で、どんな学び方をしているのか、市民の一人がその子に関して情報を収集しようとしても無理です。それは行政として施策を持ってこういう取り組みをしていることと、二つに分けて考えていくことが大切です。それを具体的にしているのが、条例に基づいて「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」というのが、第4次として出ています。前文と現状と課題、主な施策の方向と方針と順番で書いてあります。

以前の総合計画には、「こういう問題にはこういう施策を市はします。」「市の何々にこういう取り組みをします。」と順番に書いてありましたが、第4次ではそれが書いていない。主な施策と方針というのは合うだろうと入れています。「考えてみるとこういう課題がある、こういうことをしていかなければいけない、こういう問題をこういう方法でやりましょう。」ということで市はやるわけです。それに対して、協力していきましようと言うことになるわけです。

ただ、外国人のいろんなことを考えてみると、何でそういうふうになっているかと考えてみると。例えば言語の問題。オールドカマー・ニューカマーと言いますが、戦前から日本におられる在日コリアンの人たちの件に関して言うならば、今日の資料の中に差別事象の資料が入っています。わざわざ在日コリアン（韓国籍）と書いてあるのはどうしてかと思いました。在日コリアンというのは、「韓国籍や朝鮮籍、日本籍を持っている人、朝鮮半島にルーツを持つ人という意味なのになぜ韓国籍と書いているのか」と資料を見たときに思いました。

例えば、皆さんは日本人ですので何かあれば戸籍と住民票を取り寄せますよね。外国に籍を置く人たち、日本で生活するために登録しなければならない。私は、「〇〇籍の外国人です、ここに住みます。」と登録をします。住民票と同じ扱いだけれども実際には「在留資格を有しているかだとか、どういうところに、どういう関係で住んでいるか。」とか全部登録しなければならない。登録するものが昨年7月に改正になりました。住民基本台帳法に基づく住民カード制になりました。

外国にルーツを持つ人たちも住民票が取れるようになりました。それで、「あなたはどこに住んでいますか、どういう家族構成ですか。」とか、登録するときに必要なになっていますけども、皆さんは、住民票はどうするものかと思っていますか。自分が居る場所だとか、自分の名前、住所、家族だとか確認するためにあるものではないでしょうか。皆さんは、住民票で管理されていますか。人権と言うことを考えると僕は、誰もが自由には制限があると思いますが、管理されるために僕たちは住民票があるのではないかと私は思っています。

平成23年6月13日、6月議会前の市長さんの記者会見で、住民基本台帳が変わるのでシステムが変わる。いろんなプリントアウトができないといけない。住民票だと言ってもち

よっと違うのです。国籍も入ります。外国人登録の番号も入ります。システムを変えるんで予算を付けなくてはいけない。終わられた後にこういう言い方をされています。「住民基本台帳のシステムを改修するために、今度変わってくるのでそれを改修しなければいけない。外国人管理を外国人登録から住民基本台帳に変えていくというシステムの改修経費を予定しています。」と。

人権を考えるときに、その人たちがどういう立場で、どういうことを考えて、どういうふうに思うのかと考えたときに、これを読んで何か引っかかりませんでしたか。僕はすごく引っかかった。外国人管理を、確かに外国人登録法というのは外国人管理です。でも、一住民で改正されていく中で私たちはその人が外国人だからと言って特別視もしないし、そういう問題点が出てくる可能性はあるとしても、その犯罪者扱いにするような管理の状況の中で変えるというのは、いかなものかと思ったんです。



もう一つこの件について私には解決していない問題なので、一つ提起をさせていただきます。皆さんのお住まいのところで防災無線がつかまりましたか。私の家にもあります。ちょいちょい聞き逃すことがあって、留守番装置にしておくはずとずっとたまってしまい、いつのものかわからないようになったこともありました。実はあのときにも同じ住民票という扱いがありました。住民票による世帯主に設置をします。これが出たのが今年の3月でした。7月に改正になりましたから、住民票は外国人の人にはないのです。住民票の問題点を出していくと、案外落とし穴が一杯あるんだなと思いました。

当たり前で日本人の感覚で話してみても、外国の人たちにそういうものがあるのかないのかわからない状況にあって、本当にそれで人権が侵害されていないのかどうなのか、本当に考えなければならない問題だなと思いました。一人一人の意識の問題もとにかく、意識の問題が重要だと思いますけれども、大事ですが制度の問題もとっても大事だと思います。

そういう意識を持って行政が当たってもらえると言うことは私たちにとっては、生活を守り育ててもらえる組織であるわけですから、しっかりあっても保障してもらわないといけないと思います。基本台帳法の改正によって、日本に住んでいる外国人の人で、登録をして私はこういう理由で日本に住みますと登録をする以外の人たちで、はじき出された人たちはたくさん居ます。それは在留資格ということを知られたことがあるますか。

在留資格はいろいろあります。戦前からずっと日本に住んでいる人も居ますし、新たに来た人で、例えばフィリピン出身の人が自分の妻として日本に入ってくる。そういう在留資格、日本にいても良いよという結婚した夫婦のこともあります。ところが私が彼女とは縁を切りたい、別れたいということになると日本人の配偶者という形ですから、そこで切れるとどうなるかと言ったら、特別な場合を除いて強制帰国させられます。子どもたちの中にもそういう資格で滞在している子どもたちがいます。残念ながらそういう資格が切れたときに日本に

そのまま残ってしまった人たちがいます。その人たちの子どもたちにも、大人にしても、いろいろな地方行政はいろんなことを助けてきました。

学校にそういう資格がなくなったからと言って学校から追い出すようなことをしませんでした。ところが、住民基本台帳法が改正になったあとは、何が起きているかと言ったら、そういうぞくにオーバーステイと言いますが、不法滞在者という言い方をします。不法なので強制帰国をさせてしまうという状況があります。同じ市民として考えると、外国人であろうと日本人であろうと、倉吉市に住むんだったら、倉吉市が良いところでだれも見守ってくれる、生活を見守ってくれる場所であって欲しいなあと思います。ところがなかなかそうはならない。

もう一つ、今回の調査結果の要旨を入れています。外国人に関して言うと、「わからない、何が問題なのかわからない。」という人が2割あります。他の調査を全部見て比べてみても、障がい者の問題、部落問題、マイノリティの問題などいろいろありますけれども、そのなかで長く私は、市集会、女性集会15年間ぐらい一緒になっているいろんなことをしてきましたが、「まだ、わからない。どんな課題があるかわからない。」というのが複数回答であったとしても2割以上超えている課題はありません。「わからない」というところを見てもらうとわかりますが、何が足りないのかというと、やはり理解を深めていくための、きちんと設けていく、または市民の理解を深めていくということが、自分の人権を考える上でとっても大事なことでないのかなと思っています。

ぜひ、毎年分科会を設定して私も今まで外国人の分科会を随分してきましたけれども、10年間私は、じたんだ踏んでいます。いくらしても変わらないのは、当事者の外国にルーツを持つ人たちの当事者の人たちの問題ではなく、我々自身の問題ではないでしょうか。多数の日本人の問題ではないかと思います。自分たちの人権を考えるときに少数者の方、マイノリティの方の人権をしっかり踏まえたいと考えていきたいと思っています。

(3) 発表内容：「更生保護に関わって見えてきたこと」

西尾 澄恵さん（倉吉市更生保護女性会）

私は、倉吉市更生保護女性会で会長をさせていただいています西尾と言います。その立場で、また会員になってからの自分の変化だとか、日常での取り組みからとして話しをさせていただきます。

はじめに、先月7月は社会を明るくする運動の強調月間でありました。女性会も街頭指導・広報など毎年お手伝いさせていただいております。私が、倉吉市に更生女性会という会の存在を知ったのは、ほんの小さな出会いからです。倉吉の地区会長から声をかけられたのをきっかけに、私の住む地域の民生



委員の女性の方々と会員になったのがきっかけです。倉吉市では13支部が有り、さらに全国組織の団体で歴史ある会であることを後々に知ることになりました。

会員の研修大会に参加させていただいて、長く女性会活動をされている方の話の中で、この会の活動はほっとけないという精神で青少年が健全に成長し、罪を犯さぬように見守り隊として、民生委員の奥様方が立ちあげられたということをお聞きしました。

無理なく自分たちのできることに、できるときにできることを細く長くやり続けることに意味があり、決して強制ではなく思いやりを持って行動し、将来に向けて生き抜くための力の成長を目的としていることも目的ともお聞きしました。

社会復帰センターと施設訪問をさせていただいた時のことです。基本的な生活環境を整える大切さを痛切に感じました。1日の生活リズム、睡眠、食事、読書、運動、勤労、リクレーション、栄養管理など、日々、規則正しく一つ一つ個人に合わせ進められることも知りました。犯罪を犯した方が社会に復帰するための協力をさせていただくのと同時に、将来を担う青少年が、心豊に暮らすために自分たちができることを日常の活動の中に取り組んでいくのが一番だと自分に合った女性会活動をすれば良いのだとわかってきました。

自分の子どもはもう成長して成人になっております。自分の子育てにお世話になった保育園、児童センター、小学校、中学校、高校での子育て支援、公民館行事へのいろいろな形での参加・協力、時代を担う青少年が健全な家庭、学校・地域で育って私たち大人が地元の歴史を共に学びながら、共に活動をし、郷土を愛して盛り上げて見せることで後継者を育てることではないかと思うようになりました。家庭生活の環境も様々です。生きていくには決して一人では生きていくことはできない。多くの人々との関わり合いを得ながら、生かされていると言うことを感じていく、感じさせて伝えていくことを大切にしたいと思います。

更生という二文字を合わせると、甦るという字になりますが、人が人として生きること、環境が生きていくための大事な役割をしているということを意識しながら、また、社会での人との関わり方を工夫しながら、相手が心豊かに日々暮らせるように心がけたいと思いました。私は、まず挨拶から始めよう、日常にいろいろな方と出会い、接しますが、相手がどのように接したら笑顔になることができるのかなと心がけています。自分よりまず相手が優先です。職場でのホスピタリティ（病院の看護精神の意味）にも役だっていると思います。人それぞれ生かされている環境が違うということ、そして違いを認めると言うこと、それぞれの立場での考え方やとらえ方を自分ごととして考えることができれば、支えてあげたいという気持ちが生まれ、より良い社会へつながっていくと思います。今、現在、取り組み続けられていることが本当に生きる大きな自分の自信になっていくと思います。決めつけたり、押しつけたりではなく、一人一人が生き生きとそして自分の気持ち、持ち味を十分に発揮できる環境だったり、人に頼らなくなってきた時に、受け入れてもらえるには、どう話しか

けたら良いのかなどお互いのために取り組んで行けば自ずと良い方向になっていくのではないかと思います。

そのためにも自分から良い種をまいていくことでしょうか。いろんな場所、いろんな形で、青少年育成等の活動が行われていますが、活動の目的をよく理解し、協力していくことが大切です。皆さんが携わられているお仕事を理解し、協力できる自分になっていく、日々の生活、自分自身のことで一杯になり、周りの人のことを見失いがちになる私ですが、他の人に心を向けることで相手が笑顔になると元気をいただいてうれしくなっていく自分があります。元気をいただいて生かされることにも気づきました。無理せずこつこつと一つずつ積み上げ、明るい社会づくりの一員として強制ではなく、自然に明るい社会づくりの一員としていこうと思います。身近な人たちから心に寄り添い、小さな喜びを感じながら気づきながら自己を大切にするためにどうすれば良いか、考えながら暮らせば良いと思います。

このような機会をいただき、我が身を振り返る時間をいただけたことを感謝いたします。

(4) 発表内容：「人権って何！」

荒益 正信さん（関金地区同和教育推進員会）

こんにちは、お三人の方々が具体的なお話をされましたので、小学校の高学年から中学校のあたりの授業をこれから行います。

5ページからレジメを付けていますが、何だと言われるかもしれませんが、基本的に押さえて欲しいこととしてお話をし、責めを終えたいと思います。



県民の意識調査でも、或いは倉吉市等各市町村の意識調査を見ましても、人権とは何だという質問をすると、大半の人はよくわからない。非常に抽象的なものとして捉えておられることが調査結果で出ています。ということで一番わかりやすい資料として、阪神淡路大震災で、これは奈良女子大の中野先生が体験を綴られたものです。資料の7ページ目かな、そこに阪神淡路大震災から見えてきたものという文書で綴っております。

時間がないので読みませんが、皆さんの中にもご記憶があると思います。私も倉吉市の教育委員会にいたときに阪神淡路大震災がありました。

まず、人権とは何にかと言った時に、とりもなおさず命だ、命がないところに人権は有り得ないということが一番最初の中程に書かれております。

家が倒れて、避難をしていく、そうしていくと人間としての欲求よりも、動物的な生きるための欲求というものが出てくる。最初は、冷たいおにぎりだとか、乾パンなどの支給でし

た。やがては温かいものを食べたい。水だとか食料を求めるとというのが次です。

それから少し経つと、三日ぐらい経つと今度は少し温かいものを食べたいという欲求が出ています。それから避難をして体育館にいと当然プライバシーのことが出てくる。それからいろんな物資が三日以降になって届いて来ますけれども、その時になって最初は支給の仕方も大まかな支給の仕方でした。それが、少しずつ日が経つにつれて子どものもの、或いは女性のもの、そういう仕分けの仕方になってくる。そのなかで、情報についても早い時点から錯綜していました。

どういう状態なのか全くわからない。安否がわからない。全く連絡がつかない。電話は不通だ。そんな状況で、情報へのアクセスについても要求が出てきました。最終的には、今度は少し落ち着いてくると体育館の中でも間仕切りをしたり、もっとプライバシーが守れる対応ということで、神戸の場合にはすべての船舶の船室を開放して、そこに避難の方々を収容したりしました。そのことを見ると、人権とは何かということです。人が生きていく上で必要な要求です。食べることもそう、プライバシーもそう、情報へのアクセスもそう、それらは生きることへのニーズが人権そのものだということです。そのように理解していけば、抽象的なとらえ方で終わることはないと思います。

もう一つは、最初に普遍的な人権という書き方をしていますが、普遍的なということは、すべての人、世界中のすべての人が等しく生まれながらに持っているということです。問題なのはすべての人のとらえ方が歴史の中では問題になってきたのです。ですからアメリカでも、アメリカの国民と言われる人たちは、すべて権利を人権として獲得したのは、今から50年前です。公民権法が成立したことで黒人もアメリカ国民として人権としての権利を持ち得た訳です。ですからそんなに古い話ではないのです。

人権そのものが生まれてから、わずか200年ほどしか経っていません。日本の場合で言うと、1960年代までは日本の社会の中に人権論というものは有り得ない。それまでは、日本国憲法が制定をされて初めて人権というものが明確になった。憲法に規定された人権は、霞ヶ関の官庁の官僚が上からのやり方で人権を実現しようとしたわけです。それを省庁別人権論とか条文別人権論と言っています。それがマイノリティの被差別部落の人たちや在日韓国・朝鮮人の方々や障がいのある方々や女性などの、いわゆる古くからのマイノリティと言われる人たちの主体的な人権論になったのは1970年以降です。その突破口は、同和対策審議会答申です。それがスタートです。

ですから戦後、日本国憲法が作られ、国は憲法制定を持って人権は実現をしている。残っているのは因習として残っている社会問題ということで切り捨ててきたのです。

それが部落解放同盟の方々を中心にした運動の中で、差別の解消は一つの人権、社会権だとか自由権だとかたくさんありますが、それらすべて総体的に差別の状況に追いやられている権利を回復していくことしか解放は有り得ないという考え方、それがいわゆる解放運動です。それが成し遂げられて総務省に同和問題を解決する行政施策等を企画していく部

署もできるし、実際に法律として施行されてきたわけです。

そういう取り組みが、在日コリアンの運動や障がい者の運動や女性の運動に波及していったわけです。

もう一つは、国が政策の中で作り出していった差別というものも同時に主体的な取り組みで解決を見えています。薬害の問題、公害の問題、これらの被害者は新たに生まれたマイノリティの人たちです。それらの問題も一緒に、現在人権救済、人権確立の取り組みの大きな中身としてある訳です。という理解をして欲しい訳です。

二番目のところに、○を十ほど付けています。具体的にあなたが持っている人権とはどれですかというのを問うています。これも後で自分で○をしてみてください。

そこに示している自由の中身についても、きちんとこれらの権利、人権は法として定式化されています。我々の実定的人権は

1. 憲法に規定されている権利と自由
2. 人権諸条約に規定されている権利と自由
3. 法律で保護されている権利と自由
4. 判例・裁判で認められた権利と自由

この四つが我々の人権として、現在、人権として形式化されている。それは、すべての人が持っている、日本国民は持っているということです。ですが、人権は発展するものですから、現在新たに環境権とか嫌煙権とかということが主張されていますが、それはまだ主観的人権といって定式はされていない、成立途上の人権として考えられています。

(2)の1番から10番までありますが、これはいずれも日本国憲法第3章の国民の権利と義務というところに規定をされている人権の中身です。日本国憲法は11章103条からなります。その第3章に我々の人権が10条から40条まで規定をされています。そのことを押さえて置いて欲しいと思います。

それでその人権の捉え方について、今、武田さんが言われましたけども、以前は人権の主体者は誰かということと大人だけしか考えていなかったわけです。子どもが人権の主体だとは考えていなかったのです。だから一つ大きな転換は、子どもの権利を発見したということです。だから、人権というのは人間の一生を通じて守られていくべきものだという考え方です。それが一つです。

もう一つは、ジェンダーが発見されました。女性の解放運動は、参政権を獲得する運動が中心でした。1960年代以降、それが「個人的なことは政治的である」。男女の不平等は、性差ではなくて社会的文化的に作られた性差だ、これをジェンダーと言っています。だから、今までは公的なこと、社会のことばかりで参政権獲得が中心でしたけども、今度は夫婦の間、恋人同士との間、ここにジェンダーに基づく、いわゆる権力関係があり、そのことをなくしていけない限り政治的な公的な権力関係は解消されないという考えです。ジェンダーの発見により、今の人権の領域が非常に広がったと思います。

時間がありませんので、歴史のところは省きます。

是非とも押さえて欲しいのは、6ページのところに書いていますが、人権のなかで特質というのを四つに書き上げました。人権の特質には固有性、普遍性、不可侵性、対国家制があります。

固有性というのは、人権は人間が生まれながらにして等しく持っているものということです。普遍性というのは、権利は法によって与えられた人しか行使できません。人権は、すべての人が行使できます。権利は法によって与えられます。例えば、生活保護の問題でいうと生活保護法という法律があって初めて受給する資格を持っている人が生活保護を受ける権利を持っている訳です。

普遍性というのは、絵を描くとこれが権利、これが人権です。権利と人権は違います。権利の中に人権は含まれます。人権も権利です。ここに自由権という、参政権、生存権を含めた社会権があります。これがいわゆる広い意味での自由権と言います。自由権は、表現の自由とか学問の自由とか、そういう自由権。それから参政権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などは社会権です。

この三つの内容は、広い意味での自由権です。それでその外側に、人権の中に受益権、裁判を受ける権利、もう一つは平等権があります。

これで見えていくと人権というのは、だから権利は法によって与えられます。

3. ワークショップ（幸せの条件・グループ討議）

・7グループに分かれて、幸せの条件をテーマに、意見交換を行った。

自分が幸せになる条件を5つカードに書き、グループで話し合いました。

【内容】… 日々を安心していきいきと暮らすためには、どのような条件が必要かそれぞれが付箋紙に書き、模造紙に貼っていく。出来上がった模造紙を眺めて、それぞれをグループ分けし、足りないものを考え足していく。みんなで考えた『しあわせの条件』と世界人権宣言で規定されている人権カードを関連するところに置いていく。どこにも当てはまらない人権カードは隅にまとめて置いておく。休憩時、他の班の作品を鑑賞し、自分たちのところとの違いなどを話し合う。残った人権カードから見えてくるものを話し合う。それぞれのグループの報告。

○健康、家族、お酒、旅行、年金、お金、教育、学習、食生活、資格、仕事、病院、睡眠、仲間、友人、スポーツ、情報、読書、世界平和、

○快適な住まい、安全な地域、よいパートナー、戦争をしない、施設、趣味、



- 笑顔、思いやり、交通網、農業の安定化、子ども、独居、いのち、若さ、プライバシー、健康保険、年金、近所つきあい、電気・ガス・水道、平和、町内会、まつり、愛、農地・漁場の保全、治安維持、健康、話し相手、仕事、
- 食事、睡眠、寝る前のお酒、学習、趣味、友人、恋人、心のゆとり、後継者、村の盆踊り、祭り、災害がない、平和、あそび、
- 近所つきあい、子どもが学校に通う、ストレスを発散する場所、
- 介護の体制、お金、収入、健康、社会保障、道路・町中の環境整備、若年層の活性化、地域コミュニケーション、助け合える社会、

【結果】

- ・一人で考えてもなかなか進まないことも皆で考えるといい知恵が出ることもある。
- ・国家に関する権利に触れなかったところが多いが、それは日本では当たり前保障されていると考えられているためであろう。また、気が付かない権利も多い。
- ・触れなかった人権の意味を考えると、まずは身近なところしか考えられないことが分かる。人が集まると新しいところが出る。なぜ、自分はそれに気が付かなかったのだろうかを考える。自分以外の人と話をすることで自分の在り様分かる。

4. 分科会まとめ（集約・集会アピール朗読、採択）

5. 閉会



集 会 ア ピ ー ル

ぶらくかいほうけんきゅうだい かいくらしししゅうかい ぶらく かんぜんかいほう じんけん かくりつ ぜんしん ちから じんけん
部落解放研究第41回倉吉市集会は、「部落の完全解放と人権の確立を全市民の力で」～人権・

どうわもんだい かん しんいしきちようさ けっか ぶらくさべつ さべつ
同和問題に関する市民意識調査の結果から、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために

しんひとひとりひとり がくしゅう じっせん と く けんきゅうしゅうだい じんけんしんいしきちようさ けっか
市民一人一人が学習と実践に取り組もう～を研究 主題に、人権市民意識調査の結果をもとに、

これまでの取り組みを検証し今後の人権教育・啓発の課題を明らかにし、部落問題の出会いや

これまでの人権意識を振り返り、あらゆる差別に気づき、自分にできることを話し合い、人権尊重

のまちづくりに参画することを確認し合いました。

ことし がつ にち しな い さべつらくが はっけん あくしつ さべつらくが しんいん かんしん つよ
今年の 4月26日に市内で差別落書きが発見されました。悪質な差別落書きを市民の関心を強く

ひくようひそかにかくと書くと劣る卑劣さに、強い 憤りを感じるとともに、二度と起きないための取り組み

を構築しなければ、という思いを強くしています。

この事実を踏まえ、第41回市集会は部落解放をめざす人権啓発のあり方の講演を受け、

各分科会でも人権尊重のまちづくりの大切さを学び合いました。

そして、私たち市民一人一人がつながりあい、行政と市民との協働による「第4次倉吉市あ

らゆる差別をなくする総合計画」の人権尊重都市像「お互いを認め、尊重し合える人権文化の

まち」をめざして、自らの日常生活に活かすよう行動化が求められています。

ここに、次のことを広く市民の皆さんに訴えます。

一、 家庭、地域、職場、保育園、幼稚園、学校などの学習に進んで参加し、実践の輪を広げます。

一、 差別をなくするために、積極的に行動し、身のまわりにあるあらゆる差別行為や人権侵害

をしない、させない、許さない運動を進めます。

一、 女性も男性も家庭、地域、職場などのあらゆるところで、一人一人が互いを大切にし、助

け合い、個性と能力を発揮しあえる、安全で安心し心豊かに暮らせる社会をめざします。

2013 (平成25) 年8月25日

ぶらくかいほうけんきゅうだい かいくらしししゅうかい
部落解放研究第41回倉吉市集会

部落解放研究第41回倉吉市集会 実行委員名簿

	所属団体名	氏名	分科会		所属団体名	氏名	分科会
1	部落解放同盟倉吉市協議会 ●	中江 雅文	1	60	倉吉市私立幼稚園協会	西田 直美	5
2	倉吉市同和教育研究会 ●	森本 満喜夫	4	61	倉吉市小学校長会	松本 勝男	1
3	倉吉市自治公民館連合会 ●	廣谷 啓一	1	62	倉吉市中学校長会	小椋 博幸	5
4	倉吉市公民館連絡協議会 ●	宮川美保子	2	63	倉吉市小学校人権教育主任者会 ●	池田 康明	5
5	倉吉商工会議所	森 正弘	1	64	倉吉市中学校人権教育主任者会 ●	飛田 誠	6
6	倉吉市同和問題企業連絡会	安井 弘之	1	65	倉吉市小学校PTA連合会	西田 浩二	6
7	連合鳥取中部地域協議会	梅津 浩治	1	66	倉吉市中・養護学校PTA連合会	中島 裕子	5
8	倉吉市職員労働組合	浅井 清伸	2	67	倉吉市児童館連絡会	吉原 恵子	7
9	倉吉市建設協議会	松山 博	1	68	上北条保育園保護者会	杉本 美由紀	5
10	JA鳥取中央	徳田 勤	4	69	上井保育園保護者会	藤井 茂行	1
11	倉吉市社会福祉協議会 ●	田中 ゆかり	4	70	あゆみ保育園保護者会	山本 玲美	7
12	倉吉市社会福祉施設連絡協議会	松井 徳之	3	71	ひかり保育園保護者会	森石 早百合	3
13	倉吉市老人クラブ連合会	田中 次郎	4	72	倉吉東保育園保護者会	福光 英幸	5
14	倉吉市身体障害者福祉協会	福永 幸男	3	73	西郷保育園保護者会	高多 理恵	2
15	倉吉市精神障がい者家族会	福井 昇	3	74	ババール園保護者会	藤田 まりこ	2
16	倉吉市手をつなぐ育成会	明場 辰紀	3	75	うつぶき保育園保護者会	門木 秀幸	2
17	鳥取県自閉症協会 ●	下吉 素子	3	76	どんぐり保育園保護者会	江原 弘憲	3
18	倉吉市仏教会	福井 勝憲	4	77	倉吉愛児園父母の会	箕田 拓郎	5
19	倉吉市女性連絡会		0	78	めぐみ保育園保護者会	山田 恵	4
20	倉吉男女共同参画推進会議 ●	大月 悦子	2	79	倉吉西保育園保護者会	黒田 大喜	2
21	倉吉市連合婦人会	山崎 恵美代	1	80	ひまわり保育園保護者会	椎名 俊之	5
22	倉吉市母子寡婦福祉連合会	澤井 淑子	2	81	灘手保育園保護者会	仲野 志野	7
23	倉吉市更生保護女性会	西尾 澄恵	7	82	社保育園保護者会	佐伯 理恵	2
24	倉吉市食生活改善推進員連絡協議会	由田 小百合	1	83	みのり保育園保護者会	宮本 佳世	5
25	鳥取県男女共同参画センター	入江 隆明	2	84	向山保育園保護者会	竹内 裕仁	5
26	鳥取県在日外国人教育研究会・倉吉 ●	三谷 昇	7	85	北谷保育園保護者会	安藤 歩	3
27	倉吉市保護司会	高田 久	4	86	高城保育園保護者会	梓島 直美	3
28	倉吉市人権擁護委員協議会	高岡 紀子	7	87	小鴨保育園保護者会	小谷 茂雄	6
29	倉吉市民生児童委員連合協議会	吉川 裕	3	88	西倉吉保育園保護者会	白水 久則	5
30	中部地区高等学校同和教育研究会 ●	山根 政俊	6	89	上小鴨保育園保護者会	野儀 増弘	4
31	上北条地区人権同和教育研究会	生田 愿	1	90	関金保育園保護者会	森木 由香	1
32	上井地区同和教育研究会	岸本 幸雄	4	91	山守保育園保護者会	小椋 幹子	5
33	西郷地区同和教育研究会	大塚 保夫	6	92	聖テレジア幼稚園PTA	足立 扇補	5
34	上灘地区同和教育研究会	山根 貞治	6	93	倉吉幼稚園PTA	生部 早苗	3
35	成徳地区同和教育研究会	谷崎 勉	2	94	鳥取短期大学付属幼稚園PTA	角田 理恵	2
36	明倫地区人権学習推進協議会 ●	相見 楓子	3	95	上北条小学校PTA	青目 美鶴	4
37	灘手地区同和教育研究会	武田 基資	7	96	河北小学校PTA	陶山 稔	6
38	社地区同和教育推進協議会	由井 洋之助	6	97	西郷小学校PTA	磯江 純子	3
39	北谷地区同和教育推進協議会	椿 忠亮	4	98	上灘小学校PTA	倉光 智奈津	5
40	高城地区同和教育推進協議会	佐伯 孝代	1	99	成徳小学校PTA	落合 和美	2
41	小鴨地区同和教育研究会	伊藤 教	1	100	明倫小学校PTA	大口 智子	4
42	上小鴨地区同和教育研究会	多賀 長顕	4	101	灘手小学校PTA	仲村 裕子	2
43	関金地区人権教育推進協議会	坂根 奨	4	102	社小学校PTA	森脇 秀代	5
44	上北条地区同和教育推進員協議会	徳田 寿教	7	103	北谷小学校PTA	矢田 誠	2
45	上井地区同和教育推進員連絡会	吉川 仁彦	4	104	高城小学校PTA	岩田 寿朗	5
46	西郷地区同和教育推進員連絡協議会	川上 慎治	6	105	小鴨小学校PTA	大下 淳子	6
47	上灘地区同和教育推進員協議会	平野 俊一	2	106	上小鴨小学校PTA	桑垣 智志	1
48	成徳地区同和教育推進員連絡協議会	田民 早苗	3	107	関金小学校PTA	日野 博文	2
49	明倫地区同和教育推進員協議会	吉田 綱司	3	108	山守小学校PTA	池内 小百合	4
50	灘手地区同和教育推進員協議会	瀬尾 哲則	7	109	河北中学校PTA	藤井 篤志	3
51	社地区同和教育推進員連絡協議会	佐々木 利夫	5	110	東中学校PTA	鶴本 豊樹	5
52	北谷地区同和教育推進員連絡会	東本 静美	6	111	西中学校PTA	松下 清美	5
53	高城地区同和教育推進員連絡会	増尾 孝子	5	112	久米中学校PTA	谷本 さおり	1
54	小鴨地区同和教育推進員連絡協議会	福田 和博	1	113	鴨川中学校PTA	矢城 宏朗	5
55	上小鴨地区同和教育推進員連絡協議会	菅原 久宗	4	114	倉吉養護学校PTA	福本 奈々子	3
56	関金地区同和教育推進員会	荒益 正信	7	115	倉吉市教育委員会事務局	山名 毅	7
57	倉吉市保育園長会 ●	石賀 公子	5	116	倉吉市同和对策雇用促進協議会	小倉 浩紀	1
58	在日本朝鮮人総聯合会倉吉支部		0	117	倉吉市	石田 耕太郎	0
59	在日本大韓国民団鳥取県地方本部倉吉分団		0				

※●は企画委員

部落解放研究第41回倉吉市集会（平成25年8月25日）

1階受付状況



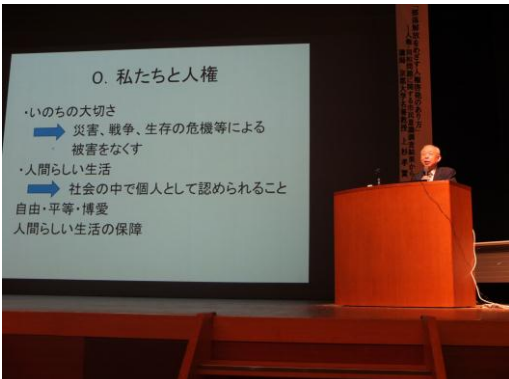
2階受付状況



開会行事



講演会



部落解放研究第41回倉吉市集会
第1回実行委員会（平成25年4月24日）



第1回企画委員会（平成25年4月24日）



第2回企画委員会（平成25年5月17日）



第2回実行委員会（平成25年6月5日）



部落解放研究第41回倉吉市集会
第3回実行委員会（平成25年7月3日）



第4回実行委員会（平成25年7月24日）
（全体会）



（各分科会）



第5回実行委員会（平成25年10月16日）



編集・発行：倉吉市企画振興部 人権局人権政策課

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 番地

電話 (0858) 22-8130

倉吉市ホームページ <http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

メールアドレス jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp